

飯塚市公共施設等のあり方 に関する第一次実施計画

平成21年2月

飯 塚 市

目 次

	ページ
1 策定の趣旨	1
2 策定にあたっての基本的な考え方	1
3 計画の策定	1
4 計画の実施期間	1
5 計画を実施するにあたっての基本的な考え方	2
6 推進体制と進行管理	2
7 施設毎の方向性	3～224
8 公の施設使用料等受益者負担について	225～226

1 策定の趣旨

公共施設等のあり方に関する実施計画（以下「実施計画」という。）は、「飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づいて、道路、河川等を除く全ての公共施設を対象に適正配置、運営主体の適否、効率的な運営方策、利用率の向上策などを含めた公共施設のあり方や市民負担の公平性確保の観点から公の施設使用料等の適正な受益者負担のあり方などについて、本市の目指すまちづくりを見据え、中・長期的な視点に立った中で、抜本的な見直しを図るために策定するものです。

2 策定にあたっての基本的な考え方

実施計画の策定にあたっては、公の施設等は市民の福祉の増進を図るなど行政サービスを提供するための拠点施設であり、市民にとって最も身近で密接に関係する施設であることを踏まえた中で、基本方針に掲げる「基本的な考え方」、「見直しの視点」に基づいて、行財政改革推進委員会及び公共施設等のあり方検討小委員会からの意見・提言並びに市民の皆さんや地域、関係団体等の意見を参考にしながら策定するものです。なお、施設の耐震化をはじめとする施設の改修や早期に改善等を図ることより、市民サービスの向上や効果的・効率的な管理運営等につながるものについては、実施計画の策定と並行して実施します。

【基本方針】

◎基本的な考え方

- ① 施設重視からサービス内容重視へ
- ② 将来人口を見据え、地域の実情等も勘案した適正な配置等
- ③ 利用者の視点に立った施設運営の改善
- ④ 施設の複合化・多機能化及びコミュニティ形成型の施設への転換
- ⑤ 配置転換後の施設や空き（余裕）スペースの有効利活用
- ⑥ 施設の延命化
- ⑦ 効果的かつ効率的な管理運営主体の選択
- ⑧ 市民負担の公平性の確保
- ⑨ 広域的な連携（近隣自治体施設（サービス）の相互利活用）

◎見直しの視点

- ① 第一次総合計画の視点
- ② 市の公共施設としての適正な管理運営の視点
- ③ 支出額、市負担等の状況の視点
- ④ ライフサイクルコストからの視点
- ⑤ 市民からの視点

3 計画の策定

第一次実施計画は、小・中学校の一部を除いた全ての公共施設を対象として方向性を示しています。なお、第二次実施計画については、平成 21 年度に策定いたします。

4 計画の実施期間

計画の実施期間は、飯塚市第一次総合計画（平成 19 年度から平成 28 年度）や合併特

例債の活用できる期間（平成 27 年度まで）を踏まえ、平成 20 年度から平成 28 年度の 9 年間の原則としますが、小・中学校等中・長期の再編整備計画を立てる必要がある施設などについては、実施期間を越えた実施予定時期を設定します。なお、実施計画は、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で随時見直しを図るものとします。

5 計画を実施するにあたっての基本的な考え方

- ①公の施設の廃止等に伴う条例等の施行時期については、施設の性格等に応じて利用者等市民への周知する期間を考慮した中で決定します。
- ②公の施設の廃止後の跡地については、他用途への変更や特定目的の普通財産(公共的団体に貸与等)に予定しているもの以外は、有償で譲渡することを原則とします。
- ③公の施設の設置目的である機能を継続した中で民間事業者等に移譲する場合においても、原則として土地、建物は有償譲渡としますが、市のまちづくり事業等を補完している公共的団体等に移譲する場合は、減額・免除を含め検討します。
- ④一部事務組合等が設置（管理運営を含む）している公の施設については、本実施計画の方向性が早期に実現できるように、関係自治体等と積極的に協議を行います。
- ⑤公の施設を地域のコミュニティ施設等として、地域関係団体等に貸与等する場合、管理運営を行うための経費を要することから、必要があると認められる施設については、当分の間、人的支援を含め施設廃止等に伴い削減された経費の一部を充当するなどの財政的支援を実施します。

6 推進体制と進行管理

飯塚市行財政改革推進本部を中心として実施計画を全庁的に推進いたします。

また、この実施計画の進捗状況については、飯塚市行財政改革推進委員会に報告し、点検や評価を受けるなど適切な進行管理を行いながら取り組むとともに、市民の皆さんに市報やホームページ等で広く公表します。

【参考】

- 本実施計画で使用している用語は、以下の意味で使用しています。

「行政財産」 市が直接、事務所や市民サービスを行うために使用する財産をいいます。(例：庁舎、学校、公園、体育館、図書館等)

「普通財産」 行政財産として使用していない財産をいい、譲渡(売却)や貸し付けなどを行うことができます。(例：廃止後、市が直接使用しない施設等)

「移譲」 これまでどおり、施設機能を継続した中で管理運営を行うことを原則として、公共的団体や民間等に施設を譲渡することをいいます。

「譲渡」 施設機能の継続の有無を問わずに、民間等に譲渡することをいいます。

「貸与」 現行どおり、施設の形状・形態及び機能を変更しないことを原則として、公共的団体や民間等に施設を貸すことをいいます。

「貸付け」 施設の形状・形態及び機能の変更の有無を問わず、公共的団体や民間等に施設を貸すことをいいます。

施設毎の方向性

(目 次)

(施 設 名)	(ページ)
小学校	5
中学校	13
幼稚園	19
給食センター・自校方式給食調理場	22
公民館・類似公民館	25
文化会館、颯田文化施設サンシャインかいた	34
歴史資料館(室)・郷土資料館	37
図書館・公民館図書室	41
社会教育・生涯学習宿泊施設(八木山青年の家、庄内生活体験学校、穂波青少年野営訓練所)	45
その他の文化・生涯学習施設(庄内生涯学習交流館、長崎街道内野宿ふれあい館、山口コミュニティセンター)	49
体育館	53
武道館	59
弓道場	62
運動広場、グラウンド	64
陸上競技場	70
野球場	72
プール	77
テニスコート	80
サンビレッジ茜	85
関の山いこいの森	88
艇庫	90
ゲートボール場	92
保育所	94
児童センター(館)	96
少年相談センター	102
つどいの広場いづか	104
特別養護老人ホーム筑穂桜の園	106
筑穂高齢者生活福祉センター	108
颯田高齢者福祉センター	110
筑穂老人福祉センター	112
颯田老人憩いの家「福寿荘」	114
保健福祉総合施設	116
サン・アビリティーズいづか	120
穂波ふれあい会館	122

忠隈住民センター	124
保健センター	126
飯塚市市立病院、休日夜間急患センター	129
飯塚市斎場	131
飯塚霊園	134
駐車場	136
自転車駐車場	140
市営住宅、教官住宅	143
都市公園・児童遊園・開発遊園・その他の遊公園	152
清掃工場（クリーンセンター）	154
環境センター	157
リサイクルプラザ	160
リサイクルプラザ工房棟（エコ工房）	162
終末処理場、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設	164
浄水場、ポンプ場	167
庄内農産物直売所	171
穎田農産物直売所	173
庄内農産物加工所	175
穎田農産物加工所	177
八木山高原ユースホステル	179
八木山高原集会所	181
庄内温泉筑豊ハイツ	183
旧伊藤伝右衛門邸	185
内野宿友遊館「長崎屋」	187
旧松喜醤油屋	189
新産業創出支援センター	191
地方卸売市場	193
乾燥調製施設、ライスセンター	195
本庁・支所・出張所	198
同和会館・人権啓発センター	204
男女共同参画推進センター	208
市民交流プラザ	210
飯塚総合会館	212
防災センター	213
消費生活センター	215
飯塚オートレース場	217
集会所、生活館	219
納骨堂	221
農機具保管庫、農業共同作業所	222

施設名 小学校

【施設概要】

①鯉田小学校(創設明治6年)

施設の名称	鯉田小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市鯉田 1263 番地	設置年	昭和 38 年～昭和 58 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	12,441 m ²
延床面積	7,149 m ²		

②立岩小学校(創設明治7年)

施設の名称	立岩小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市立岩 1176 番地 1	設置年	昭和 48 年～昭和 57 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	23,349 m ²
延床面積	8,491 m ²		

③飯塚東小学校(創設昭和28年)

施設の名称	飯塚東小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市下三緒 54 番地	設置年	昭和 50 年～昭和 55 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	29,989 m ²
延床面積	8,510 m ²		

④菰田小学校(創設大正13年)

施設の名称	菰田小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市菰田東 2 丁目 19 番 5 号	設置年	昭和 37 年～昭和 56 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	19,081 m ²
延床面積	6,750 m ²		

⑤飯塚小学校(創設明治7年)

施設の名称	飯塚小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市西徳前 2 番 6 号	設置年	昭和 41 年～昭和 44 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	17,878 m ²
延床面積	7,761 m ²		

⑥片島小学校(創設明治29年)

施設の名称	片島小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市片島 3 丁目 8 番 5 号	設置年	昭和 48 年～昭和 56 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	21,035 m ²
延床面積	6,465 m ²		

⑦伊岐須小学校(創設明治10年)

施設の名称	伊岐須小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市伊岐須 843 番地	設置年	昭和 50 年～昭和 55 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	42,328 m ²
延床面積	10,672 m ²		

⑧幸袋小学校(創設明治 29 年)

施設の名称	幸袋小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市中 815 番地	設置年	昭和 47 年～昭和 55 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	18,922 m ²
延床面積	7,282 m ²		

⑨目尾小学校(創設明治 9 年)

施設の名称	目尾小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市目尾 1020 番地	設置年	昭和 44 年～昭和 55 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	17,204 m ²
延床面積	4,763 m ²		

⑩蓮台寺小学校(創設明治 8 年)

施設の名称	蓮台寺小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市蓮台寺 75 番地	設置年	昭和 40 年～昭和 57 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	45,613 m ²
延床面積	4,690 m ²		

⑪潤野小学校(創設明治 7 年)

施設の名称	潤野小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市潤野 320 番地	設置年	昭和 44 年～平成 2 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	18,665 m ²
延床面積	5,621 m ²		

⑫八木山小学校(創設明治 5 年)

施設の名称	八木山小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市八木山 693 番地 1	設置年	昭和 59 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	8,362 m ²
延床面積	1,793 m ²		

⑬潁田小学校(創設明治 8 年)

施設の名称	潁田小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市勢田 860 番地	設置年	昭和 48 年～昭和 49 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	24,722 m ²
延床面積	5,231 m ²		

⑭庄内小学校(創設昭和 45 年)

施設の名称	庄内小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市有安 1 番地 22	設置年	昭和 45 年～昭和 56 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	24,678 m ²
延床面積	6,740 m ²		

⑮内野小学校(創設明治8年)

施設の名称	内野小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市内野 3537 番地 1	設置年	昭和 60 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	11,303 m ²
延床面積	2,829 m ²		

⑯上穂波小学校(創設大正6年)

施設の名称	上穂波小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市筑穂元吉 430 番地	設置年	昭和 45 年～平成 16 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	18,530 m ²
延床面積	5,485 m ²		

⑰大分小学校(創設明治7年)

施設の名称	大分小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市大分 1985 番地 1	設置年	平成 4 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	35,009 m ²
延床面積	7,326 m ²		

⑱楽市小学校(創設明治8年)

施設の名称	楽市小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市楽市 163 番地 1	設置年	昭和 63 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	25,397 m ²
延床面積	5,673 m ²		

⑲平恒小学校(創設昭和25年)

施設の名称	平恒小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市平恒 1021 番地 1	設置年	平成 3 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	20,596 m ²
延床面積	4,862 m ²		

⑳若菜小学校(創設明治7年)

施設の名称	若菜小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市小正 249 番地 2	設置年	昭和 58 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	21,167 m ²
延床面積	6,518 m ²		

㉑椋本小学校(創設明治7年)

施設の名称	椋本小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市椋本 16 番地 2	設置年	平成 9 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	16,655 m ²
延床面積	5,168 m ²		

㉒高田小学校(創設昭和32年)

施設の名称	高田小学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市高田 701 番地 1	設置年	平成 14 年
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建	敷地面積	24,216 m ²
延床面積	3,763 m ²		

【児童数、通常学級数】

(単位:人、学級)

区	分	17年度	18年度	19年度	20年度
鯉田小学校	児童数	267	264	254	247
	学級数	10	11	9	10
立岩小学校	児童数	573	582	600	599
	学級数	18	18	18	19
飯塚東小学校	児童数	452	456	479	475
	学級数	15	15	15	16
菰田小学校	児童数	194	183	176	175
	学級数	7	7	6	6
飯塚小学校	児童数	270	270	275	272
	学級数	11	10	10	11
片島小学校	児童数	289	272	289	306
	学級数	12	12	12	12
伊岐須小学校	児童数	846	816	801	787
	学級数	23	23	22	22
幸袋小学校	児童数	331	321	312	312
	学級数	12	12	12	12
目尾小学校	児童数	173	171	166	175
	学級数	6	6	6	6
蓮台寺小学校	児童数	387	393	374	351
	学級数	12	12	12	12
潤野小学校	児童数	445	439	408	390
	学級数	13	14	14	14
八木山小学校	児童数	34	36	42	43
	学級数	4	4	4	4
穎田小学校	児童数	331	340	345	312
	学級数	14	17	17	12
庄内小学校	児童数	545	522	523	518
	学級数	18	17	17	18
内野小学校	児童数	44	45	43	40
	学級数	5	4	4	4
上穂波小学校	児童数	304	284	272	264
	学級数	12	12	12	12
大分小学校	児童数	251	240	240	240
	学級数	9	9	9	10
楽市小学校	児童数	387	395	381	372
	学級数	12	12	12	12
平恒小学校	児童数	209	211	214	227
	学級数	6	6	7	10

若菜小学校	児童数	417	414	411	428
	学級数	12	12	12	14
棕本小学校	児童数	345	332	318	305
	学級数	12	12	12	12
高田小学校	児童数	71	76	77	69
	学級数	6	6	6	6

【見直しの方向】

- ①小学校の適正規模については、18 学級以上を目指し、12 学級未満の小学校は旧町区域に 1 校のみでの設置である小学校などを除き、隣接校と再編整備を検討し、現在の 22 校を 13 校から 15 校への再編を計画する。
- ②隣接校との再編整備にあたっては、敷地面積、立地場所、校舎の建築年度や児童の安全確保等を総合的に勘案した中で、支障が生じないと客観的に判断できる学校に統合を行う。なお、敷地面積、立地場所等の関係で既存校への統合がどうしても困難な場合は、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、新たな立地場所等について検討を行い、整備計画を策定する。また、再編整備の対象外となる小学校で、老朽化が著しく耐震補強工事等に多額の経費を要する場合において、小学校と中学校が隣接しているときは、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、改築工事を実施する。
- ③①に記載している適正規模や適正配置等を総合的に勘案し、立岩小学校、伊岐須小学校、上穂波小学校、大分小学校及び庄内小学校は現行どおり現在地において存続する。なお、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、上穂波小学校は平成 21 年度、立岩小学校及び平成 22 年度、庄内小学校は平成 23 年度から実施する。また、潁田小学校については、潁田中学校との小・中一貫校設置を検討し、平成 20 年度末までに決定を行い、平成 23 年度から改築工事等を実施する。
- ④③に記載している小学校を除く 16 小学校については、第二次実施計画で見直しの方向を示すものとする。
- ⑤通学距離については原則 4km 以内とし、通学区域の見直しについては、第二次実施計画で方向性を示す小学校と合わせて、通学距離、児童の安全確保、小学校と中学校との連携・接続、学校と地域との連携等を総合的に勘案しながら、保護者をはじめ、地域住民や通学区域審議会等の意見を聴きながら、再編整備の時期を勘案した中で決定する。また、隣接校との再編整備も含め通学区域の見直しを行う際には、スクールバス運行の充実についても併せて検討を行う。
- ⑥学校施設の耐震化については、児童の安心・安全確保の観点から、第二次実施計画で見直しの方向を示す小学校も含めて、全小学校において実施し、平成 27 年度までに完了する。
- ⑦一クラスの児童数は、学校再編の有無に関わらず、現行どおり、1 年生から 3 年生までは 35 人以下とし、4 年生以上は 40 人以下を継続する。なお、今後も引き続き少人数学級の拡充について検討を行う。
- ⑧小学校は、可能な限り、学校開放事業として地域住民に開放するとともに、教育的な効果が期待できる施設、学校の特徴を活かせる施設等については、改築工事等の際に複合化・多機能化を図る。また、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー

化などについても順次計画的に整備を行う。

【具体的な内容】

- ①小学校は市内に 22 校あり、旧飯塚地区 12 校、穂波地区 5 校、筑穂地区 3 校、庄内地区 1 校、颯田地区 1 校で 12 学級未満の小学校 9 校(平成 20 年 5 月 1 日現在:特別支援学級除く。以下同じ。)、12 学級以上 18 学級未満は 10 校、18 学級以上は 3 校となっている。人口の減少や少子化などにより、本市の児童数は減少傾向となっているが、適正規模については、1 学年 3 学級の規模であれば、多様な人間関係が経験でき、他の児童との組み合わせに幅がもたらされることから 18 学級以上(1 学年 3 学級以上)を目指し、学年の進級に伴う学級の編成替えができない 12 学級未満(1 学年 2 学級未満)の小学校は、旧町区域に 1 校のみの設置である小学校などを除き、隣接校と再編整備を行うことを検討とし、現在の 22 校を 13 校から 15 校への再編を計画する。
- ②隣接校との再編整備にあたっては、校舎の老朽化の状況、必要教室数の確保、通学距離など敷地面積、立地場所、校舎の建築年度や児童の安全確保等を総合的に勘案した中で、保護者や学校教育関係者をはじめ地域住民等と協議を行いながら、統合に伴って支障が生じないと客観的に判断できる小学校へ統合を行う。なお、敷地面積、立地場所や児童の安全確保等の関係で既存校への統合がどうしても困難な場合は、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、新たな立地場所等について検討を行い、整備計画を策定する。また、再編整備の対象外となる小学校で、老朽化が著しく耐震補強を含む大規模改修工事等に多額の経費を要する場合において、小学校と中学校が隣接しているときは、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、改築工事等を実施する。
なお、再編整備に伴い不要となる学校用地については、耐震補強工事や大規模改築工事等に多額の財政支出を伴うことから、民間譲渡(売却)を原則とする。
- ③①に記載している適正規模や適正配置等を総合的に勘案し、立岩小学校は 19 学級 599 人、伊岐須小学校は 22 学級 787 人の大規模校で 18 学級以上となっており、現行どおり現在地において存続する。また、庄内小学校は 18 学級 518 人の中規模校、上穂波小学校は 12 学級 264 人、大分小学校は 10 学級 240 人の小規模校であるが、近接に小学校がなく地理的要因等を総合的に判断した中で、現行どおり現在地において存続する。なお、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、上穂波小学校は平成 21 年度、立岩小学校は平成 22 年度、庄内小学校は平成 23 年度から実施する。また、颯田小学校は 12 学級 312 人の小規模校であるが、近接した小学校がなく颯田中学校と隣接し、平成 20 年度から小中一貫教育のモデル校として連携・接続してきた経緯等から、颯田中学校との小・中一貫教育校設立を検討し、平成 20 年度末までに決定を行い、平成 23 年度から改築工事等を実施する。
- ④③に記載している小学校を除く 16 小学校については、保護者をはじめ地域住民や学校教育関係者等の意見を聴きながら、第二次実施計画で見直しの方向を示すものとする。
- ⑤通学距離は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令においておおむね 4km とされており、本市においても 4km 以内を原則とし、通学区域の見直しについては、第二次実施計画で方向性を示す小学校と合わせて、現在の一部自由選択制度を含む校区制度を見直し、適切な校区設定を行うことにより、円滑な通学の確保を図ることが必要であることから、通学距離、児童の安全確保、小学校と中学校との連携・接続、学校と地

域との連携等を総合的に勘案しながら、保護者をはじめ、地域住民や通学区域審議会等の意見を聴きながら、再編整備の時期を勘案した中で決定する。また、隣接校との再編整備も含め通学区域の見直しを行う際には、低学年児童の徒歩通学できる距離や児童の安全面などを考慮しながら、通学手段の確保としてスクールバス運行の充実についても併せて検討を行う。

- ⑥学校施設の耐震化については、実施計画に基づく再編整備等の有無に関わらず、児童の安心・安全確保の観点から、緊急に実施することが必要なことから、第二次実施計画で見直しの方向を示す小学校も含めて、全小学校において順次実施し、平成27年度までに完了する。
- ⑦一クラスの児童の人数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では40人以下を標準としているが、学校教育の更なる充実を図ることが本市の重要課題であることから、学校再編の有無に関わらず、1年生から3年生までは35人以下とし、4年生以上は40人以下を継続する。なお、今後も引き続き少人数学級の拡充について検討を行う。
- ⑧小学校は、地域住民にとって最も身近な施設で、かつ、利便性の高い場所に設置されており、可能な限り、学校開放事業として地域住民に開放するとともに、様々な機能を併せ持つことは、地域コミュニティ構築や地域活性化にもつながり、「教育は学校と地域が担う」という意識転換を通じて、学校・家庭・地域との連携が期待できることから、児童の安全面等を十分配慮しながら教育的な効果が期待できる施設、学校の特徴を活かせる施設等については、改築工事等の際に複合化・多機能化を図る。また、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー化などについても順次計画的に整備を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①小学校の再編整備にあたっては、通学区域の見直しも併せて行うことになるが、4km以内であっても、低学年の児童の徒歩通学できる距離や児童の安全確保等の観点からスクールバスの運行が必要である。
- ②現在、小学校区が地域コミュニティの範囲となっている地域もあり、小学校の再編整備や通学区域を変更する場合は、地域コミュニティの範囲も併せて検討する必要性が生じることから、地域住民や関係団体等と十分に協議を行うことが必要である。
- ③小学校の再編整備に伴って削減される経費の一部については、施設整備をはじめ、維持管理や教育備品の充実を図る費用などに充当することが必要である。
- ④スポーツ施設の統合整理等に伴い、学校教育に支障がない限り、学校施設である運動場、体育館等の学校開放事業がますます求められることから、スポーツ施設の統合整理等に伴う経費の一部については、屋外トイレ、運動場簡易照明設備、備品倉庫等の設置をはじめ、体育館照明設備の改修などに充当することが必要である。
- ⑤学校施設の複合化・多機能化にあたっては、学校教育に支障が生じないことが前提となるが、施設内に多くの地域住民等が来校することになるので、児童・先生用とは別に一般用の出入口、駐車場の設置、教室等共有スペース以外への通用口の施錠・閉鎖等、児童の安全確保を図るとともに、地域住民の利便性等も合わせて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
再編整備	検討	→	決定		実施	→	→	→	→	→
耐震補強	実施	→	→	→	→	→	→	→		
小中一貫教 育施設 (颯田小)	決定	→	→	整備	→					
小中一貫教 育施設 (その他)	検討	→	→	→						

施設名 中学校

【施設概要】

①飯塚第一中学校(創設昭和 22 年)

施設の名称	飯塚第一中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市新立岩 16 番 18 号	設置年	昭和 40 年～平成 5 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	25,905 m ²
延床面積	11,098 m ²		

②飯塚第二中学校(創設昭和 22 年)

施設の名称	飯塚第二中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市柏の森 483 番地	設置年	昭和 40 年～平成 4 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	24,608 m ²
延床面積	8,441 m ²		

③飯塚第三中学校(創設昭和 29 年)

施設の名称	飯塚第三中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市鯉田 2075 番地	設置年	昭和 50 年～昭和 53 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	24,793 m ²
延床面積	6,385 m ²		

④菰田中学校(創設昭和 32 年)

施設の名称	菰田中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市鶴三緒 1434 番地	設置年	昭和 50 年～昭和 55 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	18,507 m ²
延床面積	6,843 m ²		

⑤二瀬中学校(創設昭和 22 年)

施設の名称	二瀬中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市伊岐須 740 番地	設置年	昭和 47 年～昭和 62 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	27,766 m ²
延床面積	9,855 m ²		

⑥幸袋中学校(創設昭和 22 年)

施設の名称	幸袋中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市中 759 番地	設置年	昭和 45 年～平成 3 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	22,519 m ²
延床面積	6,232 m ²		

⑦鎮西中学校(創設昭和 22 年)

施設の名称	鎮西中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市大日寺 568 番地 1	設置年	昭和 46 年～平成 6 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	18,343 m ²
延床面積	7,077 m ²		

⑧ 穎田中学校(創設昭和 22 年)

施設の名 称	穎田中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市鹿毛馬 1667 番地 2	設置年	昭和 36 年～昭和 51 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	27,741 m ²
延床面積	5,937 m ²		

⑨ 庄内中学校(創設昭和 22 年)

施設の名 称	庄内中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市綱分 1000 番地 1	設置年	昭和 41 年～昭和 61 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	21,832 m ²
延床面積	6,803 m ²		

⑩ 筑穂中学校(創設昭和 51 年)

施設の名 称	筑穂中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市長尾 903 番地 1	設置年	昭和 50 年～平成 6 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	43,510 m ²
延床面積	7,627 m ²		

⑪ 穂波東中学校(創設昭和 22 年)

施設の名 称	穂波東中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市南尾 240 番地 1	設置年	昭和 51 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	49,283 m ²
延床面積	6,598 m ²		

⑫ 穂波西中学校(創設昭和 22 年)

施設の名 称	穂波西中学校	所管課	教育総務課、学校教育課
所在地	飯塚市椿 250 番地 1	設置年	昭和 54 年～昭和 55 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	35,262 m ²
延床面積	8,755 m ²		

【生徒数、通常学級数】

(単位:人、学級)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
飯塚第一中学校	生徒数	480	468	454	488
	学級数	14	13	12	13
飯塚第二中学校	生徒数	309	287	279	270
	学級数	9	9	9	9
飯塚第三中学校	生徒数	152	150	152	149
	学級数	6	6	6	6
菰田中学校	生徒数	125	103	112	89
	学級数	5	4	5	4
二瀬中学校	生徒数	458	484	462	459
	学級数	13	13	13	13
幸袋中学校	生徒数	240	233	226	246
	学級数	8	8	8	9

鎮西中学校	生徒数	450	430	416	382
	学級数	12	12	12	12
颯田中学校	生徒数	202	183	170	160
	学級数	6	6	9	6
庄内中学校	生徒数	276	282	265	238
	学級数	9	9	8	7
筑穂中学校	生徒数	326	317	322	304
	学級数	9	9	9	9
穂波東中学校	生徒数	306	284	295	285
	学級数	9	9	9	9
穂波西中学校	生徒数	409	378	395	423
	学級数	12	12	12	12

【見直しの方向】

- ① 中学校の適正規模については、9 学級以上を目指し、9 学級未満の中学校は旧町区域に 1 校のみの設置である中学校を除き、隣接校と再編整備を行うことを検討し、現在の 12 校を 9 校から 10 校への再編を検討する。
- ② 隣接校との再編整備にあたっては、敷地面積、立地場所、校舎の建築年度や生徒の安全確保等を総合的に勘案した中で、支障が生じないと客観的に判断できる中学校に統合を行う。なお、敷地面積、立地場所等の関係で既存校への統合がどうしても困難な場合は、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、再度検討を行い、整備計画を策定する。また、再編整備の対象外となる中学校で、老朽化が著しく耐震補強工事等に多額の経費を要する場合において、小学校と中学校が隣接しているときは、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、改築工事等を実施する。
- ③ ①に記載している適正規模や適正配置等を総合的に勘案し、飯塚第一中学校、二瀬中学校、穂波西中学校、筑穂中学校及び庄内中学校は、現行どおり現在地において存続する。また、鎮西中学校は存続するが、敷地面積が狭小なことから、移転も含め検討を行う。なお、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、穂波西中学校は平成 21 年度、二瀬中学校及び筑穂中学校は平成 22 年度、庄内中学校は平成 23 年度から実施する。また、颯田中学校については、颯田小学校との小・中一貫教育校設置を検討し、平成 20 年度末までに決定を行い、平成 23 年度から改築工事等を実施する。
- ④ ③に記載している中学校を除く 5 中学校については、第二次実施計画で見直しの方向を示すものとする。
- ⑤ 通学距離については原則 6km 以内とし、通学区域の見直しについては、第二次実施計画で方向性を示す中学校と合わせて、通学距離、生徒の安全確保、小学校と中学校との連携・接続、学校と地域との連携等を総合的に勘案しながら、保護者、地域住民をはじめ通学区域審議会等の意見を聴きながら、再編整備の時期を勘案した中で決定する。また、隣接校との再編整備も含め通学区域の見直しを行う際には、スクールバス運行の充実についても併せて検討を行う。
- ⑥ 学校施設の耐震化については、生徒の安心・安全確保の観点から、第二次実施計画で見直しの方向を示す中学校も含めて、全中学校において実施し、平成 27 年度までに完

了する。

- ⑦一クラスの生徒数は、現行どおり、40人以下を継続する。なお、今後も引き続き少人数学級の導入について検討を行う。
- ⑧中学校は、可能な限り、学校開放事業として地域住民に開放するとともに、地域コミュニティ構築等の観点から、教育的な効果ができる施設、学校の特徴を活かせる施設等については、建替工事等の際に複合化・多機能化を図る。また、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー化などについても順次計画的に整備を行う。

【具体的な内容】

- ①中学校は市内に12校あり、旧飯塚地区7校、穂波地区2校、筑穂地区1校、庄内地区1校、颯田地区1校で9学級未満の中学校4校(平成20年5月1日現在:特別支援学級除く。以下同じ。)、9学級以上は8校となっている。適正規模については、主要教科といわれる国語・社会・数学・理科・英語担当教員の複数配置が可能で、かつ、多様な人間関係が経験でき、他の生徒との組み合わせに幅がもたされることから9学級以上(1学年3学級以上)を目指し、教員の複数配置等が困難となる9学級未満の中学校は、旧町区域に1校のみの設置である中学校を除き、隣接校と再編整備を行うことを検討し、現在の12校を9校から10校への再編を計画する。
- ②隣接校との再編整備にあたっては、校舎の老朽化の状況、必要教室数の確保、通学距離など敷地面積、立地場所、校舎の建築年度や生徒の安全確保等を総合的に勘案した中で、保護者や学校教育関係者をはじめ地域住民等と協議を行いながら、統合に伴って支障が生じないと客観的に判断できる中学校へ統合を行う。なお、敷地面積、立地場所や児童の安全確保等の関係で既存校への統合がどうしても困難な場合は、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、新たな立地場所等について検討を行い、整備計画を策定する。また、再編整備の対象外となる中学校で、老朽化が著しく耐震補強工事等に多額の経費を要する場合において、小学校と中学校が隣接しているときは、小・中一貫教育校も視野に入れた中で、改築工事等を実施する。
なお、再編整備に伴い不要となる学校用地については、耐震補強工事や大規模改築工事等に多額の財政支出を伴うことから、民間譲渡(売却)を原則とする。
- ③①に記載している適正規模や適正配置等を総合的に勘案し、飯塚第一中学校は13学級488人、二瀬中学校は13学級459人、鎮西中学校は12学級382人、穂波西中学校は12学級423人の中規模校で、9学級を超えており、飯塚第一中学校、二瀬中学校及び穂波西中学校は立地場所、敷地面積、通学距離等を総合的に勘案し、現在地において存続する。鎮西中学校については、敷地面積が狭小なことから新たな場所への移転も含め検討を行う。筑穂中学校は9学級304人、庄内中学校は7学級238人の小規模校であるが、近接した中学校がなく地理的要因等を総合的に判断した中で、現行どおり現在地において存続する。なお、耐震補強工事及び大規模改修工事等は、穂波西中学校は平成21年度、二瀬中学校及び筑穂中学校は平成22年度、庄内中学校は平成23年度から実施する。また、颯田中学校は6学級160人の小規模校であるが、近接した中学校がなく颯田小学校と隣接し、平成20年度から小・中一貫教育のモデル校として連携・接続してきた経緯等から、颯田小学校との小・中一貫教育校設立を検討し、平成20年度末までに決定を行い、平成23年度から改築工事等を実施する。

- ④③に記載している中学校を除く 5 中学校については、保護者をはじめ地域住民や学校教育関係者等の意見を聴きながら、第二次実施計画で見直しの方向を示すものとする。
- ⑤通学距離は、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令においておおむね 6km とされており、本市においても 6km 以内を原則とし、通学区域の見直しについては、第二次実施計画で方向性を示す中学校と合わせて、現在の一部自由選択制度を含む校区制度を見直し、適切な校区設定を行うことにより、円滑な通学の確保を図ることが必要であることから、通学距離、生徒の安全確保、小学校と中学校との連携・接続、学校と地域との連携等を総合的に勘案しながら、保護者をはじめ、地域住民や通学区域審議会等の意見を聴きながら、再編整備の時期を勘案した中で決定する。また、隣接校との再編整備も含め通学区域の見直しを行う際には、スクールバス運行の充実についても併せて検討を行う。
- ⑥学校施設の耐震化については、実施計画に基づく再編整備等の有無に関わらず、生徒の安心・安全確保の観点から、緊急に実施することが必要であり、第二次実施計画で見直しの方向を示す中学校も含めて、全中学校において順次実施し、平成 27 年度までに完了する。
- ⑦一クラスの生徒の人数は、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では 40 人以下を標準としており、本市においても 40 人以下を継続する。なお、学校教育の更なる充実を図ることが本市の重要課題であることから、今後も引き続き少人数学級の導入について検討を行う。
- ⑧中学校は、地域住民にとって最も身近な施設で、かつ、利便性の高い場所に設置されており、可能な限り、学校開放事業として地域住民に開放するとともに、様々な機能を併せ持つことは、地域コミュニティ構築や地域活性化にもつながり、「教育は学校と地域が担う」という意識転換を通じて、学校・家庭・地域との連携が期待できることから、生徒の安全面等を十分配慮しながら教育的な効果ができる施設、学校の特徴を活かせる施設等については、改築工事等の際に複合化・多機能化を図る。また、トイレの改修、エレベーターの設置、バリアフリー化などについても順次計画的に整備を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①中学校の再編整備にあたっては、通学区域の見直しも併せて行うことになるが、6km 以内であっても、生徒の安全確保等の観点からスクールバス運行の充実について検討することが必要である。
- ②現在、中学校区が地域コミュニティの範囲となっている地域もあり、中学校の再編整備や通学区域を変更する場合は、地域コミュニティの範囲も併せて検討する必要性が生じることから、地域住民や関係団体等と十分に協議を行うことが必要である。
- ③中学校の再編整備に伴って削減される経費の一部については、施設整備をはじめ、維持管理や教育備品の充実を図る費用に充当することが必要である。
- ④スポーツ施設の統合整理等に伴い、学校教育に支障がない限り、学校施設である運動場、体育館等の学校開放事業がますます求められることから、スポーツ施設の統合整理等に伴う経費の一部については、屋外トイレ、運動場簡易照明設備、備品倉庫等の設置をはじめ、体育館照明設備の改修などに充当することが必要である。

- ⑤学校施設の複合化・多機能化にあたっては、学校教育に支障が生じないことが前提となるが、施設内に多くの地域住民等が来校することになるので、生徒・先生用とは別に一般用の出入口、駐車場の設置、教室等共有スペース以外への通用口の施錠・閉鎖等、生徒の安全確保を図るとともに、地域住民の利便性等も合わせて検討することが必要である。
- ⑥中学校プールについては、老朽化に伴う漏水や光熱水費などの維持管理経費が増大しているが、生徒の水泳実技時間が少ないことから、専任の水泳指導員が配置されている市民プールや県営プールの利活用について検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
再編整備	検討	→	決定		実施	→				→
耐震補強	実施	→						→		
小中一貫 教育施設 (穎田中)	決定	→	→	整備	→					
小中一貫 教育施設 (その他)	検討	→	→	→						

施設名 幼稚園

【施設概要】

①幸袋幼稚園

施設の名称	幸袋幼稚園	所管課	教育部学校教育課
所在地	飯塚市中 513 番地 5	設置年月日	昭和 38 年 2 月 (増築:昭和 47 年、49 年)
建物構造	木造平屋	敷地面積	3,088 m ²
延床面積	508 m ²	管理形態	直営

②庄内幼稚園

施設の名称	庄内幼稚園	所管課	教育部学校教育課
所在地	飯塚市綱分 577 番地 1	設置年月日	昭和 51 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	6,960 m ²
延床面積	755 m ²	管理形態	直営

③かいた幼稚園

施設の名称	かいた幼稚園	所管課	教育部学校教育課
所在地	飯塚市勢田 776 番地	設置年月日	昭和 35 年 3 月(増築:昭和 50 年、62 年、平成 11 年)
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,538 m ²
延床面積	907 m ²	管理形態	直営

【定員数、園児数、学級数】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
幸袋幼稚園	募集人員(人)	160	160	120	120
	園児数(人)	100	105	98	94
	学級数(学級)	5	5	5	5
庄内幼稚園	募集人員(人)	160	160	85	85
	園児数(人)	29	60	67	73
	学級数(学級)	2	3	3	3
かいた幼稚園	募集人員(人)	120	120	100	90
	園児数(人)	86	83	87	82
	学級数(学級)	6	4	5	4

【施設の管理運営コスト】

①幸袋幼稚園

(単位:円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	7,123,770	6,649,450
	行政財産使用料		
	その他	8,806	19,678
	計(①)	7,132,576	6,669,128

支出	人件費	48,448,804	45,768,200
	施設管理費	3,254,493	6,082,086
	減価償却費		84,191
	計(②)	51,703,297	51,934,477
収支(①-②)		△44,570,721	△45,265,349
収支比率(①÷②)		13.8%	12.8%
減価償却費を除く収支比率		13.8%	12.9%

※施設の残存価額
4,567,800円

②庄内幼稚園 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	4,154,500	4,628,000
	行政財産使用料		
	その他	5,032	405,453
	計(①)	4,159,532	5,033,453
支出	人件費	30,603,000	26,526,800
	施設管理費	9,477,703	5,073,485
	減価償却費	1,358,453	1,381,978
	計(②)	41,439,156	32,982,263
収支(①-②)		△37,279,624	△27,948,810
収支比率(①÷②)		10.0%	15.3%
減価償却費を除く収支比率		10.4%	15.9%

※施設の残存価額
29,085,883円

③かいた幼稚園 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	4,836,750	5,152,250
	行政財産使用料		
	その他	6,961	449,469
	計(①)	4,843,711	5,601,719
支出	人件費	42,174,000	39,102,800
	施設管理費	5,492,705	6,082,107
	減価償却費	234,552	399,625
	計(②)	47,901,257	45,584,532
収支(①-②)		△43,057,546	△39,982,813
収支比率(①÷②)		10.1%	12.3%
減価償却費を除く収支比率		10.2%	12.4%

※施設の残存価額
1,524,131円

【見直しの方向】

- ①幸袋幼稚園、庄内幼稚園及びかいた幼稚園の3園は再編整備を行い、1園とする。なお、再編整備にあたっては、保護者の利便性等を考慮しながら、移転統合も含め、設置場所、設置時期並びに幼保連携及び小学校教育との連携・接続等について検討を行い、平成22年度までに決定する。
- ②再編後の旧施設については、少子化が進行する中、施設の老朽化の状況や公立、私立を合わせた幼稚園就園児の減少等を総合的に勘案し、民間移譲は行わず、原則として

民間譲渡(売却)する。ただし、施設の安全性が確保できると判断した場合において、子育て支援関連施設等として需要が見込まれるときは、本市の子育て支援の方針に沿った事業展開が期待できる民間ボランティア団体等に無償貸与する。

【具体的な内容】

①本市には、公立幼稚園 3 園、私立幼稚園 11 園、計 14 園の幼稚園が設置されているが、公立である幸袋幼稚園は昭和 38 年、庄内幼稚園は昭和 51 年、かいた幼稚園は昭和 35 年に設置(幸袋、かいた幼稚園は一部増築)されたものであり、建設後 30～50 年程度経過し、老朽化が著しく建替え等の必要性が生じている。

公立幼稚園と私立幼稚園の役割を考えると、私立幼稚園は、これまで、それぞれの教育理念に基づく特色ある教育を実践し、経営努力を行いながら、市民の多種多様なニーズに応じた教育機会を提供している。一方、公立幼稚園は、私立幼稚園と比較して低額な保育料であるため、保護者負担が軽減(私立幼稚園の保護者に対しては、所得に応じた就園奨励費補助金〈年間上限 260,000 円〉の制度がある。)できるとともに、障がい児統合保育を含め、幼稚園教育要領に基づく標準的な教育を提供してきたところである。

このような中、今後の少子化の進行などを考慮すれば、幼稚園就園児の全体的な減少は避けられないところであり、幼稚園を適正規模で維持することは困難になってくることなどから、公立、私立の役割分担を踏まえ、公立幼稚園 3 園を再編整備し、1 園を公立幼稚園として継続して存続させる。なお、再編整備にあたっては、市内全域における保護者の利便性等を考慮しながら、新たな場所への移転統合も含め、設置場所、設置時期、小学校教育との連携・接続等について、保護者や幼稚園・学校教育関係者等の意見を聴きながら、平成 22 年度までに決定する。また、幼保連携の仕組みについても併せて検討を行う。

②再編後の旧施設については、①の理由等により、幼稚園としての機能を継続した中での民間移譲は行わず、原則として民間譲渡(売却)する。ただし、廃止後の施設の有効利活用の観点から、施設の安全性が確保できると判断した場合において、子育て支援関連施設等として需要が見込まれるときは、本市が目指す子育て支援の方針に沿った事業展開が期待できる民間ボランティア団体等に無償貸与する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①公立幼稚園の再編整備にあたっては、保護者の利便性等に配慮し、通園バスを確保することが必要である。
- ②就学前保育・教育のあり方については、国において抜本的な見直しの検討が行われており、国の動向等に十分注視しながら、本市の実情に沿った計画を策定することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移転統合	検討	→ 決定								

施設名 給食センター・自校方式給食調理場

【施設概要】

①飯塚学校給食センター

施設の名称	飯塚学校給食センター	所管課	教育部学校給食課
所在地	飯塚市横田 809 番地	設置年月日	昭和 40 年 6 月 1 日 (増築:昭和 46 年 6 月)
建物構造	軽量鉄骨造平屋 (一部 2 階建)	敷地面積	5,428 m ²
延床面積	2,069 m ²	管理形態	直営

【施設別調理数】

(単位:食)

区 分		調理数	備考
センター方式	飯塚地区小学校 12 校	4,381	
	飯塚地区中学校 7 校	2,251	
	穎田小学校	334	
	穎田中学校	179	
	穎田幼稚園	90	
	小 計	7,235	
自校方式	楽市小学校	395	
	平恒小学校	242	
	若菜小学校	449	
	棕本小学校	326	
	高田小学校	81	
	上穂波小学校	286	
	大分小学校	257	
	内野小学校	48	
	庄内小学校	548	
	穂波東中学校	308	
	穂波西中学校	454	
	筑穂中学校	328	
	庄内中学校	259	民間委託
小 計	3,981		
合 計	11,216	児童・生徒・教職員	

[平成 20 年 5 月 1 日現在]

【施設の管理運営コスト】

①飯塚学校給食センター

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
支 出	人件費(県費負担教職員除く)	212,811,600	208,909,000
	管理運営費	80,802,481	75,202,858
	減価償却費	1,143,260	1,143,260
	計	294,757,341	285,255,118

※ 施設の残存価額
7,526,380円

②自校方式

(小学校9校・中学校3校については、支出区分が明確でない。)

- | | |
|------------------|-------------|
| ②-1 楽市小学校 | ②-10 穂波東中学校 |
| ②-2 平恒小学校 | ②-11 穂波西中学校 |
| ②-3 若菜小学校 | ②-12 筑穂中学校 |
| ②-4 棕本小学校 | |
| ②-5 高田小学校 | |
| ②-6 上穂波小学校 | |
| ②-7 大分小学校 | |
| ②-8 内野小学校 | |
| ②-9 庄内小学校 | |
| ②-13 庄内中学校(民間委託) | |

庄内中学校

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
支 出	人件費	—	—
	管理運営費	13,782,058	14,309,961
	減価償却費	2,140,085	2,140,085
	計	15,922,143	16,450,046

※ 施設の残存価額
107,479,830円

【見直しの方向】

- ①「飯塚市学校給食運営基本方針」に基づき、学校施設の大規模改修工事等の際に、自校方式の給食調理場を整備する。なお、自校方式の給食調理の民間委託については、平成20年度末までに方針を策定し、計画的に実施する。
- ②自校方式の給食調理の民間委託化にあたっては、学校施設の積極的な利活用の観点から、需要が見込まれる場合は多機能化について検討を行う。

【具体的な内容】

- ①飯塚学校給食センターは、昭和40年(昭和46年に増築)に設置され、平成20年度から颯田学校給食センターを統合し、旧飯塚、旧颯田地区の13小学校、8中学校及び1幼稚園に7,235食を調理し、配食している。自校方式を導入しているのは、旧穂波、旧筑穂、旧庄内地区の9小学校、4中学校で3,981食を調理している。今後は、学校給食運営審議会の答申に沿って策定した「飯塚市学校給食運営基本方針」に基づき、学校施設の大規模改修工事等の際には、自校方式の給食調理場を整備する。なお、現

在すでに自校方式を導入している学校施設も含め、自校方式の給食調理の民間委託については、管理運営経費の削減等を図るため、平成 20 年度末までに方針を策定し、計画的に実施する。

- ②自校方式の給食調理の民間委託にあたっては、学校給食の調理に支障が出ないことが前提となるが、学校施設の積極的な利活用の観点から、福祉関連施設等への給食調理及び配食サービスなど需要が見込まれる場合は、課題・問題点等を整理・検証し、多機能化について検討を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①飯塚学校給食センターは、昭和 40 年に設置され、老朽化が著しく、また旧建築基準法により建設されたものであることから、給食センター受配校については、学校施設の大規模改修工事等にあわせて、早急に自校方式を導入する必要がある。
- ②自校方式の学校給食調理場の多機能化については、学校給食の調理に支障が出ないことが前提となるが、課題・問題点等を整理・検証しながら、多角的に検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
自校方式 の調理民 間委託	検討	実施								▶
センター 受配校の 自校式化	検討	実施								▶

施設名 公民館・類似公民館

【施設概要】公民館（※類似公民館を除く）

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
中央公民館（イイツカコミュニティセンター）	飯塚4番67号	H8. 4. 26	鉄筋コンクリート	4	7,964	3,991	直営
二瀬公民館	川津675番地1	S46. 3. 31	鉄筋コンクリート	2	1,066	3,416	直営
幸袋公民館	幸袋50番地	S47. 3. 30	鉄筋コンクリート	2	902	2,709	直営
鎮西公民館	大日寺593番地6	S45. 3. 25	鉄筋コンクリート	2	673	2,035	直営
菰田公民館	菰田東一丁目7番45号	S48. 3. 31	鉄筋コンクリート	2	867	1,933	直営
立岩公民館	新飯塚20番30号	S49. 7. 1	鉄筋コンクリート	4	3,051	1,649	直営
飯塚東公民館	下三緒57番地46	S49. 3. 31	鉄筋コンクリート	2	854	1,872	直営
飯塚公民館	本町20番17号	S57. 9. 10	鉄筋コンクリート	2	934	3,500	直営
鯉田公民館	鯉田1373番地	S51. 3. 1	鉄筋コンクリート	2	894	1,677	直営
穂皮公民館	秋松408番地	S53. 9	鉄筋コンクリート	2	1,795	6,554	直営
筑穂公民館	長尾1340番地	S55. 9	鉄筋コンクリート	2	2,304	4,345	直営
庄内公民館	有安830番地3	S60. 10	鉄筋コンクリート	2	2,219	7,971	直営
穎田公民館	勢田1129番地	S47. 6. 1	鉄筋コンクリート	2	1,012	2,311	直営

【利用者数】

公民館名	17年度	18年度	19年度
中央公民館 (人)	121,491	104,088	102,989
二瀬公民館 (人)	34,121	33,614	29,680
幸袋公民館 (人)	23,675	24,382	20,241
鎮西公民館 (人)	19,765	19,520	18,923
菰田公民館 (人)	11,235	11,004	10,946
立岩公民館 (人)	50,645	67,915	73,451
飯塚東公民館 (人)	15,719	17,206	16,841
飯塚公民館 (人)	18,884	28,999	34,158
鯉田公民館 (人)	12,394	13,405	10,810

公民館名	17年度	18年度	19年度
穂波公民館 (人)	32,820	40,699	40,715
筑穂公民館 (人)	32,462	18,217	28,815
庄内公民館 (人)	12,411	22,407	14,404
穎田公民館 (人)	12,456	11,101	12,457

【施設の管理運営コスト】

①中央公民館

(単位：円)

区分		18年度	19年度
収入	施設使用料	6,562,405	7,153,900
	行政財産使用料		
	その他	191,208	64,091
	計(①)	6,753,613	7,217,991
支出	人件費	28,026,800	42,340,300
	施設管理費	61,673,511	60,523,856
	減価償却費	33,981,243	33,981,243
	計(②)	123,681,554	136,845,399
収支(①-②)		△116,927,941	△129,627,408
収支比率(①÷②)		5.5%	5.3%
減価償却費を除く収支比率		7.5%	7.0%

※ 施設の残存価額
1,514,053,167円

②二瀬公民館

(単位：円)

区分		18年度	19年度
収入	施設使用料	115,410	96,450
	行政財産使用料		
	その他		21,684
	計(①)	115,410	118,134
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	5,765,165	6,310,796
	減価償却費	2,839,057	2,839,057
	計(②)	11,896,622	19,023,853
収支(①-②)		△11,781,212	△18,905,719
収支比率(①÷②)		1.0%	0.6%
減価償却費を除く収支比率		1.3%	0.7%

※ 施設の残存価額
37,856,761円

③幸袋公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	337,225	367,560
	行政財産使用料		
	その他	31,608	
	計(①)	368,833	367,560
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	5,655,852	6,033,470
	減価償却費	2,820,427	2,820,427
	計(②)	11,768,679	18,727,897
収支(①-②)		△11,399,846	△18,360,337
収支比率(①÷②)		3.1%	2.0%
減価償却費を除く収支比率		4.1%	12.3%

※ 施設の残存価額
38,107,969円

④鎮西公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	171,690	129,520
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	171,690	129,520
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	5,140,235	5,587,057
	減価償却費	448,038	448,038
	計(②)	8,880,673	15,909,095
収支(①-②)		△8,708,983	△15,779,575
収支比率(①÷②)		1.9%	0.8%
減価償却費を除く収支比率		2.0%	0.8%

※ 施設の残存価額
7,865,556円

⑤菰田公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	40,430	5,330
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	40,430	5,330
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	5,594,947	5,107,689
	減価償却費	2,900,329	2,900,329
	計(②)	11,787,676	17,882,018
収支(①-②)		△11,747,246	△17,876,688
収支比率(①÷②)		0.3%	0%
減価償却費を除く収支比率		0.5%	0%

※ 施設の残存価額
44,794,355円

⑥立岩公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	2,669,205	3,566,901
	行政財産使用料		
	その他	43,894	30,228
	計(①)	2,713,099	3,597,129
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	23,462,745	21,496,376
	減価償却費	4,089,672	4,089,672
	計(②)	30,844,817	35,460,048
収支(①-②)		△28,131,718	△31,862,919
収支比率(①÷②)		8.8%	10.1%
減価償却費を除く収支比率		10.1%	11.5%

※ 施設の残存価額
92,244,824円

⑦飯塚東公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	77,410	57,330
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	77,410	57,330
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	5,194,616	5,164,316
	減価償却費	3,131,359	3,131,359
	計(②)	11,618,375	18,169,675
収支(①-②)		△11,540,965	△18,112,345
収支比率(①÷②)		0.7%	0.3%
減価償却費を除く収支比率		0.9%	0.4%

※ 施設の残存価額
48,227,606円

⑧飯塚公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	921,070	1,174,485
	行政財産使用料		
	その他	34,878	43,788
	計(①)	955,948	1,218,273
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	6,094,597	5,915,056
	減価償却費	5,063,749	5,063,749
	計(②)	14,450,746	20,852,805
収支(①-②)		△13,494,798	△19,634,532
収支比率(①÷②)		6.6%	5.8%
減価償却費を除く収支比率		10.2%	7.7%

※ 施設の残存価額
119,890,384円

⑨ 鯉田公民館

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	50,630	27,180
	行政財産使用料		
	その他	31,584	27,852
	計 (①)	82,214	55,032
支出	人件費	3,292,400	9,874,000
	施設管理費	5,801,827	5,538,808
	減価償却費	3,683,707	3,683,707
	計 (②)	12,777,934	19,096,515
収支 (①－②)		△12,695,720	△19,041,483
収支比率 (①÷②)		0.6%	0.3%
減価償却費を除く収支比率		0.9%	0.4%

※ 施設の残存価額
63,054,130 円

⑩ 穂波公民館

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	777,670	885,800
	行政財産使用料		
	その他	80,350	64,915
	計 (①)	858,020	950,715
支出	人件費	8,923,100	7,029,500
	施設管理費	18,324,429	14,027,846
	減価償却費	6,562,386	6,562,386
	計 (②)	33,809,915	27,619,732
収支 (①－②)		△32,951,895	△26,669,017
収支比率 (①÷②)		2.5%	3.4%
減価償却費を除く収支比率		3.1%	4.5%

※ 施設の残存価額
167,705,420 円

⑪ 筑穂公民館

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	67,150	107,405
	行政財産使用料		
	その他	10,900	72,776
	計 (①)	78,050	180,181
支出	人件費	10,576,800	12,082,000
	施設管理費	13,741,627	19,939,176
	減価償却費	5,670,000	5,670,000
	計 (②)	29,988,427	37,691,176
収支 (①－②)		△29,910,377	△37,510,995
収支比率 (①÷②)		0.3%	0.5%
減価償却費を除く収支比率		0.3%	0.6%

※ 施設の残存価額
156,240,000 円

⑫庄内公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	580,400	545,950
	行政財産使用料		
	その他	40,249	36,669
	計(①)	620,649	582,619
支出	人件費	8,814,000	6,904,000
	施設管理費	15,760,196	13,931,805
	減価償却費	2,968,956	2,968,956
	計(②)	27,543,152	23,804,761
収支(①-②)		△26,922,503	△23,222,142
収支比率(①÷②)		2.3%	2.4%
減価償却費を除く収支比率		2.5%	2.8%

※ 施設の残存価額
96,656,012円

⑬穎田公民館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	223,010	292,240
	行政財産使用料		
	その他	22,339	26,930
	計(①)	245,349	319,170
支出	人件費	9,695,400	6,904,000
	施設管理費	6,886,106	5,633,827
	減価償却費	1,383,246	1,383,246
	計(②)	17,964,752	13,921,073
収支(①-②)		△17,719,403	△13,601,903
収支比率(①÷②)		1.4%	2.3%
減価償却費を除く収支比率		1.5%	2.5%

※ 施設の残存価額
27,050,144円

【見直しの方向】

- ①中央公民館は、地域コミュニティ活動の拠点施設である地区公民館を統括する中央公民館(中央コミュニティセンター)として今後も継続する。
- ②立岩公民館は小学校区、二瀬公民館及び鎮西公民館は中学校区をコミュニティ組織の範囲としており、該当する小・中学校は現在地(鎮西中学校は移設も含め検討を行う予定)において整備計画が立てられていることから、小学校、中学校と複合施設化するのか、又は現在地において大規模改修工事等を行うのかなどについて検討を行い、平成21年度のできるだけ早い時期に決定する。
- ③菰田公民館は菰田小・中学校区、穂波公民館は穂波地区の全域をコミュニティの範囲としているが、第二次実施計画で方向性が示される小・中学校の再編整備計画とあわせた地域コミュニティの範囲の再編の必要性について検討するとともに、現在地での大規模改修工事等や小・中学校への複合施設化の是非なども併せて、平成21年度末までに地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら、検討を行い決定する。
- ④幸袋公民館、飯塚東公民館、飯塚公民館及び鯉田公民館の今後のあり方については、

第二次実施計画の「小・中学校の見直しの方向」に合わせて平成 21 年度末までに決定する。

- ⑤筑穂公民館は、筑穂地区の全域を地域コミュニティの範囲としているが、現行どおり現在地において存続するのか、筑穂中学校の大規模改修工事等の際に複合施設化するのか、若しくは、筑穂支所庁舎内に移設するのか、又は、地域コミュニティの範囲を再編するのかなどについて、平成 21 年度末までに地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら、検討を行い決定する。
- ⑥庄内公民館は、地域住民の利便性等を考慮し、庄内支所周辺の公共施設に移設する。なお、移設時期及び移設場所等については、平成 21 年度末までに地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら、検討を行い決定する。
- ⑦穎田公民館は、中学校区を地域コミュニティの範囲としており、当該小・中学校は現在地において整備計画が立てられていることから、改築工事等の際に複合施設化を検討する。
- ⑧地区公民館は、地域コミュニティ活動の拠点施設であり、平成 23 年度に地区コミュニティセンターとして再整備する。なお、二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯉田公民館においては、平成 21 年度から出張所の機能を継続した中で事務を行うこととする。
- ⑨地区公民館は、地域の特性、実情に応じた地域住民による自発的・自立的なまちづくり活動の拠点施設となることが期待されており、今後は、関係団体等とのネットワーク化を図りながら、平成 22 年度に「まちづくり協議会(仮称)」を地区公民館毎に設置する。
- ⑩地域コミュニティ構築に向け、地域ボランティア活動を積極的に支援する必要があることから、平成 20 年度末を目途に支援策を検討し、順次実施する。
- ⑪類似公民館のうち、穎田地区の 24 自治公民館は、旧穎田町が直接設置したものであるが、他の地区の自治公民館と整合性を図る観点から、平成 21 年度末を目途に順次関係自治会に建物を無償譲渡する(土地については、無償貸与)。

【具体的な内容】

- ①中央公民館は、12 地区の公民館を統括し、市内全域における社会教育活動の普及啓発等を行うため、コミュニティセンター内に平成 8 年に開設したものであるが、地区公民館が地域コミュニティセンターとしての多機能化が求められている中で、本来公民館が果たすべき役割である社会教育活動を通じた人材育成事業などを市内全域に拡充する必要があることから、今後も継続して設置する。
- ②立岩公民館は昭和 49 年、二瀬公民館は昭和 46 年、鎮西公民館は昭和 45 年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、耐震診断を行う必要があるとともに、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性が生じている。また、立岩公民館は小学校区、二瀬公民館及び鎮西公民館は中学校区を地域コミュニティの範囲としており、該当する小・中学校は、現在地(鎮西中学校は移設も含め検討を行う予定)での整備計画が予定されていることから、小・中学校の改築工事等の際に複合施設化を行うか、又は現在地において耐震補強工事を含めた大規模改修工事等を行うのかなどについて、地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度のできるだけ早い時期

に決定する。なお、立岩・二瀬公民館の地域コミュニティの範囲については、該当する小・中学校の通学区の見直しが行われないうちはこれまでどおりとし、鎮西公民館の地域コミュニティの範囲については、平成 21 年 11 月策定予定の第二次実施計画の「小・中学校の見直しの方向」にあわせて平成 21 年度末までに決定する。

- ③菰田公民館は昭和 48 年に、穂波公民館は昭和 53 年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、耐震診断を行う必要があるとともに、老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性が生じている。また、菰田公民館は菰田小・中学校区を、穂波公民館は穂波地区の全域を地域コミュニティの範囲としているが、第二次実施計画で方向性が示される小・中学校の再編整備と合わせて、地域コミュニティの範囲をどのようにするのが今後の大きな課題であることから、現在地において耐震補強工事を含む大規模改修工事等を行うのか、または小・中学校の改築工事等の際に複合施設化するのかなども含め、地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ④幸袋公民館は昭和 47 年、飯塚東公民館は昭和 49 年、飯塚公民館は昭和 57 年、鯉田公民館は昭和 51 年に旧建築基準法に基づいて建設され、老朽化(耐震化を含む)や地域コミュニティの範囲の再編など課題を抱えているが、所管区域の小・中学校の整備計画が現時点では未定であることから、第二次実施計画の「小・中学校の見直しの方向」に合わせて、地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら検討を行い平成 21 年度末までに決定する。
- ⑤筑穂公民館は筑穂地区の全域を地域コミュニティの範囲とし、昭和 55 年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであるが、老朽化(耐震化を含む)に伴う大規模改修工事等の必要性が生じており、現行どおり現在地において存続するのか、筑穂中学校の改築工事等の際に複合施設化するのか、若しくは、筑穂支所庁舎内に移設するのかなどについて検討を行うとともに、地域内には 3 小学校があるため、地域コミュニティ範囲の再編の必要性などについて地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ⑥庄内公民館は昭和 60 年に設置されたものであるが、老朽化や利用者の利便性等の課題があることから、庄内支所周辺の公共施設の再編に合わせて移設する。なお、移設時期、移設場所及び廃止後の公民館の利活用策等については、地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ⑦潁田公民館は昭和 47 年に旧建築基準法に基づいて建設され、老朽化(耐震化を含む)に伴う大規模改修工事等の必要性が生じているが、中学校区を地域コミュニティの範囲としており、当該小・中学校は、現在地での整備計画が予定されていることから、小・中学校の改築工事等の際に地域住民及び関係団体等の意見を聴きながら、複合施設化について検討を行い決定する。
- ⑧地区公民館は、社会教育活動の普及啓発を行うのみでなく、市民と行政との協働のまちづくりの基盤となる地域コミュニティを構築するための重要な拠点施設であることから、地域住民や関係団体等と連携・協力し、福祉、防犯・防災、交通安全、環境整備やふれあい活動などの市民活動を積極的に支援できる体制を構築しながら、平成 23 年度には地区コミュニティセンターとして再整備する。なお、二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯉田公民館においては出張所を併設しているが、効率化を図る観

点から、出張所の機能を継続した中で事務を行うこととする。

- ⑨地区公民館は、地域の特性、実情に応じた地域住民による自発的・自立的なまちづくり活動の拠点施設となることが期待されており、今後、自治会をはじめ民間ボランティア団体等とのネットワーク化を図りながら、自主・自立した事業展開が可能な体制を構築するため、平成 22 年度に「まちづくり協議会(仮称)」を設置する。
- ⑩地域コミュニティ構築に向け、地域ボランティア活動を積極的に支援する必要があることから、平成 20 年度末を目途に支援策(例えば、ボランティア保険の加入や土・日・休日等における公用車(軽トラックなど)の貸し出し等)を検討し、順次実施する。
- ⑪類似公民館のうち、潁田地区の 24 自治公民館は、旧潁田町が直接設置したものであるが、他の地区の自治公民館は、市からの建設補助金はあるものの自治会が住民の寄付等により設置しており、他の地区との整合性を図る観点から、平成 21 年度末を目途に順次関係自治会に建物を無償譲渡する(土地については、無償貸与)。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①地区公民館は、地域住民にとって最も身近で密接に関係する施設であることから、見直しにあたっては、これまでの経緯なども踏まえ、地域住民や関係団体等と十分な協議が必要である。
- ②地域のまちづくりの拠点として地区コミュニティセンターが機能するためには、福祉、防犯・防災、交通安全、環境整備やふれあい活動などの市民活動を充実させるための支援策を講じるとともに、各種申請・届出書の取次ぎ(後日の証明書等の交付を含む)、公の施設等の予約・検索システムの設置、各種催し物の情報提供、図書館への本の返却窓口の設置、健康づくりや人権問題などの相談窓口設置も含めて、可能な限り多機能化を図るための方策について検討することが必要である。
- ③地区公民館を小・中学校に複合施設化する場合は、児童・生徒の安全確保を図ることが必要となることから、施設内への出入口や駐車場の確保をはじめ、共有スペースや学校開放施設等の利用については、地域住民や学校教育関係者等と十分に協議を行うことが必要である。
- ④廃止後の地区公民館については、耐震性など住民の安全確保が図られる場合は、地域住民や関係団体等の意見を聴きながら、有効な利活用策を検討することが必要である。
- ⑤潁田地区自治公民館の地域団体への移譲にあたっては、平成 21 年度末を目途に順次地域住民や関係団体等と協議を行いながら、地縁団体への申請支援の取り組みや補修費助成の仕組みなどを検討することが必要である。

【実施スケジュール】

公民館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
複合施設 への移設 等見直し	検討	決定								

類似公民館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
無償譲渡	検討	実施								

施設名 文化会館、颯田文化施設サンシャインかいた

【施設概要】

①文化会館(コスモスコモン)

施設の名称	文化会館	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市飯塚 14 番 66 号	設置年月日	平成 4 年 1 月 11 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	28,710 m ²
延床面積	17,455 m ²	管理形態	直営(一部委託)

②颯田文化施設サンシャインかいた

施設の名称	颯田文化施設 サンシャインかいた	所管課	生涯学習部中央公民館
所在地	飯塚市鹿毛馬 2328 番地 2	設置年月日	平成 8 年 10 月 18 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	1,877.50 m ²
延床面積	996.17 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

施設区分	17 年度	18 年度	19 年度
文化会館コスモスコモン (人)	218,729	219,054	273,106
颯田文化施設サンシャインかいた (人)	16,016	15,857	21,944

【施設の管理運営コスト】

①文化会館コスモスコモン

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	46,550,433	43,589,263
	事業収入等	32,190,336	14,561,875
	その他	881,476	9,233,368
	計 (①)	79,622,245	67,384,506
支出	人件費	56,828,500	55,861,500
	管理運営費	168,488,164	146,379,924
	減価償却費	123,017,853	123,017,853
	計 (②)	348,334,517	325,259,277
収支 (①-②)		△268,712,272	△257,874,771
収支比率 (①÷②)		22.9%	20.7%
減価償却費を除く収支比率		35.3%	33.3%

※ 施設の残存価額
4,866,039,552 円

※文化会館駐車場の収支状況は、文化会館で一括計上。

② 穎田文化施設サンシャインかいた (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	995,970	1,158,070
	行政財産使用料		
	その他	33,733	35,187
	計 (①)	1,029,703	1,193,257
支出	人件費	5,288,400	5,178,000
	施設管理費	9,703,976	9,543,566
	減価償却費	5,686,218	5,686,218
	計 (②)	20,678,594	20,407,784
収支 (①-②)		△19,648,891	△19,214,527
収支比率 (①÷②)		5.0%	5.8%
減価償却費を除く収支比率		6.9%	8.1%

※ 施設の残存価額
247,666,384 円

【見直しの方向】

- ①文化会館(コスモスコモン)は、今後も継続して筑豊地区の文化・芸術の中核的施設として存続させる。また、更なる利用者増を図りながら、市民が満足できる文化・芸術事業を効率的に展開するため、平成 22 年度から再度、指定管理者による管理・事業運営を行う。
- ②穎田文化施設サンシャインかいたは、平成 21 年度から当分の間は、穎田公民館の付属施設として、地域の生涯学習活動をはじめ様々なコミュニティ活動の拠点施設として利活用を行う。

【具体的な内容】

- ①文化会館(コスモスコモン)は、平成 4 年に開設したものであり、筑豊地区の文化・芸術の中核的施設として、今後も継続して存続させる。また、管理運営にあたっては市町合併後の平成 18・19 年度は指定管理者で、その後は直営(一部委託)で行っているが、更なる利用者増を目指し、市民が満足できる文化・芸術事業を効率的に展開するためには、常に市民ニーズを把握することは当然ではあるが、文化ホール管理運営の専門的な知識をはじめ、関係業界等との情報交換・収集も含め連携・協力を確保することなどが求められることから、平成 22 年度から再度、文化ホール経営のノウハウを有し、文化会館を拠点施設とした中で、文化関係団体等と連携を図りながら、地域の文化振興に寄与することが期待できる指定管理者による管理・事業運営を行う。
- ②穎田文化施設サンシャインかいたは、主に他の地区公民館と同様に生涯学習サークルなどの活動の場として利活用されているのが実態であることから、文化ホールではなく、平成 21 年度から当分の間は、隣接の穎田公民館の付属施設に変更し、地域の生涯学習活動をはじめ様々なコミュニティ活動の拠点施設として利活用を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①文化会館の指定管理者制度を再導入するにあたっては、市民の文化・芸術活動の振興を図る重要な拠点施設であり、施設の管理運営を収支の面からだけで判断することは

できないが、毎年多額の財政支出を伴うことから、市民が真に満足できる、また、財政支出に対しても市民の理解が得られるような事業展開・運営ができる指定管理者を選定することが必要である。

- ②文化ホールとしての機能や規模を考えると、筑豊地区における文化・芸術の中核的な施設であり、市民だけでなく同じ生活圏域住民をも含めた有効利活用策を図りながら、利用率・稼働率を向上させることが必要である。
- ③穎田文化施設サンシャインかいたは、当分の間は隣接の穎田公民館の付属施設として利活用することになるが、老朽化が著しい穎田公民館(昭和47年建設)の今後の方向性(現在地での建替え・大規模改修工事、他の公共施設との複合施設化等)に合わせて、地域住民や関係団体等との意見を聴きながら、再度施設のあり方について検討することが必要である。なお、存続する間は、利用促進策を講じるとともに経費削減に努めることが必要である。

【実施スケジュール】

①文化会館（コスモスコモン）

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	検討		実施							

②穎田文化施設 サンシャインかいた

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
用途変更	検討	実施								

施設名 歴史資料館（室）・郷土資料館

【施設概要】

①歴史資料館

施設の名称	飯塚市歴史資料館	所管課	生涯学習部文化財保護課
所在地	飯塚市柏の森 959 番地 1	設置年月日	昭和 56 年 11 月 10 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	7,042.40 m ²
延床面積	2,358 m ²	管理形態	直営（一部委託）

②穂波郷土資料館

施設の名称	飯塚市穂波郷土資料館	所管課	生涯学習部文化財保護課
所在地	飯塚市秋松 407 番地 1	設置年月日	平成 3 年 5 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	670 m ²
延床面積	967 m ²	管理形態	直営

③庄内歴史資料室

施設の名称	庄内歴史資料室	所管課	生涯学習部文化財保護課
所在地	飯塚市綱分 792 番地 5	設置年月日	平成 6 年 7 月 9 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	1,584.92 m ² （図書館と共有）
延床面積	200 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
飯塚歴史資料館 (人)	16,970	16,125	23,929
穂波郷土資料館 (人)	3,789	2,669	2,299
庄内歴史資料室 (人)	2,240	1,699	1,257

【施設の管理運営コスト】

①歴史資料館

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	1,664,550	3,587,250
	行政財産使用料	1,130	7,203
	その他	255,040	296,990
	計 (①)	1,920,720	3,891,443
支出	人件費	16,874,217	16,448,190
	施設管理費	24,803,921	25,335,800
	減価償却費	11,114,082	11,114,082
	計 (②)	52,792,220	52,898,072
収支 (①－②)		△50,871,500	△49,006,629
収支比率 (①÷②)		3.6%	7.4%
減価償却費を除く収支比率		4.6%	9.3%

※ 施設の残存価額
317,368,786 円

②穂波郷土資料館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)		
支出	人件費	4,407,000	2,589,000
	施設管理費	4,803,995	5,041,813
	減価償却費	4,139,172	4,139,172
	計 (②)	13,350,167	11,769,985
収支 (①－②)		△13,350,167	△11,769,985
収支比率 (①÷②)		—	—

※ 施設の残存価額
159,588,076円

③庄内歴史資料室

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)		
支出	人件費	3,727,400	3,704,000
	施設管理費	449,532	20,553
	減価償却費		
	計 (②)	4,176,932	3,724,553
収支 (①－②)		△4,176,932	△3,724,553
収支比率 (①÷②)		—	—

【見直しの方向】

- ①歴史資料館(室)・郷土資料館は、3箇所設置しているが、飯塚市歴史資料館に統合し、飯塚市穂波郷土資料館及び庄内歴史資料室は、平成21年度に廃止し、当分の間は収蔵庫や地域の郷土研究団体等の活動拠点施設等として有効利活用する。
- ②飯塚市歴史資料館は、文化財の収集、調査、研究、保存をはじめ、常設展示や企画展、更に学習会、講演会など社会教育の普及事業を展開しているが、今後は、更に隣接自治体を含む他の歴史的文化遺産や関係団体等と連携を図りながら、市内の歴史的文化遺産等を活かしたまちづくりを推進する。また、当分の間は直営で施設の管理運営を行うことになるが、行政として継続する事務事業(直営で行う事務事業)の整理を行いながら、できるだけ早い時期(平成23年度を目途)に指定管理者制度を導入する。

【具体的な内容】

- ①飯塚市歴史資料館は昭和56年、飯塚市穂波郷土資料館は平成3年、庄内歴史資料室は平成6年に設置され、直営(飯塚市歴史資料館は一部委託)で管理運営を行っているが、飯塚市穂波郷土資料館及び庄内歴史資料室は、利用者が少なく、飯塚市歴史資料

館に展示資料の一部を移動し、展示内容の充実を図るほうが、より利用者ニーズに応じた効果的・効率的な運営が期待できることから、利用者等地域住民への周知などにある程度の期間を要することも考慮しながら、平成 21 年度のできるだけ早い時期に両施設を廃止し、飯塚市歴史資料館に統合する。なお、穂波郷土資料館は穂波図書館との複合施設であるが、2 階部分は収蔵庫として利用し、1 階部分の整理作業室、会議室（穂波図書館と共有）等は、これまでどおり、郷土研究団体等の活動の場所としての利活用を図る。また、庄内歴史資料室は、当分の間、収蔵庫として利活用を図る。

- ②飯塚市歴史資料館は、本市の重要な社会教育施設として文化財の収集、調査、研究、保存をはじめ、文化財の常設展示や企画展、更に学習会、講演会など社会教育の普及事業を展開しているが、今後は更に、近隣自治体や関係団体等と協議を行い、市内や近隣地域の歴史的文化遺産や観光施設との更なる連携を図りながら、市内の歴史的文化遺産等を活かしたまちづくりを推進する。また、当分の間は現行どおり直営で施設の管理運営を行うことになるが、先進事例等を参考にしながら、歴史資料の調査研究など行政として継続して行うべき事務事業(直営で行う事務事業)を整理し、できるだけ早い時期(平成 23 年度を目途)に利用者ニーズに応じた効果的かつ弾力的な管理運営が期待できる指定管理者制度を導入する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

飯塚市歴史資料館の展示可能なスペースが限られていることから、常時展示できない文化財は、穂波庁舎及び筑穂庁舎のロビーの一部を展示スペースとして利活用することについて検討するとともに、飯塚市穂波郷土資料館については、現在、飯塚市立穂波図書館との複合施設であり、また、敷地内には公民館、体育館等の公共施設が設置され、地域住民にとって利便性の高い場所であることから、収蔵庫や郷土研究団体等の活動場所としての利活用も含め、総合的に検討することが必要である。また、庄内歴史資料室については、施設周辺に公共施設が集中しており、庄内地域の住民にとって利便性の高い場所であることから、庄内支所をはじめ周辺の公共施設のあり方と併せた有効利活用策について検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①歴史資料館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
指定管理	検討			実 施						

②穂波郷土資料館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃 止		実 施								

③庄内歴史資料室

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止	→	実 施								

施設名 図書館・公民館図書室

【施設概要】

①飯塚市立図書館（飯塚市立飯塚図書館）

施設の名称	飯塚市立図書館	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市飯塚 14 番 67 号	設置年月日	平成 8 年 2 月 28 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	3,996 m ² （コミュニケーション敷）
延床面積	1,806 m ² （図書館専用部分）	管理形態	指定管理者 (株)図書館流通センター

②飯塚市立図書館筑穂館（飯塚市立ちくほ図書館）

施設の名称	飯塚市立図書館筑穂館	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市長尾 1390 番地 1	設置年月日	平成 15 年 6 月 11 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,153.66 m ²
延床面積	1,340.75 m ²	管理形態	指定管理者 (株)図書館流通センター

③飯塚市立図書館庄内館（飯塚市立庄内図書館）

施設の名称	飯塚市立図書館庄内館	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市綱分 792 番地 5	設置年月日	平成 6 年 7 月 9 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	1,584.92 m ²
延床面積	960.41 m ²	管理形態	指定管理者 (株)図書館流通センター

④飯塚市立図書館穂波館（飯塚市立穂波図書館）

施設の名称	飯塚市立図書館穂波館	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市秋松 407 番地 1	設置年月日	平成 3 年 6 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	670 m ² （穂波郷土資料館敷）
延床面積	192 m ² （図書館専用部分）	管理形態	直営

⑤飯塚市立図書館穎田館（飯塚市立穎田図書館）

施設の名称	飯塚市立図書館穎田館	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市勢田 1129 番地 1	設置年月日	昭和 47 年 6 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,311 m ² （穎田公民館敷）
延床面積	43.19 m ² （図書館専用部分）	管理形態	直営

【利用者数、蔵書数】

区 分		18年度	19年度	
飯塚市立図書館	利用者数(人)	93,273	93,109	
	蔵書数(冊、点)	図書資料	196,911	198,919
		AV資料	5,559	5,700
		その他	324	372
飯塚市立図書館筑穂館	利用者数(人)	16,748	18,973	
	蔵書数(冊、点)	図書資料	44,668	49,135
		AV資料	1,151	1,356
		その他	41	42
飯塚市立図書館庄内館	利用者数(人)	28,988	32,155	
	蔵書数(冊、点)	図書資料	55,999	56,729
		AV資料	3,098	3,240
		その他	53	33
飯塚市立図書館穂波館	利用者数(人)	6,654	10,473	
	蔵書数(冊、点)	図書資料	24,096	25,708
		AV資料	0	0
		その他	0	0
飯塚市立図書館潁田館	利用者数(人)	892	943	
	蔵書数(冊、点)	図書資料	4,344	4,574
		AV資料	0	0
		その他	0	0

【施設の管理運営コスト】

①飯塚市立図書館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	33,715,300	33,286,300
	管理運営費	63,857,195	81,288,179
	減価償却費	16,969,002	16,969,002
	計	114,541,497	131,543,481

※ 施設の残存価額
526,809,508円

②飯塚市立図書館筑穂館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	15,246,800	9,169,000
	管理運営費	19,685,979	16,468,095
	減価償却費	8,063,478	8,063,478
	計	42,996,257	33,700,573

※ 施設の残存価額
415,717,088円

③飯塚市立図書館庄内館 (単位:円)

区	分	18年度	19年度
支出	人件費	16,237,300	9,169,000
	管理運営費	14,203,091	13,163,270
	減価償却費	6,026,850	6,026,850
	計	36,467,241	28,359,120

※ 施設の残存価額
256,475,950円

④飯塚市立図書館穂波館 (単位:円)

区	分	18年度	19年度
支出	人件費	9,402,000	8,233,000
	管理運営費	3,117,066	3,527,972
	減価償却費		
	計	12,519,066	11,760,972

⑤飯塚市立図書館穎田館 (単位:円)

区	分	18年度	19年度
支出	人件費		
	管理運営費	676,296	637,671
	減価償却費		
	計	676,296	637,671

【見直しの方向】

- ①飯塚市立図書館を中央図書館とし、飯塚市立図書館筑穂館及び飯塚市立図書館庄内館を地域の図書館として存続する。穎田図書館は、地区公民館の図書室として存続させ、今後のあり方については、読書環境の充実を図ることが必要であることから、利用者や地域住民の意見を聴きながら引き続き検討する。また、穂波図書館については、利用者の利便性や利用実態等を考慮し、平成21年度までに利用者やボランティア団体等の意見を聴きながら、再度検討を行い、方向性を決定する。なお、存続する間は、開館日、開館時間等について検討を行い管理運営経費の縮減を図る。
- ②小・中学校の改築工事に伴って地区公民館を複合施設化する場合は、地域住民が利用できるような図書室機能を兼ね備えた学校施設の複合化・多機能化についても、併せて検討を行いながら、市民サービスが向上し、かつ、効果的・効率的な管理運営が期待できるときは導入を図る。

【具体的な内容】

- ①飯塚市立図書館は平成8年、筑穂館は平成15年、庄内館は平成6年、穂波館は平成3年、穎田館は昭和47年に設置されたものであるが、老朽化の状況や利用実態等を総合的に勘案し、飯塚市立図書館を中央図書館とし、飯塚市立図書館筑穂館及び飯塚市立図書館庄内館を地域の図書館として存続させる。穎田図書館については、穎田公民館内にあり、現状の利用実態などを勘案した中で、平成21年度のできるだけ早い時期に地区公民館の図書室に変更し、今後のあり方については全市的な視点に立った中で読

書環境の充実を図ることが必要であることから、利用者や地域住民の意見を十分に聴きながら引き続き検討を行う。また、穂波図書館については、地域住民にとって利便性の高い場所に立地しており、また、設置までの経緯や利用実態等も考慮し、平成21年度までに利用者やボランティア団体等の意見を聴きながら、再度検討を行い、方向性を決定する。なお、存続する間は、更なる利用者増を図るとともに、利用実態等を整理・検証しながら、開館日、開館時間等について検討を行い、管理運営経費の縮減を図る。

- ②小・中学校は、地域住民にとって利便性の高い場所に立地しており、学校教育に支障を生じさせないことが前提ではあるが、小・中学校の改築工事に伴って地区公民館を複合施設化する場合は、地域住民が利用できるような図書室機能を兼ね備えた学校施設の複合化・多機能化についても、地域住民や図書・学校教育関係者等の意見を聴きながら併せて検討を行い、市民サービスが向上し、かつ、効果的・効率的な管理運営が期待できるときは導入を図る。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①読書環境の充実を図るためには、地区公民館図書室を地域住民にとって利便性の高い施設とすることが必要であり、中央図書館等とのネットワーク化や中央図書館等への本の返却窓口等を地区公民館等に設置することなどについても検討することが必要である。
- ②地区公民館図書室を小学校図書室等に複合施設化する場合は、児童・生徒の教育環境の維持や安全対策の観点から、児童・生徒・先生用のほかに施設内への出入口や駐車場を確保するとともに、共有スペース等の利用については、地域住民や図書・学校教育関係者等と十分に協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

- ①飯塚市立図書館、②飯塚市立図書館筑穂館、③飯塚市立図書館庄内館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
継 続	実施									→

- ④飯塚市立図書館穂波館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
見直しの 方向性	再検討	→ 決定								

- ⑤飯塚市立図書館穎田館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
地区公民 館図書室	検討	→ 実施								

施設名 社会教育・生涯学習宿泊施設

(八木山青年の家、庄内生活体験学校、穂波青少年野営訓練所)

【施設概要】

①八木山青年の家

施設の名称	飯塚市八木山青年の家	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市八木山 1113 番地	設置年月日	昭和 38 年 10 月 1 日
建物構造	木造・鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	16,815 m ²
延床面積	1,113 m ²	管理形態	直営

②庄内生活体験学校

施設の名称	飯塚市庄内生活体験学校	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市有安 958 番地 1	設置年月日	昭和 63 年 1 月 15 日
建物構造	木造平屋・鉄骨造 2 階建	敷地面積	10,000 m ²
延床面積	1,290 m ²	管理形態	直営

③穂波青少年野営訓練所

施設の名称	飯塚市穂波青少年野営訓練所	所管課	生涯学習部中央公民館
所在地	飯塚市舍利蔵 722 番地 1	設置年月日	昭和 32 年 4 月 1 日
建物構造	木造平屋（小屋）・鉄筋造平屋 （炊事棟）	敷地面積	3,967 m ²
延床面積	129 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
八木山青年の家	市 内 (人)	418	357	279
	市 外 (人)	1,285	1,560	1,124
庄内生活体験学校	(人)	2,167	1,667	2,243
穂波青少年野営訓練所	(人)	765	402	1,243

【施設の管理運営コスト】

①八木山青年の家

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	528,350	356,935
	行政財産使用料	30,000	30,000
	その他		
	計 (①)	558,350	386,935

支出	人件費	1,669,525	1,692,510
	管理運営費	5,833,890	5,635,177
	減価償却費	0	0
	計(②)	7,503,415	7,327,687
収支(①-②)		△6,945,065	△6,940,752
収支比率(①÷②)		7.4%	5.3%

※ 施設の残存価額
1,939,400円

②庄内生活体験学校 (単位:円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他	1,300	
	計(①)	1,300	0
支出	人件費	23,571,000	13,572,500
	施設管理費	3,868,182	4,970,519
	減価償却費	3,831,458	3,831,458
	計(②)	31,270,640	22,374,477
収支(①-②)		△31,269,340	△22,374,477
収支比率(①÷②)		0%	0%
減価償却費を除く収支比率		0%	0%

※ 施設の残存価額
49,594,520円

③穂波青少年野営訓練所 (単位:円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	0	0
支出	人件費	1,762,800	863,000
	施設管理費	441,731	443,659
	減価償却費	0	0
	計(②)	2,204,531	1,306,659
収支(①-②)		△2,204,531	△1,306,659
収支比率(①÷②)		-	-

【見直しの方向】

- ①八木山青年の家は、施設の老朽化や利用実態等を総合的に勘案し、平成21年度で廃止し、民間譲渡(売却)する。
- ②庄内生活体験学校は、様々な生活体験を通じた子どもの健全育成事業を全市的に拡充するため、現行どおり存続する。なお、大規模改修工事等の必要性が生じた際には、将来の事業展開を見据えた中で、施設規模等について再度検討する。
- ③穂波青少年野営訓練所は、大規模修繕工事等の必要性が生じるまでの間は、利用実態

等を勘案し、開場期間等の見直しを行いながら存続させる。

【具体的な内容】

- ①八木山青年の家は昭和 38 年に開設したものであるが、建設後約 45 年が経過し老朽化が著しく、大規模改修工事等の必要性があるとともに、市民ニーズの多様化に伴い利用者が減少傾向にある中で、主に市外の高校や大学のクラブ・サークルの合宿等に利用されていることから、施設の老朽化の状況や利用実態等を総合的に勘案し、平成 21 年度で廃止を行い、民間譲渡(売却)する。
- ②庄内生活体験学校は、昭和 63 年に開設し、主に庄内地区の児童等が宿泊し自炊や農耕体験等様々な生活体験活動を通じて、子どもの自立(律)などを図っているが、他地域の子どもたちも含め、全市的な事業として拡充が求められていることから、民間ボランティア団体等の協力を得ながら現行どおり存続する。また、市内の各校区単位で「通学合宿」を実施するためには、指導者の育成が必要であるため、支援体制づくりを推進する。なお、施設の老朽化による大規模改修工事等の必要が生じた際には、将来を見据え、設置目的である様々な生活体験を通じた中で、子どもの健全育成を図る更なる取り組みが必要であるため、保護者や関係団体をはじめ、市民の意見を聴きながら、施設規模や事業展開等について再度検討する。
- ③穂波青少年野営訓練所(不便の家)は、青少年が通常の生活とは全く違った自然環境の中で、生きる力を培うことを目的として昭和 32 年に開設したが、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、冬季の閉鎖など開場期間等の見直しを行いながら大規模修繕工事等の必要性が生じるまでの間は存続させる。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①八木山青年の家を廃止するにあたっては、近隣にある国・県・市町村の社会教育施設などを代替施設として、有効に利活用することが必要であり、情報提供を相互に行うとともに、施設が簡易かつ安価に利用できるように、関係自治体等と協議を行いながら、他の施設も含めた相互利活用策を図る仕組みについて検討することが必要である。また、八木山地域の活性化にあたっては、近隣の公共施設や民間施設等と合わせた中で、多角的かつ長期的な展望に立って、恵まれた自然を活かした観光事業や農業体験などによる広域的な都市間交流事業など地域の実情、特性を念頭に置きながらまちづくりを検討することが必要である。
- ②庄内生活体験学校は、地元の民間ボランティア団体等の協力を得ながら、直営で管理運営を行っているが、現在行っている事業に加え「不登校生徒の体験活動」等全市的な事業として充実させていくためには、地域住民をはじめ青少年健全育成団体などの民間ボランティア団体や学校教育関係者等と連携を執りながら、更なる支援・協力体制の充実を図る必要があることから、効果的かつ効率的な管理運営体制の再構築について検討することが必要である。
- ③庄内生活体験学校での通学合宿は、現在では庄内地区の児童が主に利用し、他の地域の子どもたちは土・日(金曜の放課後を含む)での利用となっていることから、公用マイクロバス等を活用した中で、市内全域において幅広く事業展開ができるような方策について検討することが必要である。
- ④穂波青少年野営訓練所を青少年が安心、かつ、安全に利用するためには、経験豊富な

野外活動指導者が必要であることから、指導者育成などについて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①八木山青年の家

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 民間譲渡	検討		→実施							

②庄内生活体験学校

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
存 続	—————→									→

③穂波青少年野営訓練所

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
存 続	—————→									→

施設名 その他の文化・生涯学習施設

(庄内生涯学習交流館、長崎街道内野宿ふれあい館、山口コミュニティセンター)

【施設概要】

①庄内生涯学習交流館

施設の名称	飯塚市庄内生涯学習交流館	所管課	生涯学習部中央公民館
所在地	飯塚市綱分 791 番地 4	設置年月日	平成 16 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造 2 階建	敷地面積	1,060.58 m ²
延床面積	553.70 m ²	管理形態	直営

②長崎街道内野宿ふれあい館

施設の名称	飯塚市長崎街道内野宿ふれあい館	所管課	生涯学習部中央公民館
所在地	飯塚市内野 3313 番地 1	設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
建物構造	木造、鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	447.15 m ²
延床面積	333.11 m ²	管理形態	直営 (平成 21 年度から 指定管理者による管理)

③山口コミュニティセンター

施設の名称	飯塚市山口コミュニティセンター	所管課	生涯学習部中央公民館
所在地	飯塚市山口 446 番地 1	設置年月日	平成 10 年 3 月 1 日
建物構造	木造、一部鉄骨造平屋	敷地面積	832 m ²
延床面積	244.06 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
庄内生涯学習交流館 (人)	3,275	11,359	7,331
長崎街道内野宿ふれあい館 (人)	141	279	148
山口コミュニティセンター (人)	766	667	714

【施設の管理運営コスト】

①庄内生涯学習交流館

(単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
収入	施設使用料	62,110	49,560
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	62,110	49,560
支出	人件費	3,525,600	2,589,000
	施設管理費	5,168,218	5,019,947
	減価償却費	3,921,750	3,921,750
	計 (②)	12,615,568	11,530,697
収支 (①－②)	△12,553,458	△11,481,137	
収支比率 (①÷②)	0.5%	0.4%	
減価償却費を除く収支比率	0.7%	0.7%	

※ 施設の残存価額
149,898,000 円

②長崎街道内野宿ふれあい館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	—	—
支出	人件費	3,600,000	3,600,000
	施設管理費	2,163,000	2,163,000
	減価償却費	3,479,318	3,479,318
	計(②)	9,242,318	9,242,318
収支(①-②)		△9,242,318	△9,242,318
収支比率(①÷②)		—	—

※ 施設の残存価額
50,256,820円

③山口コミュニティセンター (単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	—	—
支出	人件費	0	0
	施設管理費	0	25,520
	減価償却費	1,818,409	1,818,409
	計(②)	1,818,409	1,843,929
収支(①-②)		△1,818,409	△1,843,929
収支比率(①÷②)		—	—

※ 施設の残存価額
26,265,910円

【見直しの方向】

- ①庄内生涯学習交流館は、利用実態等を総合的に勘案し、平成20年度末で廃止し、庄内図書館の附属施設として使用する。なお、平成23年度以降の施設のあり方については、周辺の公共施設と併せて平成21年度までに有効利活用策を検討し決定する。
- ②長崎街道内野宿ふれあい館は、平成21年度から「内野宿展示館」に用途変更し、同年度から指定管理者による管理運営を行う。なお、指定期間満了後の施設の取扱いについては、平成24年度までに指定管理者や地域住民と協議を行い決定する。
- ③山口コミュニティセンターは、平成20年度末で廃止し、地元自治会に無償譲渡(土地については、無償貸与)する。なお、地元自治会が地縁団体の認可を受けるまでの間は無償貸与する。

【具体的な内容】

- ①庄内生涯学習交流館は、地域における生涯学習施設として平成16年に設置されたものであるが、生涯学習施設としては利用が少ないため、平成20年度末で廃止し、平成22年度までは庄内図書館の収蔵庫等として使用する。なお、平成23年度以降の施設のあり方については、施設周辺に公共施設が集合しており、庄内地域の住民にとって

利便性の高い場所であることから、庄内支所をはじめ周辺の公共施設のあり方と併せた中で有効利活用策について検討し、平成 21 年度までに決定する。

- ②長崎街道内野宿ふれあい館は、平成 10 年に設置したものであるが、平成 19 年度末に策定した観光基本計画に基づき、平成 21 年度から内野宿友遊館「長崎屋」と一体的な観光施設として「内野宿展示館」に用途変更を行い、同年度から内野宿友遊館「長崎屋」と併せて柔軟で効率的な管理運営が期待できる指定管理者制度を導入する。なお、指定期間満了後(平成 26 年度以降)の施設の取扱いについては、地域関係団体への移譲・貸与も含め、指定管理者や地域住民等と協議を行いながら、平成 24 年度までに決定する。
- ③山口コミュニティセンターは、平成 10 年に土地改良事業に伴って設置されたものであるが、実態としては地元の類似公民館としての役割を果たしているものであり、平成 20 年度末に廃止し、地元自治会に無償譲渡(土地については、無償貸与)する。なお、地元自治会に譲渡するためには地縁団体の認可を受ける必要があることから、その間は無償貸与する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①内野宿展示館の将来のあり方については、施設単体ではなく、恵まれた自然環境や旧宿場町という地域特性を活かしながら、地域内にある内野宿友遊館「長崎屋」、内野小学校や福祉関連施設などを含めて、中・長期的な展望に立った中で、地域が目指す方向性を多角的に検討し、明確にししながら、地域活性化に向けた利活用策について検討することが必要である。
- ②山口コミュニティセンターを地元自治会に無償譲渡するにあたっては、地元自治会が地縁団体の認可を受けることが必要であることから、地元自治会と協議を行いながら、早急に手続きを行うことが必要である。また、土地改良事業に伴って設置されたものであることから、事前に関係行政機関と協議を行いながら、了承を得た後に無償譲渡(土地については、無償貸与)することが必要である。

【実施スケジュール】

①庄内生涯学習交流館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃止、図書館の附属施設使用		実施								

②長崎街道内野宿ふれあい館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
用途変更		実施								
指定管理	検 討 実 施				決定					

③山口コミュニティセンター

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 無償譲渡	→	実施								

施設名 体育館

【施設概要】

①第1体育館

施設の名称	飯塚市飯塚第1体育館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市枝国 666 番地 11	設置年月日	昭和 47 年 3 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	15,707.28 m ²
延床面積	6,294.58 m ²	管理形態	直営(一部委託)

②第2体育館

施設の名称	飯塚市飯塚第2体育館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市横田 375 番地 104	設置年月日	昭和 60 年 8 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,113.64 m ²
延床面積	901.14 m ²	管理形態	直営(一部委託)

③穂波体育館

施設の名称	飯塚市穂波体育館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市秋松 408 番地	設置年月日	昭和 57 年 9 月 12 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	1,577.45 m ²
延床面積	2,202.45 m ²	管理形態	直営(一部委託)

④穂波 B&G 体育館

施設の名称	飯塚市穂波 B&G 海洋センター	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 54 番地 24	設置年月日	昭和 58 年
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建	敷地面積	79,101 m ² (全体面積)
延床面積	1,102.00 m ²	管理形態	直営(一部委託)

⑤筑穂体育館

施設の名称	飯塚市筑穂体育館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市長尾 1340 番地	設置年月日	昭和 57 年 9 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	6,807 m ²
延床面積	2,172.05 m ²	管理形態	直営(一部委託)

⑥庄内体育館

施設の名称	飯塚市庄内体育館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市有安 830 番地 6	設置年月日	昭和 58 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	8,130 m ²
延床面積	1,923 m ²	管理形態	直営(一部委託)

⑦穎田体育館

施設の名称	飯塚市穎田体育館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市勢田 1034 番地 2	設置年月日	昭和 48 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	8,157 m ²
延床面積	1,750 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

(単位：人)

区 分	17年度	18年度	19年度
飯塚第1体育館	47,013	64,421	45,434
飯塚第2体育館	26,032	31,459	35,202
穂波体育館	25,540	41,012	40,294
穂波B&G体育館	11,916	13,842	12,992
筑穂体育館	8,790	11,047	7,767
庄内体育館	17,933	18,374	25,513
穎田体育館	11,279	13,334	12,412

【施設の管理運営コスト】

①飯塚第1体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	5,654,574	5,597,689
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	5,654,574	5,597,689
支出	人件費	5,842,760	5,775,200
	施設管理費	18,427,068	16,570,973
	減価償却費	15,926,000	15,946,580
	計(②)	40,195,828	38,292,753
収支(①-②)		△34,541,254	△32,695,064
収支比率(①÷②)		14.1%	14.6%
減価償却費を除く収支比率		23.3%	25.0%

※ 施設の残存価額
223,252,145円

②飯塚第2体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	936,461	898,530
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	936,461	898,530
支出	人件費	3,903,680	3,876,600
	施設管理費	3,125,401	1,690,808
	減価償却費	722,610	722,610
	計(②)	7,751,691	6,290,018
収支(①-②)		△6,815,230	△5,391,488
収支比率(①÷②)		12.1%	14.3%
減価償却費を除く収支比率		13.3%	16.1%

※ 施設の残存価額
19,510,470円

③穂波体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	2,393,750	2,589,305
	行政財産使用料		
	その他	149,370	3,240
	計(①)	2,543,120	2,592,545
支出	人件費	1,322,100	1,294,500
	施設管理費	7,879,577	7,090,671
	減価償却費	7,266,000	7,266,000
	計(②)	16,467,677	15,651,171
収支(①-②)		△13,924,557	△13,058,626
収支比率(①÷②)		15.4%	16.6%
減価償却費を除く収支比率		27.6%	30.9%

※ 施設の残存価額
174,384,000円

④穂波 B&G 体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	724,844	917,221
	行政財産使用料		
	その他	151,270	3,990
	計(①)	876,114	921,211
支出	人件費	705,120	690,400
	施設管理費	6,624,191	7,046,995
	減価償却費		
	計(②)	7,329,311	7,737,395
収支(①-②)		△6,453,197	△6,816,184
収支比率(①÷②)		12.0%	11.9%

⑤筑穂体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	864,250	775,202
	行政財産使用料		
	その他	2,080	560
	計(①)	866,330	775,762
支出	人件費	1,762,800	1,726,000
	施設管理費	6,972,115	7,020,050
	減価償却費	5,944,000	5,944,000
	計(②)	14,678,915	14,690,050
収支(①-②)		△13,812,585	△13,914,288
収支比率(①÷②)		5.9%	5.3%
減価償却費を除く収支比率		9.9%	8.9%

※ 施設の残存価額
143,856,000円

⑥庄内体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	412,040	518,360
	行政財産使用料		
	その他	189,450	7,860
	計(①)	601,490	526,220
支出	人件費	3,975,352	3,427,840
	施設管理費	3,718,396	5,243,348
	減価償却費	5,582,320	5,610,670
	計(②)	13,276,068	14,281,858
収支(①-②)		△12,674,578	△13,755,638
収支比率(①÷②)		4.5%	3.7%
減価償却費を除く収支比率		7.8%	6.1%

※ 施設の残存価額
140,266,750円

⑦穎田体育館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	1,041,620	1,018,456
	行政財産使用料		
	その他	73,680	
	計(①)	1,115,300	1,018,456
支出	人件費	1,242,774	1,259,980
	施設管理費	4,049,083	5,921,599
	減価償却費	2,093,600	2,093,600
	計(②)	7,385,457	9,275,179
収支(①-②)		△6,270,157	△8,256,723
収支比率(①÷②)		15.1%	11.0%
減価償却費を除く収支比率		21.1%	14.2%

※ 施設の残存価額
31,404,000円

【見直しの方向】

- ①飯塚第1体育館及び第2体育館を中央体育館、穂波体育館を地域の体育館として継続して設置する。また、筑穂、庄内体育館は、当分の間は継続して設置するが、地区体育振興会等により管理運営が可能な体制が整った段階(平成22年度を目途)で廃止し、無償貸与する。また、穎田体育館は、安全面での課題・問題点があることから、穎田小・中学校の体育館建替え時に合わせて廃止する。なお、穂波B&G体育館は、無償で譲渡された施設であり、また、他の体育施設との集合施設で市民の利便性も高いことから、大規模改修工事等が生じるまでの間は、現行どおり施設を継続して設置する。
- ②存続する体育館については、平成22年度から指定管理者制度を導入する。
- ③体育館廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する体育館等の施設設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業及び利用者の利便性の向上並びに地区体育振興会等に対する財政支援等の経費に充てる。

【具体的な内容】

- ①第1体育館は昭和47年に設置し、第2体育館は昭和60年に雇用促進事業団が設置し、平成15年に本市に委譲されたものであるが、施設規模や市民の利便性等を総合的に勘案した中で、本市の中央体育館として継続して設置し、穂波体育館は利用者の利便性や利用実態等を勘案した中で、中央体育館のサブ的な役割を果たす地域の体育館として継続して設置する。また、筑穂、庄内体育館は、改正後の建築基準法により建築されたものであり、当分の間は、地区体育館として地域における生涯スポーツ・レクリエーションの拠点施設及び災害時における重要な避難場所として継続して設置し、地域の生涯スポーツ及びレクリエーション事業を担うことが期待される地区体育振興会（又は地域関係団体等によりネットワーク化されたコミュニティ団体）等により自主・自立的な管理運営が可能な体制が整った段階（平成22年度を目途）で公の施設としては廃止し、施設の機能は継続しながら、建替え又は大規模改修工事等が発生するまでの間は、当該団体に無償貸与する。また、颯田体育館は昭和48年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、安全面での課題・問題点があることから、颯田小・中学校体育館の建替え時に合わせて廃止する。なお、穂波B&G体育館は、昭和61年にB&G財団から無償で譲渡された施設であり、また、他の体育施設も併設され、市民の利便性も高いことから、老朽化等により利用に支障が生じるまでの間は、現行どおり施設を継続して設置する。
- ②飯塚第1体育館、第2体育館、穂波体育館及び穂波B&G体育館は、平成22年度から民間活力を活用しながら、柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を導入する。
- ③体育館の統合整理に伴って削減される経費の一部については、中央体育館や地域体育館等の施設充実を図るとともに、市内全域や地域独自に開催される生涯スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり事業及び世代間交流推進事業並びに体育館の無償貸与に伴い管理運営を行う地区体育振興会等に対する財政支援等の経費に充てる。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①体育館を地域における生涯スポーツの拠点施設として、地区体育振興会等は無償貸与する場合、本市が継続して設置する体育館と合わせて、相互利活用ができるように、空き状況の検索などが可能なシステムを構築することが必要である。また、施設利用料についても、各地区体育振興会等と協議を行いながら、統一的な基準を作成することが必要である。
- ②第1体育館は、旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、中央体育館として今後も継続して管理運営するためには、早期に耐震診断を行い、必要があれば耐震補強工事等を行うことが必要である。
- ③穂波、筑穂、庄内、颯田地区の体育振興会は、合併後に新たに設置されたものであるが、旧飯塚地区を含めて地域における生涯スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり事業を展開するためには、各地区体育振興会の果たす役割は大きいことから、自主・自立的な活動が早期にできるように地域コミュニティの中核施設である地区公民館がこれまで以上に積極的な人的支援を行うことが必要である。また、体育館を地域におけるスポーツ施設として地区体育振興会等が維持管理するにあたっては、施設

の統合整理に伴って削減される経費の一部を当分の間、財政支援する仕組みも併せて検討することが必要である。

- ④小・中学校体育館の建替え時には、学校教育の支障とならないことが前提ではあるが、地区体育館の代替施設としての機能を有することが必要であり、児童・生徒の安全性の確保に努めるとともに、地域住民の利便性等についても考慮することが必要である。
- ⑤颯田体育館の廃止後の取り扱いについては、隣接の旧颯田市民プール跡、颯田武道館、颯田児童館と一体的に検討することが必要である。
- ⑥穂波 B&G 体育館は、主にバドミントン、バレー競技の練習などに利用されているが、武道場も兼ね備えた多機能施設としての利活用策を検討することが必要である。

【実施スケジュール】

- ①飯塚第1体育館、②第2体育館、③穂波体育館、④穂波 B&G 体育館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
指定管理	検討	→	実施							

- ⑤筑穂体育館、⑥庄内体育館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃止、 無償貸与	検討	→	→	実施						

- ⑦颯田体育館 . . . 颯田小・中学校の体育館建替え時に合わせて廃止

施設名 武道館・弓道場

1 武道館

【施設概要】

①穂波武道館

施設の名称	飯塚市穂波武道館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 115 番地 52	設置年月日	昭和 55 年 3 月 29 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	3,551 m ²
延床面積	756 m ²	管理形態	直営(一部委託)

②穎田武道館

施設の名称	飯塚市穎田武道館	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市勢田 1034 番地 1	設置年月日	昭和 50 年 5 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	1,808 m ²
延床面積	477 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数、利用団体数】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
穂波武道館	利用者数(人)	8,003	7,941	8,769
	団体数(団体)	6	6	6
穎田武道館	利用者数(人)	1,573	2,392	1,984
	団体数(団体)	3	3	3

【施設の管理運営コスト】

①穂波武道館

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	413,582	427,591
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	413,582	427,591
支出	人件費	326,118	319,310
	施設管理費	2,808,977	1,824,199
	減価償却費	0	0
	計(②)	3,135,095	2,143,509
収支(①-②)		△2,721,513	△1,715,918
収支比率(①÷②)		15.2%	19.9%

② 穎田武道館

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	158,660	169,470
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	158,660	169,470
支出	人件費	1,216,332	1,277,240
	施設管理費	1,321,726	1,045,150
	減価償却費	923,340	923,340
	計 (②)	3,461,398	3,245,730
収支 (①－②)		△3,302,738	△3,076,260
収支比率 (①÷②)		4.6%	5.2%
減価償却費を除く収支比率		6.3%	7.3%

※ 施設の残存価額
16,620,120 円

【見直しの方向】

穂波武道館は、武道専用施設として当分の間は存続させるが、老朽化が著しく、利用者の安心・安全確保の観点から、早期(平成 22 年度を目途)に代替施設を確保する。

また、穎田武道館についても、穂波武道館と同様に老朽化が著しく、利用者の安心・安全確保の観点から、一部代替可能な穎田小・中学校体育館の建替え時などに合わせて廃止する。

【具体的な内容】

穂波武道館は昭和 55 年、穎田武道館は昭和 50 年に旧建築基準法に基づいて設置されたものであり、老朽化が著しいが、穂波武道館は、武道専用施設として当分の間は存続させることが必要ではあるが、利用者の安心・安全確保の観点から、利用者の利便性等を考慮しながら、早期(平成 22 年度を目途)に代替施設を確保する。また、穎田武道館についても、穂波武道館と同様に利用者の安心・安全確保を図ることが必要であり、学校教育に支障が出ないことが前提とはなるが、一部代替可能な穎田小・中学校体育館の建て替え時(学校開放事業の一環として使用)などに合わせて廃止する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ① 穂波武道館については、旧建築基準法に基づいて設置されたものであり、利用者の安全確保については課題・問題点があることから、近隣の穂波 B&G 体育館を武道館の機能を併せ持つ体育館として利活用することが可能か否かについて、早急に検討を行うことが必要である。
- ② 穎田武道館の代替施設としては、建替え後の穎田小・中学校体育館をはじめ、穎田文化施設サンシャインかいた多目的ホールや穎田体育館などを利活用することについて検討を行うことが必要である。また、穎田武道館の廃止後の取り扱いについては、隣接の穎田体育館、旧穎田市民プール跡、穎田児童館と一体的に検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①穂波武道館

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
代替施設 の確保	検討		実施							

②穎田武道館 . . . 穎田小・中学校の体育館建替え時に廃止

2 弓道場

【施設概要】

施設の名称	飯塚市弓道場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鯉田 1560 番地 4	設置年月日	昭和 47 年
建物構造	木造平屋	敷地面積	895 m ²
延床面積	895 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数(人)	3,516	3,430	3,685

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	156,620	158,800
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	156,620	158,800
支出	人件費	370,188	362,460
	施設管理費	426,064	1,010,922
	減価償却費		
	計(②)	796,252	1,373,382
収支(①-②)		△639,632	△1,214,582
収支比率(①÷②)		19.7%	11.6%

※ 施設の残存価額
2,317,475 円

【見直しの方向】

弓道場は、当分の間は現行どおり存続する。なお、大規模改修工事等の必要性が生じたときは、再度、弓道関係団体等と協議を行いながら決定する。

また、管理運営にあたっては、弓道場という特殊な施設である(危険を伴うことから、未経験者だけでは利用できない)ことを考慮し、効果的・効率的かつ柔軟な管理運営が期待できる指定管理者制度を、平成 22 年度から導入する。

【具体的な内容】

弓道場は昭和 47 年に設置されたものであるが、近隣自治体に設置されている弓道場と比較して、施設規模(12 人立)が大きく、当分の間は現行どおり存続させる必要があるが、老朽化が著しいことから、大規模改修工事等の必要性が生じた場合は、再度、弓道関係団体等と協議を行いながら決定する。なお、弓道場の利用は、危険を伴うことから、未経験者のみでの利用は不可能であり、その利用実態は弓道連盟に加盟した団体、個人が使用し、弓道連盟の役員等が管理運営を行っているのが実情であることから、弓道関係団体と協議を行い、効果的・効率的かつ柔軟な管理運営が期待できる指定管理者制度を、平成 22 年度から導入する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

弓道場の大規模改修工事等の必要性が生じた際には、利用実態等を勘案し、また近隣自治体の整備状況等も考慮しながら、弓道関係団体と協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	検討	→	実施							

施設名 運動広場、グラウンド、陸上競技場

1 運動広場、グラウンド

【施設概要】

①市民運動公園運動広場

施設の名称	市民公園運動広場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鯉田 1560 番地 4	設置年月日	昭和 45 年 3 月 30 日
敷地面積	16,882 m ²	管理形態	直営(一部委託)

②健康の森公園多目的広場

施設の名称	健康の森公園の多目的広場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市吉北 120 番地 9	設置年月日	平成 17 年 4 月
敷地面積	39,999 m ²	管理形態	直営(一部委託)

③穎田運動場

施設の名称	飯塚市穎田運動場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鹿毛馬 2288 番地	設置年月日	昭和 48 年 5 月 1 日
敷地面積	14,403 m ²	管理形態	直営(一部委託)

④筑穂グラウンド

施設の名称	飯塚市筑穂グラウンド	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市長尾 1340 番地	設置年月日	昭和 57 年 7 月
敷地面積	8,878 m ²	管理形態	直営

⑤筑穂多目的グラウンド

施設の名称	飯塚市筑穂多目的グラウンド	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市大分 1985 番地 53	設置年月日	平成 10 年 4 月
敷地面積	17,503 m ²	管理形態	直営(一部委託)

⑥庄内グラウンド

施設の名称	飯塚市庄内グラウンド	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市有安 1 番地 2	設置年月日	昭和 50 年 10 月 23 日
敷地面積	18,021 m ²	管理形態	直営(一部委託)

⑦庄内工場団地グラウンド

施設の名称	飯塚市庄内工場団地 グラウンド	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市有安 958 番地 18	設置年月日	昭和 63 年/改修 18 年 4 月 1 日
敷地面積	28,437 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

区 分	17年度	18年度	19年度
市民運動公園運動広場 (人)	58,875	43,194	44,225
健康の森公園多目的広場 (人)	6,920	6,040	17,080
穎田運動場 (人)	9,954	23,192	20,771
筑穂グラウンド (人)	5,495	4,903	6,544
筑穂多目的グラウンド (人)	2,855	3,177	2,882
庄内グラウンド (人)	30,000	29,514	31,638
庄内工場団地グラウンド (人)	0	5,077	15,011

【施設の管理運営コスト】

①市民運動公園運動広場 (単位：円)

区 分	18年度	19年度	
収入	施設使用料	316,020	357,780
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	316,020	357,780
支出	人件費	1,283,130	1,035,600
	施設管理費	3,789,519	3,707,621
	減価償却費	0	0
	計 (②)	5,072,649	4,743,221
収支 (①－②)		△4,756,629	△4,385,441
収支比率 (①÷②)		6.2%	7.5%

②健康の森公園多目的広場 (単位：円)

区 分	18年度	19年度	
収入	施設使用料	157,290	203,962
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	157,290	203,962
支出	人件費	881,400	863,000
	施設管理費	8,052,171	6,946,929
	減価償却費	12,742,975	12,742,975
	計 (②)	21,676,546	20,552,904
収支 (①－②)		△21,519,256	△20,348,942
収支比率 (①÷②)		0.7%	1.0%
減価償却費を除く収支比率		1.8%	2.6%

※ 施設の残存価額
380,829,753円

③ 穎田運動場

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	65,610	49,950
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	65,610	49,950
支出	人件費	1,154,634	1,087,380
	施設管理費	1,336,612	979,901
	減価償却費	0	0
	計(②)	2,491,246	2,067,281
収支(①-②)		△2,425,636	△2,017,331
収支比率(①÷②)		2.6%	2.4%

※ 施設の残存価額
7,835,000円

④ 筑穂グラウンド

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	92,075	75,792
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	92,075	75,792
支出	人件費	493,584	483,280
	施設管理費	221,579	945,441
	減価償却費	630,000	630,000
	計(②)	1,345,163	2,058,721
収支(①-②)		△1,253,088	△1,982,929
収支比率(①÷②)		6.8%	3.7%
減価償却費を除く収支比率		12.9%	5.3%

※ 施設の残存価額
4,620,000円

⑤ 筑穂多目的グラウンド

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	29,250	49,033
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	29,250	49,033
支出	人件費	1,198,704	1,173,680
	施設管理費	3,289,328	1,733,753
	減価償却費	15,400,740	15,400,740
	計(②)	19,888,772	18,308,173
収支(①-②)		△19,859,522	△18,259,140
収支比率(①÷②)		0.1%	0.3%
減価償却費を除く収支比率		0.7%	1.7%

※ 施設の残存価額
359,350,600円

⑥庄内グラウンド (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		222
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	0	222
支出	人件費	742,230	604,100
	施設管理費	186,505	346,478
	減価償却費	0	0
	計 (②)	928,735	950,578
収支 (①－②)		△928,735	△950,356
収支比率 (①÷②)		－	0%

※ 施設の残存価額
3,771,400 円

⑦庄内工場団地グラウンド (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	1,950	1,950
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	1,950	1,950
支出	人件費	616,980	604,100
	施設管理費	1,400,727	1,398,407
	減価償却費	5,309,577	5,309,577
	計 (②)	7,327,284	7,312,084
収支 (①－②)		△7,325,334	△7,310,134
収支比率 (①÷②)		0%	0%
減価償却費を除く収支比率		0.1%	0.1%

※ 施設の残存価額
70,794,360 円

【見直しの方向】

- ①市民運動公園運動広場、健康の森公園多目的広場は、継続して設置する。なお、颯田運動場、筑穂グラウンド、筑穂多目的グラウンド、庄内グラウンドは当分の間は継続して設置するが、地区体育振興会等により管理運営が行える体制が整った段階(平成22年度を目途)で廃止し、施設の機能を継続した中で無償貸与する。また、庄内工場団地グラウンドは、代替可能な施設もあることから、関係行政機関や関係団体等と協議を行いながら、他用途への変更について平成21年度末までに検討を行い決定する。
- ②市民運動公園運動広場、健康の森公園多目的広場は、平成22年度から指定管理者制度を導入する。
- ③運動広場等の廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する運動広場などの施設設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業及び利用者の利便性等の向上並びに地区体育振興会等に対する財政支援等の経費に充てる。

【具体的な内容】

①運動広場、グラウンドは河川敷及び県営を除き、7箇所設置されているが、施設規模、集合施設としての市民の利便性や管理運営の効率性等を総合的に勘案した中で、市民運動公園運動広場、健康の森公園多目的広場は、今後も継続して管理運営を行う。なお、颯田運動場、筑穂グラウンド、筑穂多目的グラウンド、庄内グラウンドは当分の間、少年スポーツをはじめとして地域における生涯スポーツ・レクリエーションの拠点施設として継続して設置するが、地域の生涯スポーツ事業等を担うことが期待される地区体育振興会(又は地域関係団体等によりネットワーク化されたコミュニティ団体)等により自主・自立的な管理運営が行うことができる体制が整った段階(平成 22 年度を目途)で公の施設としては廃止し、施設の機能は継続した中で当該団体に無償貸与する。

また、庄内工場団地グラウンドは、本来は工場団地の福利厚生のために整備したものであるが、多目的グラウンドとして使用しており、平成 17 年度には特定開発地域就労事業で再整備したものであるが、市内には代替可能な施設が数多くあることから、関係行政機関や関係団体等と協議を行ないながら、他用途への変更について平成 21 年度末までに検討を行い決定する。

②市民運動公園運動広場、健康の森公園多目的広場は、平成 22 年度から民間活力を活用しながら、柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を導入する。

③運動広場等の廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する運動広場や地域の運動広場等に簡易照明施設を設置するなど、利用者のニーズに応じて施設設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業及び利用者の利便性等の向上並びに運動広場等の無償貸与に伴い管理運営を行う地区体育振興会等に対する財政支援等の経費に充てる。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

①穂波、筑穂、庄内、颯田地区の体育振興会は、合併後に新たに設置されたものであるが、旧飯塚地区を含めて、地域における生涯スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり事業を展開するためには、各地区体育振興会の果たす役割は大きいことから、自主・自立的な活動が早期にできるように地域コミュニティの中核施設である地区公民館がこれまで以上に積極的に支援することが必要である。また、施設を体育振興会等が維持管理するにあたっては、人的支援も含め施設の統合整理に伴って削減される経費の一部を当分の間、財政支援する仕組みも併せて検討することが必要である。

②小・中学校運動場の地域住民への開放は、学校教育の支障とならないことが前提ではあるが、地域における運動広場としての機能も併せ持つことが必要であり、児童・生徒の安全性の確保に努めるとともに、地域住民の利便性の向上等についても考慮することが必要である。

【実施スケジュール】

①市民運動公園運動広場、②健康の森公園多目的広場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	検討	→	実施							

③颯田運動場、④筑穂グラウンド、⑤筑穂多目的グラウンド、⑥庄内グラウンド

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 無償貸与	検討	→	実施							

⑦庄内工場団地グラウンド

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
用途変更 協 議	検討	→ 決定								

2 陸上競技場

【施設概要】

①市民運動公園陸上競技場

施設の名称	市民公園陸上競技場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鯉田 1560 番地 4	設置年月日	昭和 45 年 3 月 30 日
敷地面積	38,830 m ²	管理形態	直営(一部委託)

②穂波陸上競技場

施設の名称	飯塚市穂波陸上競技場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 1 番地 6	設置年月日	昭和 58 年
敷地面積	19,720 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
市民運動公園陸上競技場(人)	9,900	14,005	14,329
穂波陸上競技場 (人)	17,909	16,262	15,125

【施設の管理運営コスト】

①市民運動公園陸上競技場

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	320,770	324,420
	行政財産使用料		
	その他	417	567
	計 (①)	321,187	324,987
支出	人件費	1,057,680	1,035,600
	施設管理費	3,159,019	3,776,612
	減価償却費	0	0
	計 (②)	4,216,699	4,812,212
収支 (①－②)		△3,895,512	△4,487,225
収支比率 (①÷②)		7.6%	6.8%

※ 施設の残存価額
20,206,991 円

②穂波陸上競技場

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	1,295,450	1,582,880
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	1,295,450	1,582,880
支出	人件費	581,724	569,580
	施設管理費	3,838,294	3,619,597
	減価償却費	10,617,360	10,618,431

※ 施設の残存価額
72,501,325 円

	計 (②)	15,037,378	14,807,608
収支 (①-②)		△13,777,928	△13,807,608
収支比率 (①÷②)		8.4%	10.7%
減価償却費を除く収支比率		29.3%	37.8%

【見直しの方向】

- ①市民運動公園陸上競技場は、現行どおり未公認の陸上競技場として存続させるが、穂波陸上競技場は、多目的運動広場に設置目的を変更した中で管理運営を行う。
- ②市民運動公園運動広場及び穂波陸上競技場(多目的運動広場に設置目的を変更)は、平成22年度から指定管理者制度を導入する。

【具体的な内容】

- ①市民運動公園陸上競技場は、現行どおり陸上競技連盟の未公認の陸上競技場として存続させるが、穂波陸上競技場については、陸上競技場という位置づけであれば、フィールド内でのやり投げ等の投てき競技が可能であり、利用実態や利用者の安全面を考慮し、多目的広場に設置目的を変更した中で管理運営を行う。
- ②市民運動公園陸上競技場及び穂波陸上競技場(多目的運動広場に設置目的を変更)は、平成22年度から民間活力を活用しながら、柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を導入する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①市民運動公園陸上競技場は、トラックでの利用だけでなく、フィールド内では、やり投げ等投てき競技の練習にも使用しているため、利用者の安全面を考慮しながら、利用日・時間帯等を分けるなど、安心して利用できる仕組みをつくる必要がある。
- ②市民運動公園陸上競技場は、陸上競技連盟公認の陸上競技場ではないため、陸上競技連盟公認の大会開催はできないが、近隣自治体(嘉麻市)には第3種の陸上競技場が設置されていることから、利用者の利便性等を勘案した中で、他のスポーツ施設と同様に、相互の住民が利用しやすいように情報の提供、申込手続きの簡素化、同じ利用料金の設定等についても近隣自治体と協議を行いながら、施設の相互利活用策を図ることが必要である。

【実施スケジュール】

- ①市民運動公園陸上競技場、②穂波陸上競技場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	検討	→	実施							

施設名 野球場

【施設概要】

①飯塚野球場

施設の名称	飯塚市飯塚野球場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市立岩 1793 番地	設置年月日	昭和 9 年
敷地面積	20,516 m ²	管理形態	直営(一部委託)

②穂波野球場

施設の名称	飯塚市穂波野球場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 1 番地 6	設置年月日	昭和 61 年
敷地面積	12,900 m ²	管理形態	直営(一部委託)

③筑穂野球場

施設の名称	飯塚市筑穂野球場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市大分 1985 番地 53	設置年月日	平成 9 年
敷地面積	14,280 m ²	管理形態	直営(一部委託)

④庄内野球場

施設の名称	飯塚市庄内野球場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市有安 830 番地 6	設置年月日	昭和 57 年
敷地面積	11,592 m ²	管理形態	直営(一部委託)

⑤穎田野球場

施設の名称	飯塚市穎田野球場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鹿毛馬 2323 番地 1	設置年月日	昭和 48 年 6 月 1 日
敷地面積	10,521 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

区	分	17 年度	18 年度	19 年度
飯塚野球場	(人)	27,347	21,937	21,360
穂波野球場	(人)	5,940	6,047	11,369
筑穂野球場	(人)	8,159	6,604	9,508
庄内野球場	(人)	2,468	4,831	12,248
穎田野球場	(人)	5,163	7,203	7,656

【施設の管理運営コスト】

①飯塚野球場

(単位：円)

区	分	18年度	19年度
収入	施設使用料	1,164,990	1,349,927
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	1,164,990	1,349,927
支出	人件費	1,322,100	1,294,500
	施設管理費	5,846,199	8,640,978
	減価償却費		
	計(②)	7,168,299	9,935,478
収支(①-②)		△6,003,309	△8,585,551
収支比率(①÷②)		16.3%	13.6%

※ 施設の残存価額
17,453,303円

②穂波野球場

(単位：円)

区	分	18年度	19年度
収入	施設使用料	1,190,850	1,323,530
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	1,190,850	1,323,530
支出	人件費	1,410,240	1,380,800
	施設管理費	3,151,733	3,314,063
	減価償却費	13,654,890	13,655,961
	計(②)	18,216,863	18,350,824
収支(①-②)		△17,026,013	△17,027,294
収支比率(①÷②)		6.5%	7.2%
減価償却費を除く収支比率		26.1%	28.2%

※ 施設の残存価額
109,179,675円

③筑穂野球場

(単位：円)

区	分	18年度	19年度
収入	施設使用料	616,786	593,203
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	616,786	593,203
支出	人件費	881,400	863,000
	施設管理費	3,209,795	4,630,887
	減価償却費	14,113,830	14,113,830
	計(②)	18,205,025	19,607,717
収支(①-②)		△17,588,239	△19,014,514
収支比率(①÷②)		3.4%	3.0%
減価償却費を除く収支比率		15.1%	10.8%

※ 施設の残存価額
329,322,700円

④庄内野球場

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	120,450	164,980
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	120,450	164,980
支出	人件費	1,057,680	1,035,600
	施設管理費	1,320,900	895,025
	減価償却費	4,480,020	4,480,020
	計(②)	6,858,600	6,410,645
収支(①-②)		△6,738,150	△6,245,665
収支比率(①÷②)		1.8%	2.6%
減価償却費を除く収支比率		5.1%	8.5%

※ 施設の残存価額
37,333,500 円

⑤穎田野球場

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	639,040	866,390
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	639,040	866,390
支出	人件費	1,586,520	1,467,100
	施設管理費	3,062,003	2,230,693
	減価償却費		
	計(②)	4,648,523	3,697,793
収支(①-②)		△4,009,483	△2,831,403
収支比率(①÷②)		13.7%	23.4%

※ 施設の残存価額
7,835,000 円

【見直しの方向】

- ①穂波野球場及び筑穂野球場は、現行どおり継続して設置する。また、庄内野球場及び穎田野球場は、地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続するが、地区体育振興会等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成 22 年度を目途)に公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は野球場としての機能を継続した中で当該団体に無償貸与する。なお、飯塚野球場についても、利用実態等を考慮し、スポーツ関係団体等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成 22 年度を目途)に公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は野球場としての機能を継続した中で当該団体に無償貸与する。
- ②穂波野球場及び筑穂野球場は、平成 22 年度から指定管理者制度を導入する。
- ③穂波野球場及び筑穂野球場でのナイター設備の利用は、平成 21 年度から冬期(11～3 月)は閉鎖する。
- ④飯塚野球場、庄内野球場及び穎田野球場の廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する野球場、運動広場等の設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業及び利用者の利便性等の向上並びに地区体育振興会、スポーツ

関係団体等に対する財政支援等の経費に充てる。

【具体的な内容】

- ①飯塚野球場は昭和9年、穂波野球場は昭和58年、筑穂野球場は平成10年、庄内野球場は昭和57年、颯田野球場は昭和48年に設置されたものであるが、県営野球場の設置場所を含めて、老朽化の状況、適正配置や施設管理の効率性等を総合的に勘案した中で、穂波野球場及び筑穂野球場は現行のとおり継続して設置する。また、庄内野球場及び颯田野球場は、少年野球をはじめ、野球を通じた地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続するが、地域の生涯スポーツ事業等を担うことが期待される地区体育振興会(又は地域関係団体等によりネットワーク化されたコミュニティ団体)等により自主・自立的な管理運営が行うことができる体制が整った段階(平成22年度を目途)で公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は、野球場としての機能を継続した中で、当該団体に無償貸与する。また、飯塚野球場(立岩地区に設置)については、ナイター設備や観覧席を含め施設の老朽化が著しいが、利用者の利便性の高い場所に設置されており、これまで地域の野球場としてではなく、近隣自治体を含めた広範な野球愛好者により利用された経緯があることから、野球を通じて本市のスポーツ振興を担うことが期待されるスポーツ関係団体等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成22年度を目途)に公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は野球場の機能を継続した中で、当該団体に無償貸与する。
- ②穂波野球場及び筑穂野球場は、平成22年度から民間活力を活用しながら、柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を導入する。
- ③穂波野球場及び筑穂野球場(颯田野球場が廃止されていない場合は含む)でのナイター設備の利用は、平成21年度から冬期(11~3月)は閉鎖する。
- ④飯塚野球場、庄内野球場及び颯田野球場の廃止に伴って削減される経費の一部については、存続する野球場の施設整備の充実を図るとともに、地域の生涯スポーツの拠点施設となる運動広場などにおける簡易照明施設等の設備の充実を図るとともに、市民のスポーツを通じた健康づくり事業及び利用者の利便性等の向上並びに野球場の無償貸与に伴い管理運営を行う地区体育振興会、スポーツ関係団体等に対する財政支援等の経費に充てる。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①野球場を地域におけるスポーツ施設として地区体育振興会やスポーツ関係団体等に無償貸与する場合、本市が継続して設置する野球場と併せて、相互利活用ができるように、空き状況の検索などが可能なシステムを構築することが必要である。また、施設を体育振興会等が管理運営するにあたっては、人的支援も含め施設の統合整理に伴って削減される経費の一部を当分の間、財政支援する仕組みも併せて検討することが必要である。
- ②穂波、筑穂、庄内、颯田地区の体育振興会は、合併後、新たに設置されたものであるが、旧飯塚地区を含めて地域における生涯スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり事業を展開するためには、各地区体育振興会の果たす役割は大きいことから、自主・自立的な活動が早期にできるよう地域コミュニティの中核施設である地区公民

館がこれまで以上に積極的に人的な支援を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

①飯塚野球場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 無償貸与	検討		→	実施						

②穂波野球場、③筑穂野球場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	検討	→	実施							

④庄内野球場、⑤潁田野球場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 無償貸与	検討		→	実施						

施設名 プール

【施設概要】

①健康の森公園市民プール

施設の名称	飯塚市健康の森公園市民プール	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市吉北 118 番地 11	設置年月日	平成 15 年 5 月
延床面積	3,133.52 m ²	管理形態	指定管理者 (有)飯塚スイミングスクール

②穂波市民プール

施設の名称	飯塚市穂波市民プール	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 54 番地 24	設置年月日	昭和 58 年 4 月 28 日
延床面積	958.30 m ²	管理形態	直営(一部委託)

③筑穂市民プール

施設の名称	飯塚市筑穂市民プール	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市長尾 903 番地 1	設置年月日	昭和 59 年 7 月
延床面積	391.00 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
健康の森公園市民プール(人)	67,516	68,411	69,737
穂波市民プール (人)	2,991	2,229	3,696
筑穂市民プール (人)	5	0	0

【施設の管理運営コスト】

①健康の森公園市民プール

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料	442,344	386,785
	その他		
	計(①)	442,344	386,785
支出	人件費	546,468	535,060
	施設管理費	57,701,212	51,422,331
	減価償却費	45,970,520	45,970,520
	計(②)	104,218,200	97,927,911
収支(①-②)		△103,775,856	△97,541,126
収支比率(①÷②)		0.4%	0.4%
減価償却費を除く収支比率		0.8%	0.7%

※ 施設の残存価額
1,167,253,653 円

②穂波市民プール (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	174,060	303,500
	行政財産使用料		
	その他	146,000	110,300
	計 (①)	320,060	413,800
支出	人件費	766,818	750,810
	施設管理費	3,751,523	4,062,212
	減価償却費	—	—
	計 (②)	4,518,341	4,813,022
収支 (①－②)		△4,198,281	△4,399,222
収支比率 (①÷②)		7.1%	8.6%

③筑穂市民プール (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	0	0
支出	人件費	974,808	755,720
	施設管理費	237,250	257,587
	減価償却費	2,995,860	2,995,860
	計 (②)	4,207,918	4,009,167
収支 (①－②)		△4,207,918	△4,009,167
収支比率 (①÷②)		0%	0%

※ 施設の残存価額
27,961,360 円

【見直しの方向】

- ①健康の森公園市民プールは、現行どおり指定管理者制度を継続して管理運営を行う。
また、穂波市民プールについては、B&G 財団から無償譲渡を受けたものであることや近隣の中学校プール施設の利用実態などを勘案しながら、平成 21 年度末までに施設の存廃について決定する。なお、筑穂市民プールは、利用実態を勘案し、平成 21 年度から教育財産(筑穂中学校プール)に用途変更する。
- ②穂波市民プールは、存続する間、指定管理者制度を平成 22 年度から導入する。

【具体的な内容】

- ①健康の森公園市民プールは平成 15 年、穂波市民プールは昭和 58 年、筑穂市民プールは昭和 59 年に設置され、健康の森公園市民プールは指定管理者制度で、穂波、筑穂市民プールは直営(一部委託)で管理運営を行っている。健康の森公園市民プールは現時点では交通手段の確保が難しいことから課題はあるが、平成 15 年に建設されたものであり、施設設備も充実していることから、今後はコミュニティバス等も活用した中で、指定管理者制度を継続しながら管理運営を行う。また、穂波市民プールは、B&G 財団

から無償譲渡を受けたものであり、譲渡の際、使用困難となるまでは存続させることが条件となっているが、老朽化の状況や利用実態等から早期の休・廃止も検討することが必要ではあるが、近隣にはプール施設がない中学校やプール施設の老朽化が激しく使用できない中学校があるとともに、中学での水泳実技時間が短時間であり、全ての中学校にプールを設置する必要性などを含め、中学校プール施設の今後の方向性等と併せて総合的に検討することが必要であることから、その存廃については、平成21年度末までに関係機関や学校関係者等と協議を行いながら決定する。また、筑穂市民プールは、筑穂中学校敷地内に設置され、実態は中学校プール施設であり、一般の利用者は、ほとんどいないことから、平成21年度から教育財産に用途変更して教育委員会(学校教育課)が管理運営を行う。

- ②穂波市民プールは、平成22年度から大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間(使用困難となるまでの間)においては、民間活力を活用しながら、柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を導入する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①健康の森公園市民プール(県営筑豊緑地プールを含む)は、施設設備も充実しているが、子どもや高齢者などにとっては交通手段の確保が難しいことから、コミュニティバス等の運行経路については、十分配慮することが必要である。
- ②中学校生徒の水泳実技を市民プール(県営筑豊緑地プールを含む)で実施する際には、スクールバス等の利活用について検討することが必要である。
- ③筑穂市民プールを用途変更し中学校プールとなっても、夏休み期間中は、学校開放の一環としてPTA等に貸し出しを行うことが必要である。

【実施スケジュール】

①健康の森公園市民プール

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	実施									▶

②穂波市民プール

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
存廃検討	検討	▶決定								
指定管理	検討	▶	実施							

③筑穂市民プール

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
学校への用途変更	検討▶	実施								

施設名 テニスコート

【施設概要】

①市民運動公園テニスコート

施設の名称	市民公園テニスコート	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鯉田 1560 番地 4	設置年月日	昭和 45 年 3 月
運動面積	24,730 m ² (クレイコート)	管理形態	直営(一部委託)

②穂波テニスコート

施設の名称	飯塚市穂波テニスコート	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 1 番地 6	設置年月日	昭和 58 年
運動面積	3,210 m ² (クレイコート・ハードコート)	管理形態	直営(一部委託)

③筑穂テニスコート

施設の名称	飯塚市筑穂テニスコート	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市長尾 903 番地 1	設置年月日	昭和 58 年 10 月
運動面積	2,295 m ² (ハードコート)	管理形態	直営

④庄内テニスコート

施設の名称	飯塚市庄内テニスコート	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市有安 830 番地 6	設置年月日	昭和 59 年
運動面積	3,791 m ² (ハードコート)	管理形態	直営(一部委託)

⑤潁田テニスコート

施設の名称	飯塚市潁田テニスコート	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市鹿毛馬 2288 番地	設置年月日	昭和 50 年 5 月 1 日
運動面積	1,844 m ² (クレイコート)	管理形態	直営

⑥筑豊ハイツテニスコート

施設の名称	筑豊ハイツテニスコート	所管課	経済部商工観光課
所在地	飯塚市仁保 8 番地 30	設置年月日	平成 15 年
運動面積	3,000 m ² (ハードコート)	管理形態	指定管理者 (財)筑豊勤労者福祉協会

【利用者数】

(単位:人)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
市民運動公園テニスコート	10,281	3,321	2,410
穂波テニスコート	13,528	13,757	8,840
筑穂テニスコート	14	18	48
庄内テニスコート	890	977	650
潁田テニスコート		118	218
筑豊ハイツテニスコート		10,796	9,405

【施設の管理運営コスト】

①市民運動公園テニスコート

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	171,850	121,890
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	171,850	121,890
支出	人件費	564,096	552,320
	施設管理費	2,543,569	3,248,583
	減価償却費	0	0
	計(②)	3,107,665	3,800,903
収支(①-②)		△2,935,815	△3,679,013
収支比率(①÷②)		5.5%	3.2%

※ 施設の残存価額
8,563,822円

②穂波テニスコート

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	1,085,150	933,010
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	1,085,150	933,010
支出	人件費	546,468	535,060
	施設管理費	3,168,534	3,001,333
	減価償却費	3,942,600	3,943,671
	計(②)	7,657,602	7,480,064
収支(①-②)		△6,572,452	△6,547,054
収支比率(①÷②)		14.2%	12.5%
減価償却費を除く収支比率		29.2%	26.4%

※ 施設の残存価額
46,863,925円

③筑穂テニスコート

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	2,790	4,680
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	2,790	4,680
支出	人件費	282,048	276,160
	施設管理費	34,125	0
	減価償却費	1,274,640	1,274,640
	計(②)	1,590,813	1,550,800
収支(①-②)		△1,588,023	△1,546,120
収支比率(①÷②)		0.2%	0.3%
減価償却費を除く収支比率		0.9%	1.7%

※ 施設の残存価額
11,896,640円

④庄内テニスコート (単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	121,150	57,900
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	121,150	57,900
支出	人件費	546,468	535,060
	施設管理費	86,864	140,491
	減価償却費	3,050,910	3,050,910
	計(②)	3,684,242	3,726,461
収支(①-②)		△3,563,092	△3,668,561
収支比率(①÷②)		3.3%	1.6%
減価償却費を除く収支比率		19.1%	8.6%

※ 施設の残存価額
28,475,160円

⑤颯田テニスコート (単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	13,490	15,580
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	13,490	15,580
支出	人件費	282,048	276,160
	施設管理費	747,192	423,471
	減価償却費	0	0
	計(②)	1,029,240	699,631
収支(①-②)		△1,015,750	△684,051
収支比率(①÷②)		1.3%	2.2%

※ 施設の残存価額
10,600,000円

⑥筑豊ハイツテニスコート (収支状況は、筑豊ハイツで一括計上。)

【見直しの方向】

- ①市民運動公園テニスコート及び穂波テニスコートは継続して設置し、庄内テニスコートは平成21年度中(できるだけ早い時期)に廃止する。また、颯田テニスコートは、地区体育振興会等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成22年度を目途)に公の施設としては廃止し、当該団体に無償貸与する。
- ②筑穂テニスコートは利用実態を勘案し、平成21年度から教育財産(筑穂中学校テニスコート)に用途変更する。
- ③筑豊ハイツテニスコートは、当分の間は、現行どおり継続し、庄内温泉筑豊ハイツとともに一体的に見直しを行い、平成25年度末までに決定する。
- ④公の施設として継続するテニスコートについては、指定管理者制度を平成22年度から導入する。
- ⑤継続するテニスコートのうち、市民運動公園テニスコートについては、利用実態等を

勘案した中で、ナイター設備の利用は中止し、平成 21 年度から昼間のみの利用とする。

【具体的な内容】

- ① 市民運動公園テニスコートは昭和 45 年、穂波テニスコートは昭和 58 年、筑穂テニスコート及び庄内テニスコートは昭和 59 年、颯田テニスコートは昭和 50 年、筑豊ハイツテニスコートは平成 15 年(県から移譲)に設置し、筑豊ハイツテニスコート以外は、直営(一部委託)で管理運営を行っている。筑豊ハイツテニスコート以外は、昭和 40～50 年代に建設されたものであり、利用実態をはじめ、老朽化の状況、適正配置や施設管理の効率性等を総合的に勘案した中で、市民運動公園テニスコート及び穂波テニスコートは今後も継続して設置するが、庄内テニスコートはハードコートのひび割れ等施設の老朽化が著しく利用するにあたって支障が出ている状態であり、利用者等地域住民への周知などにある程度の期間が必要なことから、平成 21 年度のできるだけ早い時期に廃止する。また、颯田テニスコートは、当分の間は地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続し、地区体育振興会等による自主・自立的な管理運営が可能な時期(平成 22 年度を目途)に公の施設としては廃止し、当該団体に無償貸与する。
- ② 筑穂テニスコートは、筑穂中学校敷地内に設置され、実態は中学校のテニスコートとして使用され、一般の利用者はほとんどいないことから、平成 21 年度から教育財産に用途変更して教育委員会(学校教育課)が管理運営を行う。
- ③ 筑豊ハイツテニスコートは、庄内温泉筑豊ハイツや県営テニスコート場と一体となった施設であり、庄内温泉筑豊ハイツの見直しと合わせて、平成 25 年度末までに再度、検討を行い決定する。
- ④ 公の施設として継続するテニスコートについては、民間活力を活用しながら柔軟かつ効率的な管理運営により市民サービスの向上が期待できる指定管理者制度を平成 22 年度から導入する。
- ⑤ 公の施設として継続するテニスコートのうち、市民運動公園テニスコート(颯田テニスコートが廃止されていない場合はこれに含む)については、利用実態等を勘案し、平成 21 年度からナイター設備の利用は中止し、昼間のみの利用とする。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ① テニスコートを地域におけるスポーツ施設として地区体育振興会等に無償貸与する場合、市が継続して設置するテニスコートと併せて、相互利活用ができるように、空き状況の検索などが可能なシステムを構築することが必要である。
- ② 穂波、筑穂、庄内、颯田地区の体育振興会は、合併後に新たに設置されたものであるが、旧飯塚地区を含めて地域における生涯スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり事業を展開するためには、各地区体育振興会の果たす役割は大きいことから、自主・自立的な活動が早期にできるよう地域コミュニティの中核施設である地区公民館がこれまで以上に積極的に人的支援することが必要である。また、施設を体育振興会等が維持管理するにあたって、人的支援も含め施設の統合整理に伴って削減される経費の一部を当分の間、財政支援する仕組みも併せて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①市民運動公園テニスコート、②穂波テニスコート

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	検討	→	実施							

③筑穂テニスコート

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
学校への 用途変更	検討	→ 実施								

④庄内テニスコート

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止	→	実施								

⑤穎田テニスコート

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止、 無償貸与	検討	→	→ 実施							

⑥筑豊ハイツテニスコート

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
ハイツと 合わせて 再度検討	検討					決定				

施設名 スキー場・キャンプ場（サンビレッジ 茜、関の山いこいの森）

1 サンビレッジ茜

【施設概要】

施設の名称	サンビレッジ茜	所 管 課	経済部商工観光課
所在地	飯塚市山口 845 番地 38、845 番地 57	設置年月日	平成 2 年 8 月 2 日
建物構造	セントラルロッジ 鉄骨造 3 階建 ほかに	敷地面積	107,748 m ²
延床面積 主な施設	セントラルロッジ 537.83 m ² 、2 号館、人工スキー場、リフト、レストハウス、バンガロー 10 棟、バーベキュー 3 棟、テント敷 12 区画、炊事棟 2 棟、茜ドーム、ガイトハウス、駐車場 315 台	管理形態	指定管理者 (財) サンビレッジ茜

【利用者数、収入額】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	スキー場	18,933	19,961	18,183
	キャンプ場	12,442	10,627	10,257
	体育施設	2,990	3,822	2,668
利用金額 (円)	スキー場	30,633,900	34,333,250	30,625,750
	キャンプ場	12,931,600	10,742,500	10,605,200
	体育施設	1,064,400	1,624,250	1,180,350
	レストラン		20,391,833	18,707,412

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	51,936,000	47,018,850
	事業収入	22,898,460	20,412,665
	その他	3,182,414	1,580,462
	計 (①)	78,016,874	69,011,977
支出	人件費	62,889,570	53,869,108
	管理運営費	46,210,789	46,562,780
	計 (②)	109,100,359	100,431,888
収支 (①－②)		△31,083,485	△31,419,911
収支比率 (①÷②)		71.5%	68.7%

【見直しの方向】

- ①サンビレッジ茜の人工スキー場は、平成 21 年度末までに指定管理者をはじめ地域住民等と協議を行い、指定管理期間満了後における施設の方向性を決定する。なお、存続する間は、更なる利用者増や管理運営経費節減に努めながら、収支改善を図るものとする。
- ②サンビレッジ茜キャンプ場は、自然環境に恵まれ、施設を活用した中で青少年の健全育成を図ることが期待できることから、指定管理者制度を継続しながら存続する。なお、継続するにあたっては、利用者増や管理運営経費削減に努めながら、収支改善を図るものとする。
- ③サンビレッジ茜体育施設(茜ドーム)は、大規模改修工事等の必要性が生じるまでは存続するが、キャンプ場と同様に利用者増や管理運営経費削減に努めながら、収支改善を図るものとする。

【具体的な内容】

- ①サンビレッジ茜の人工スキー場は、平成 2 年に勤労者等の余暇活動施設として設置され、多額の財政支出を伴っているが、地域の活性化や青少年の健全育成等にも貢献してきた経緯等を踏まえた中で、平成 21 年度末までに指定管理者をはじめ地域住民や関係団体等と協議を行い、指定管理期間満了後における施設の方向性を決定する。なお、存続する間は、指定管理者と協議を行いながら、更なる利用者増や管理運営経費節減に努めながら、収支改善を図るものとする。
- ②サンビレッジ茜キャンプ場は、自然環境に恵まれ、設備も充実しており、施設を活用した中で青少年の健全育成を図ることが期待できることから、今後も継続して設置するが、利用者ニーズに対応しながら市民サービスを向上させる必要があることから、柔軟かつ効率的な管理運営が期待できる指定管理者制度を継続する。なお、施設を継続させるためには、収支バランスを図る必要があることから、指定管理者とともに利用者ニーズを把握し、利用実態等を細かく検証しながら、更なる利用者増に向けた P R 手法や管理運営経費削減に努めながら、収支改善を図るものとする。
- ③サンビレッジ茜体育施設(茜ドーム)は、キャンプ場等利用者のスポーツ・レクリエーション活動や雨天時における研修活動等に利用されていることから、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は継続して設置するが、キャンプ場と同様に利用者ニーズを把握し、利用実態等を細かく検証しながら、利用者増に向けた P R 手法や管理運営経費削減に努めながら、収支改善を図るものとする。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

サンビレッジ茜については、本市最大のスポーツ・レクリエーション施設として多額の経費を投入した中で整備されたものであり、地域の活性化や青少年の健全育成等にも貢献しているが、青少年を含む多くの市民に利用してもらうためには、利用実態を細かく検証し、利用者ニーズを的確に把握しながら、利用者増に向けた事業展開(例えば、市民無料体験日の設定など)や P R 手法(市報だけでなく、公民館報や地域情報誌等に掲載依頼など)について指定管理者とともに一体的に検討することが必要である。

【実施スケジュール】

サンビレッジ茜

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
人工スキー場の方 向性決定	検討	決定								
キャンプ 場エリア 指定管理	継続									

2 関の山いこいの森

【施設概要】

施設の名称	関の山いこいの森	所管課	生涯学習部中央公民館
所在地	飯塚市綱分 419 番地 1	設置年月日	平成 6 年 6 月 20 日
建物構造	木造平屋、2 階建	敷地面積	5,647 m ²
延床面積 主な施設	331 m ² (管理棟、ロケッパビン 3 棟、 テントサイト 10 区画、炊事棟、給水 棟、トイレ、駐車場区画 20 台)	管理形態	直営

【利用者数】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
利用者 (人)	市内	895	406	335
	市外		327	567

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	751,400	1,000,900
	行政財産使用料		
	その他	6,727	
	計 (①)	758,127	1,000,900
支出	人件費	3,525,600	2,589,000
	施設管理費	5,921,064	5,914,727
	減価償却費	4,720,725	4,720,725
	計 (②)	14,167,389	13,224,452
収支 (①－②)		△13,409,262	△12,223,552
収支比率 (①÷②)		5.4%	7.6%
減価償却費を除く収支比率		8.0%	11.8%

※ 施設の残存価額
43,535,575 円

【見直しの方向】

関の山いこいの森は、利用実態及び立地場所等を総合的に勘案した中で、平成 21 年度末で廃止する。なお、跡地等の利活用策については平成 21 年度末までに決定する。

【具体的な内容】

関の山いこいの森は、平成 6 年に開設し、直営(一部委託)で管理運営を行っているが、県が指定する砂防指定地及び急傾斜地に設置されており、これまでも平成 13 年度、平成 15 年度に災害復旧工事、平成 17 年度、平成 18 年度に県治山事業による自然災害防止、予防治山事業を行っているが、風水被害による休止の時期が多く、今後においても利用者の安全面での課題があるとともに、利用状況は市外の利用者が大半であり、今後においても大幅な利用者増は見込めないことから、平成 21 年度末で廃止する。なお、廃止後の跡地等の利活用策については、地元住民や関係団体等と協議を行いながら、平成 21

年度末までに決定する。

【実施スケジュール】

関の山いこいの森

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止	検討	→	実施							

施設名 艇庫、ゲートボール場

1 艇庫

【施設概要】

施設の名称	穂波艇庫	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市平恒 477 番地 11	設置年月日	昭和 58 年 4 月 28 日
建物構造	鉄骨造平屋	敷地面積	23,844 m ² (水面部分を含む)
延床面積	199.98 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数(人)	300	300	300

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	0	0
支出	人件費	282,048	276,160
	施設管理費	1,105,418	863,533
	減価償却費	—	—
	計 (②)	1,387,466	1,139,693
収支 (①－②)		△1,387,466	△1,139,693
収支比率 (①÷②)		—	—

【見直しの方向】

穂波艇庫は、B&G 財団から無償譲渡を受けた施設であるが、施設の老朽化の状況や利用実態等を総合的に勘案し、B&G 財団の承認後に公の施設としては廃止し、艇庫としての機能を継続した中で海洋性スポーツ団体等に移譲又は貸与する。

【具体的な内容】

穂波艇庫は、昭和 61 年に B&G 財団から無償で譲渡された施設で、譲渡の際、使用困難となるまでは存続させることが条件となっていることから、現在、市が直営で管理運営を行っているが、利用人口が限定されるスポーツであることから利用者数は少なく、また、一般市民の利用にあたっては、安全確保等のためにカヌー指導者が必ず必要であることなど管理運営の実態や施設の老朽化の状況等を勘案し、B&G 財団から承認を受けた後に公の施設としては廃止し、艇庫としての機能を継続した中で柔軟かつ弾力的で、効果・効率的な維持管理や事業展開が期待できる海洋性スポーツ団体等へ移譲又は貸与する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①B&G 財団から用途廃止の承認を得るまでの間は、指定管理者制度を導入するとともに、利用実態等を検証し、5月から10月までの土、日及び休日並びに小中学校の夏休み期間中のみの開設とするなど、維持管理運営経費の削減に努めることが必要である。
- ②海洋性スポーツ団体等に移譲又は貸与するにあたっては、施設の維持管理経費の一部を当分の間、財政支援する仕組みについて検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

穂波艇庫

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 移譲又は 貸与	検討 実施									→

2 ゲートボール場

【施設概要】

①健康の森公園ゲートボール場

施設の名称	健康の森公園ゲートボール場	所管課	都市建設部都市計画課
所在地	飯塚市吉北 118 番地 1, 120 番地 5	設置年月日	平成 12 年 3 月 27 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	3, 688 m ²
延床面積	3, 688 m ²	管理形態	直営

②椿運動広場(兼グラウンドゴルフ場)

施設の名称	椿運動広場	所管課	生涯学習部スポーツ振興課
所在地	飯塚市椿 523 番地 1	設置年月日	平成 18 年 7 月 15 日(供用開始)
建物構造	—	敷地面積	6, 278 m ²
延床面積	6, 278 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
健康の森公園ゲートボール場(人)	3, 430	3, 455	3, 414

【施設の管理運営コスト】

①健康の森公園ゲートボール場

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	0	0
支出	人件費		
	施設管理費	251, 500	306, 460
	減価償却費	1, 835, 505	1, 835, 505
	計 (②)	2, 087, 005	2, 141, 965
収支 (①－②)		△2, 087, 005	△2, 141, 965
収支比率 (①÷②)		—	—

※ 施設の残存価額
46, 499, 460 円

②椿運動広場

(単位：円)

区 分		19 年度
収入	施設使用料	
	行政財産使用料	
	その他	
	計 (①)	0
	人件費	233, 010

	施設管理費		477,066
	減価償却費		—
	計(②)		710,076
収支(①-②)			△710,076
収支比率(①÷②)			—

[※ 18年7月供用開始]

【見直しの方向】

ゲートボール場は、地域における高齢者等の生涯スポーツ振興や世代間の交流の場として重要な施設となっており、継続して設置する。なお、利用者が極端に少ない施設については、廃止又は用途の変更等を行う。また、施設の維持管理については、現行どおり利用者や地域関係団体等で行う。

【具体的な内容】

ゲートボール場は、地域における高齢者等のスポーツ・レクリエーションの振興及び交流の場として重要な施設となっており、公の施設以外にも、利用者の利便性等を考慮しながら、児童遊園等公園内、普通財産の市有地や国道橋梁下の国有地などに設置されているが、今後においても、公園や遊休地などを利活用しながら、高齢者のみでなく、子どもや若年者を含めた地域における生涯スポーツや世代間の交流の場として、継続して設置する。なお、利用実態等を把握しながら、利用者が極端に少ないゲートボール場については、地域関係団体等と協議し、廃止や用途の変更を行う。また、施設の維持管理については、行政としての役割を踏まえた中で、現行どおり利用者や地域関係団体等で行うことを基本とする。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

ゲートボール場は、地域における生涯スポーツの振興、高齢者福祉の増進、世代間交流などを目指して、公の施設以外にも公園や遊休地などを利活用して活発に活動されているが、設置までの経緯や立地場所等により、市の所管部署が異なっていることから、早期に行政窓口の一本化を図ることが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 用途変更 継続	検討 実施									→

施設名 保育所

【施設概要】

① 穎田第1保育所

施設の名 称	飯塚市立穎田第1保育所	所管課	児童社会福祉部保育課
所在地	飯塚市鹿毛馬 2333 番地	設置年月日	昭和 52 年 3 月 (改築)
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	5,091 m ²
延床面積	1,523 m ²	管理形態	直営(平成 20 年度末に統廃合)

② 穎田第2保育所

施設の名 称	飯塚市立穎田第2保育所	所管課	児童社会福祉部保育課
所在地	飯塚市勢田 2225 番地 3	設置年月日	昭和 58 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	2,069 m ²
延床面積	438 m ²	管理形態	直営(平成 20 年度末に統廃合)

【見直しの方向】

穎田第1保育所廃止後の跡地の取扱いについては、施設の老朽化の状況や地盤が軟弱であることから、利用者の安全確保が困難であり、民間譲渡(売却)も含め、利活用策について平成 21 年度までに決定する。また、穎田第2保育所の跡地については、民間譲渡(売却)する。

【具体的な内容】

穎田第1保育所は昭和 52 年、穎田第2保育所は昭和 58 年に開設したものであるが、「飯塚市公立保育所運営検討委員会」の答申に基づき、平成 21 年度から統合し、新たな場所に新設することが決定している。廃止後の施設の取扱いについては、穎田第1保育所は施設の老朽化が進んでいることや地盤が軟弱であることから、利用者の安全確保が困難であり、民間譲渡(売却)も含め、利活用策について平成 21 年度までに決定する。また、穎田第2保育所の跡地については、民間譲渡(売却)する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

穎田第1保育所廃止後の跡地の利活用策については、近隣の公共施設の跡地等と一体的に検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

① 穎田第1保育所

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
利活用策	検討	決定								

② 穎田第2保育所（跡地）

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
民間譲渡 （売却）	検討	決定								

施設名 児童センター（館）

【施設概要】

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
伊岐須児童センター	伊岐須869番地1	S57. 4. 1	鉄筋コンクリート	2	320	1,234	直営
幸袋児童センター	中815番地	S59. 4. 1	鉄骨造	1	299	437	直営
飯塚東児童センター	下三緒54番地	S60. 4. 1	鉄骨造	1	299	516	直営
片島児童センター	片島3丁目8番5号	H14. 4. 1	鉄骨造	1	312	1,012	直営
立岩児童センター	川島19番地1	S62. 4. 1	鉄骨造	1	312	1,164	直営
蓮台寺児童センター	蓮台寺75番地	H19. 4. 1	鉄骨造	1	370	600	直営
二瀬児童センター	伊岐須834番地	H3. 4. 1	鉄骨造	1	429	468	直営
目尾児童館	目尾1044番地1	H4. 4. 1	鉄骨造	1	242	2,399	直営
潤野児童センター	潤野224番地1	H5. 4. 1	鉄骨造	1	299	1,161	直営
飯塚児童館	西徳前2番6号	S54. 4. 1	鉄筋コンクリート	3	343	360	直営
鯉田児童センター	鯉田1141番地1	H8. 4. 1	鉄骨造	1	300	790	直営
菰田児童センター	菰田東2丁目19番5号	H13. 4. 1	鉄骨造	1	328	420	直営
大分児童館	大分1950番地5	H5. 4. 1	鉄骨造	1	233	526	指定管理者
上穂波児童館	筑穂元吉430番地8	H6. 4. 1	鉄骨造	1	233	573	指定管理者
中央児童館（庄内中央児童館）	綱分596番地3	S57. 4. 1	鉄骨造	1	306	1,110	直営
穎田児童館	勢田1034番地1	S51. 4. 1	鉄筋コンクリート	2	571	2,170	直営
楽市児童館	楽市163番地1	H9. 11. 1	軽量鉄骨造	1	108		直営
椋本児童館	太郎丸851番地1	H11. 9. 1	軽量鉄骨造	1	99		直営
平恒児童館	平恒1021番地1	H10. 4. 1	鉄筋コンクリート	3	134		直営
若菜児童館	小正249番地2	H10. 7. 1	鉄筋コンクリート	3	132		直営
高田児童館	高田701番地1	H11. 5. 1	鉄骨造	1	70		直営

【施設の管理運営コスト】

①伊岐須児童センター (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	874,024
	減価償却費	1,009,566
	計	3,852,695

※ 施設の残存価額
29,838,284円

②幸袋児童センター (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	840,284
	減価償却費	832,890
	計	3,642,279

※ 施設の残存価額
7,773,640円

③飯塚東児童センター (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	1,028,264
	減価償却費	1,086,750
	計	4,084,119

※ 施設の残存価額
11,229,750円

④片島児童センター (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	955,964
	減価償却費	2,364,120
	計	5,289,189

※ 施設の残存価額
64,619,280円

⑤立岩児童センター (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	1,052,364
	減価償却費	1,053,300
	計	4,074,769

※ 施設の残存価額
12,990,700円

⑥蓮台寺児童センター (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	931,864
	減価償却費	2,109,555
	計	5,010,524

※ 施設の残存価額
68,208,945円

⑦二瀬児童センター (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	1,190,267
	減価償却費	2,062,350
	計	5,221,722

※ 施設の残存価額
33,685,050 円

⑧目尾児童館 (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	835,464
	減価償却費	1,411,020
	計	4,215,589

※ 施設の残存価額
24,457,680 円

⑨潤野児童センター (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	902,944
	減価償却費	1,923,540
	計	4,795,589

※ 施設の残存価額
35,264,900 円

⑩飯塚児童館 (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	854,744
	減価償却費	—
	計	2,823,849

⑪鯉田児童センター (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	922,224
	減価償却費	2,649,600
	計	5,540,929

※ 施設の残存価額
56,524,800 円

⑫菰田児童センター (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	825,824
	減価償却費	2,280,450
	計	5,075,379

※ 施設の残存価額
60,051,850 円

⑬大分児童館 (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	4,399,000
	施設管理費	957,143
	減価償却費	1,633,320
	計	6,989,463

※ 施設の残存価額
29,944,200円

⑭上穂波児童館 (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	4,399,000
	施設管理費	1,082,143
	減価償却費	1,185,168
	計	6,666,311

※ 施設の残存価額
37,398,648円

⑮中央児童館(庄内中央児童館) (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	1,037,904
	減価償却費	1,114,170
	計	4,121,179

※ 施設の残存価額
8,170,580円

⑯穎田児童館 (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	830,642
	減価償却費	1,405,314
	計	4,205,061

※ 施設の残存価額
33,102,952円

⑰樂市児童館 (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	984,884
	減価償却費	426,180
	計	3,380,169

※ 施設の残存価額
9,944,200円

⑱椋本児童館 (単位：円)

区	分	20年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	898,124
	減価償却費	561,000
	計	3,428,229

※ 施設の残存価額
14,212,000円

⑱平恒児童館 (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	955,964
	減価償却費	—
	計	2,925,069

⑳若菜児童館 (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	1,037,904
	減価償却費	—
	計	3,007,009

㉑高田児童館 (単位：円)

区 分		20 年度
支出	人件費	1,969,105
	施設管理費	739,064
	減価償却費	—
	計	2,708,169

【見直しの方向】

- ①児童センター及び児童館(以下「児童センター等」という。)内で実施している放課後児童健全育成事業(以下「児童クラブ事業」という。)は、登録児童が更に増加することが予想されることから、事業の充実を図ることが必要ではあるが、児童厚生施設である児童センター等については、利用実態や必要性等を総合的に勘案しながら、次世代育成支援対策行動計画(後期計画:平成 21 年度策定予定)において、放課後児童の健全育成の中核施設となる児童センター等の箇所数等を決定する。
- ②児童クラブ事業は、放課後児童クラブガイドラインに則った対応が求められることから、小学校の余裕教室の更なる確保を図るとともに、小学校の整備計画等とあわせた中で、可能な限り学校施設内に専用施設を順次設置した中で事業展開を行う。

【具体的な内容】

- ①児童センター等は、昭和 51 年から平成 19 年に建設され、八木山小学校区及び内野小学校区を除いて、全ての小学校区に設置されているが、大半は施設の老朽化が進んでいる。児童センター等内で実施している放課後児童健全育成事業(以下「児童クラブ事業」という。)については、登録児童が更に増加することが予想されることから、保護者ニーズに対応できるように事業の充実を図ることは必要であるが、児童(18 歳未満)に健全な遊びの機会を提供し、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童センター等については、小学校毎に設置する必要性については慎重に検討すべきであり、小学校の整備計画と合わせ、利用実態や必要性等を整理・検証し、適正配置も考慮しながら、次世代育成支援対策行動計画(後期計画:平成 21 年度策定予定)において、放課後児童の健全育成の中核施設となる児童センター等の箇所数等を決定する。

②児童クラブ事業は、現在、児童センター等及び小学校施設内の余裕教室を利用して事業展開をしているが、登録児童が更に増加することが予想されるとともに、厚生労働省が示した放課後児童クラブガイドラインにおいては 70 人以下での対応が必要になっていることから、小学校の余裕教室の更なる確保を図るとともに、小学校の整備計画等とあわせ、学校施設の多機能化等を図る観点から、可能な限り、学校施設内に専用施設を順次設置した中で事業展開を行う。また、事業運営にあたっては、本市の青少年健全育成方針に則った運営が可能な民間ボランティア団体等に運営を委託する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①児童センター等の用途廃止や学校施設への移設などに伴って、児童センター等施設の有効利活用策(児童クラブ事業以外の空き時間等を含む)を図る際には、児童センター等を児童クラブ専用施設として利用するほか、地域住民にとって利便性の高い場所に立地していることなどを考慮しながら、子育て支援、高齢者・障がい者福祉、地域コミュニティ事業の展開等について多角的に検討することが必要である。
- ②児童クラブ事業を学校施設内で実施することに伴って、児童センター等を用途変更又は用途廃止し、地域住民や民間ボランティア団体に貸与するなど施設の有効利活用を図る際には、教育上の観点や子どもの安全対策等に十分配慮することが必要である。
- ③児童の健全育成をはじめ生涯学習、学力向上などの総合的な放課後対策を図る必要があることから、放課後子どもプランや子どもまなび塾と一体的かつ連携した全庁的な取り組みなどについて、検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
施設整備	検 討									
	実 施									▶

施設名 その他の児童福祉施設（少年相談センター、つどいの広場いづか）

1 少年相談センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市少年相談センター	所管課	児童社会福祉部児童育成課
所在地	飯塚市飯塚9番24号	設置年月日	平成8年5月9日
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建	敷地面積	214 m ²
延床面積	75.42 m ²	管理形態	直営

【施設の管理運営コスト】

（単位：円）

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	0	0
支出	人件費	18,637,000	18,630,960
	施設管理費	1,734,030	2,001,741
	減価償却費	—	—
	計(②)	20,371,030	20,632,701
収支(①-②)		△20,371,030	△20,632,701
収支比率(①÷②)		—	—

【見直しの方向】

少年相談センターは、今後も継続して設置し、近隣自治体、学校、警察、青少年健全育成団体等と更なる連携を図り、青少年の非行を未然に防止しながら、健全育成に向けた取り組みを積極的に実施する。

【具体的な内容】

少年相談センターは、少年の非行を未然に防止し、健全な育成を図るために、昭和50年に福岡県警察本部から1市6町（旧飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町、桂川町、稲築町）に移管を受けて、飯塚地区少年相談センターとして設置したものであるが、市町合併により、現在は、本市単独の少年相談センターとして設置し、近隣自治体、学校、警察、青少年健全育成団体等と連携を図りながら管理運営を行っていることから、継続して設置する。また、今後においても、関係団体・機関等と連携・協力を更に強化しながら、情報を円滑に伝達・共有することが必要であることから、関係自治体等と協議を行いながら、具体的な取り組みについて検討を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

非行等問題行動については、児童福祉、警察、教育、精神保健など様々な相談機関があるため、設置主体も様々であるが、真に機能する仕組みづくりが必要なことから、相

談事案を一元的に受付・管理するための総合相談窓口の設置等について、国、県をはじめ、隣接する自治体や関係行政機関等と協議を行いながら、検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
設置継続										▶

2 つどいの広場いづか

【施設概要】

施設の名称	つどいの広場いづか	所管課	児童社会福祉部児童育成課
所在地	飯塚市鯉田 1666 番地 23	設置年月日	昭和 58 年 3 月 17 日
建物構造	鉄骨造平屋	敷地面積	4,307 m ²
延床面積	780 m ²	管理形態	NPO 法人に貸与(普通財産)

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他	8,980	2,470
	計 (①)	8,980	2,470
支出	人件費		
	施設管理費	722,728	703,163
	減価償却費	3,254,160	3,254,160
	計 (②)	3,976,888	3,957,323
収支 (①－②)		△3,967,908	△3,954,853
収支比率 (①÷②)		0.2%	0.1%
減価償却費を除く収支比率		1.2%	0.4%

※ 施設の残存価額
32,977,050 円

【見直しの方向】

つどいの広場いづかは、子育て支援等施設として、今後も継続して NPO 法人に無償貸与する。

【具体的な内容】

①つどいの広場いづかは、旧鯉田幼稚園跡地の有効利活用策を図る目的で、平成 15 年 4 月に子育て支援団体で組織された NPO 法人に無償貸与し、子育て支援施設として開設を行い、4 つの子育て活動を開始したものであるが、不登校児童・生徒支援などの新たな取り組みもなされている。民間ボランティア団体による自主・自立的な子育て支援事業活動は、廃止後の公共施設の有効な利活用策として成功した事例であり、市民と行政との対等なパートナーシップに基づく協働のまちづくりのモデル事業として市内全域において推進することが必要であり、また、施設の老朽化に伴った大規模改修工事(日本小型自動車振興会からの補助金活用)を平成 19 年度に実施したところであることから、今後も、継続して民間ボランティア団体で組織する NPO 法人に無償で貸与する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

①子育て支援事業を充実・発展させることは、本市にとって最も重要な課題のひとつであることから、公(行政)と民との役割分担を明確にした中で、民間ボランティア団体

等と常に情報・意見交換しながら、事業の充実や新たな事業展開のための人材確保策などについて連携・協力することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
無償貸与										→

施設名 高齢者福祉施設

1 特別養護老人ホーム 筑穂桜の園

【施設概要】

施設の名称	飯塚市特別養護老人ホーム 筑穂桜の園	所管課	保健福祉部高齢者支援課
所在地	飯塚市長尾 1428 番地 1	設置年月日	平成 17 年 5 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	18,633 m ²
延床面積	1,665.30 m ²	管理形態	指定管理者 (福) 飯塚市社会福祉協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
入所者数 (人)	262	362	364
一床あたりの年間利用者数(人)	449	722	678

【施設の管理運営コスト】

(単位:円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	147,894,444	148,302,536
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	147,894,444	148,302,536
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	114,294,500	116,821,500
	減価償却費	7,453,008	7,453,008
	計 (②)	122,628,908	125,137,508
収支 (①-②)		25,265,536	23,165,028
収支比率 (①÷②)		120.6%	118.5%
減価償却費を除く収支比率		128.4%	126.0%

※ 施設の残存価額
391,696,976 円

【見直しの方向】

特別養護老人ホーム筑穂桜の園は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で廃止し、設置までの経緯を踏まえた中で、住民や福祉関係団体等と連携を図りながら、地域における高齢者福祉事業等を一体的に展開することが期待できる現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に特別養護老人ホームの機能を継続した中で移譲する。なお、移譲を希望しない場合は、再度、関係団体等と協議を行いながら、平成 24 年度までに民間移譲を含め見直しの方向性について決定する。

【具体的な内容】

特別養護老人ホーム筑穂桜の園は、平成 17 年 5 月に設置され、現在、指定管理者によ

る管理運営が行われているが、特別養護老人ホームは、市内に公営 1 箇所、民営 11 箇所(別に民営として嘉麻市 5 箇所、桂川町 2 箇所)設置されている。特別養護老人ホームの運営については、本市においても、社会福祉法人等の民間事業者による整備、運営が進み柔軟な管理運営が行われており、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)を踏まえた中で、民間活力の活用を図る観点から、公(行政)として今後も継続して設置する必要性は薄く、特別養護老人ホーム筑穂桜の園については、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で用途廃止を行い、設置に至った経緯や行政として果たすべき役割等を念頭に置いて、住民や福祉関係団体等と連携を図りながら、地域における高齢者福祉事業等を一体的に展開することが期待できる現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に特別養護老人ホームの機能を継続した中で移譲する。なお、移譲を希望しない場合は、再度、現指定管理者や地域関係団体等と協議を行いながら、平成 24 年度までに民間移譲を含め見直しの方向性を決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①「筑穂桜の園」における配食は、筑穂保健福祉総合センターの厨房を利用していることから、施設の移譲にあたっては、厨房の共同利用等も考慮しながら協議することが必要である。
- ②現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に施設を移譲するにあたって、起債の繰上償還が必要になってくることから、施設の設置までの経緯や施設の老朽化の状況等も総合的に勘案しながら、検討を行うことが必要である。また、併せて安定運営及び施設の整備等のために積み立てた「特別養護老人ホーム運営基金」の取扱い並びに土地の取扱いについても検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃 止、 移 譲	検討						▶	実施		

2 筑穂高齢者生活福祉センター

【施設概要】

施設の名 称	飯塚市 筑穂高齢者生活福祉センター	所管課	保健福祉部高齢者支援課
所在地	飯塚市内野 3540 番地 1	設置年月日	平成 7 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	1,703 m ²
延床面積	587.50 m ²	管理形態	指定管理者 (福) 飯塚市社会福祉協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	7,636	7,352	8,219
一床あたりの年間利用者数(人)	730	730	670

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	144,000	114,000
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	144,000	114,000
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	7,420,000	7,335,000
	減価償却費	3,619,548	3,619,548
	計 (②)	11,920,948	11,817,548
収支 (①－②)		△11,776,948	△11,703,548
収支比率 (①÷②)		1.2%	1.0%
減価償却費を除く収支比率		1.7%	1.4%

※ 施設の残存価額
154,031,876 円

【見直しの方向】

筑穂高齢者生活福祉センターは、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で廃止し、居住部門事業を除くデイサービス事業等の機能を継続した中で、現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に移譲する。なお、現指定管理者が移譲を希望しない場合は、再度、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、平成 24 年度までに民間移譲を含め見直しの方向性について決定する。

【具体的な内容】

筑穂高齢者生活福祉センターは、平成 7 年に設置され、現在、指定管理者による管理運営が行われているが、施設の主な事業は介護サービス事業であり、公(行政)として引き続き介護サービス事業を実施する必要性などを考えると、民間活力を活用する方がより柔軟で効率的な管理運営が期待できることから、「民間と競合する公的施設の改革に

ついて」(平成12年5月26日閣議決定)を踏まえ、指定管理期間が満了する平成26年度末で廃止し、居住部門事業を除くデイサービス事業等の機能を継続した中で、施設の設置目的である地域の高齢者福祉・健康増進や生きがいつくり・社会参加の場として、関係福祉団体等と連携を図りながら管理運営を行うことが期待できる現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に移譲する。なお、施設の移譲を現指定管理者が希望しないときは、再度、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、平成24年度までに民間移譲も含め見直しの方向性について決定する。また、居住部門事業については、利用者や地域住民等と協議を行い、他の介護保険施設等(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等)を代替施設として、利活用する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①施設の移譲や代替となる他の施設の利活用については、地域の実情や設置に至った経緯などを踏まえ、地域における高齢者福祉のまちづくりが低下しないように利用者をはじめ、地域住民や現指定管理者と十分協議を行うことが必要である。
- ②内野地域のまちづくりにあたっては、近隣の公共施設や民間施設等と合わせた中で、多角的かつ長期的な展望に立って、高齢者の生きがいつくりをはじめ、恵まれた自然を活かした農業体験などによる広域的な都市間交流事業など地域の実情、特性を念頭に置きながらまちづくりを検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 移譲	検討						▶	実施		

3 穎田高齢者福祉センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市穎田高齢者福祉センター	所管課	保健福祉部高齢者支援課
所在地	飯塚市勢田 1101 番地	設置年月日	平成 2 年 9 月 30 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	2,759.47 m ²
延床面積	698.55 m ²	管理形態	指定管理者 (福) 飯塚市社会福祉協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	10,617	11,379	9,162
浴場利用者数(人)	10,617	11,379	9,162

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	1,275,300	1,051,350
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	1,275,300	1,051,350
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	11,712,000	11,628,000
	減価償却費	2,302,616	2,302,616
	計 (②)	14,896,016	14,793,616
収支 (①-②)		△13,620,716	△13,742,266
収支比率 (①÷②)		8.6%	7.1%
減価償却費を除く収支比率		10.1%	8.4%

※ 施設の残存価額
127,155,545 円

【見直しの方向】

穎田高齢者福祉センターは、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度で公の施設としては廃止し、平成 23 年度から当分の間は、高齢者の健康・生きがい・交流づくり等の機能を継続しながら、地域コミュニティ団体等に貸与する。なお、指定管理期間中における施設内の浴場については、指定管理者と協議を行い、利用実態を勘案しながら、浴場利用時間の短縮を図る。

【具体的な内容】

穎田高齢者福祉センターは、平成 2 年に設置され、現在、指定管理者による管理運営が行われているが、浴場については、民間等に同種の施設があり、公（行政）として引き続き、浴場を経営する必要性は薄いとともに、施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があり、地域の高齢者の生きがい・交流、健康づくりを推進していくためには、地域内にある公共施設の空き（余裕）スペースや存続施設の建替え等に伴う複合化・多

機能化を図るほうがより効果的・効率的であることから、平成 22 年度で公の施設としては廃止し、平成 23 年度から当分の間は、現行どおり高齢者の健康・生きがい・交流づくり等の機能を継続しながら、関係福祉団体等と連携を図りながら、地域の高齢者福祉のまちづくり事業が一体的に展開することが期待できる地域コミュニティ団体等に貸与する。なお、指定管理期間中における施設内の浴場については、指定管理者と協議を行い、利用実態等を勘案しながら、浴場利用時間の短縮を図る。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①施設の機能を継続した中で、現行どおり地域の高齢者の健康・生きがい・交流づくり等の推進していくためには、自主・自立した地域コミュニティ団体の創設が必要であり、自治会をはじめ様々な地域のボランティア団体とのネットワーク化を図るためには、地域コミュニティ活動の拠点施設である地区公民館が果たす役割は重要なことから、各団体との協議・調整を重ねながら、地域の実情を踏まえ、地域特性を活かしたまちづくりが行政とともに担える組織体制を確立することが必要である。なお、地域コミュニティ団体等が維持管理するにあたっては、人的支援も含め施設の統合整理に伴って削減される経費の一部を当分の間、財政支援する仕組みも併せて検討することが必要である。
- ②地域内にある公共施設の空き（余裕）スペースや存続施設の建替え等に伴う複合化・多機能化などにより、施設を廃止する場合は、代替機能が可能な施設までの交通手段の確保が最も重要であることから、コミュニティバス等の運行経路の再編を検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃 止、 貸 与	検討		→	実施						

4 筑穂老人福祉センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市筑穂老人福祉センター	所管課	保健福祉部高齢者支援課
所在地	飯塚市長尾 1340 番地	設置年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	2,583 m ²
延床面積	924.40 m ²	管理形態	指定管理者 (福) 飯塚市社会福祉協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	9,760	9,136	6,910
浴場利用者数 (人)	2,232	2,177	1,925

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
収入	施設使用料	542,300	535,820
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	542,300	535,820
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	8,307,000	8,748,000
	減価償却費	1,960,685	1,960,685
	計 (②)	11,149,085	11,571,685
収支 (①－②)	△10,606,785	△11,035,865	
収支比率 (①÷②)	4.9%	4.6%	
減価償却費を除く収支比率	5.9%	5.6%	

※ 施設の残存価額
84,745,164 円

【見直しの方向】

筑穂老人福祉センターは、施設の老朽化が著しいことから、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 26 年度末で廃止する。また、指定管理期間中における施設内の浴場については、指定管理者と協議を行い、利用実態等を勘案しながら浴場利用時間の短縮を図る。

【具体的な内容】

筑穂老人福祉センターは、現在、指定管理者による管理運営が行われているが、昭和 54 年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、設置後既に 30 年以上経過し、利用者の安全確保に課題があるとともに、施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性がある。また、浴場については、民間等に同種の施設があり、公（行政）として引き続き浴場を経営する必要性は薄いととも、施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があり、地域の高齢者の生きがい・交流、健康づくりを推進していくためには、地

域内にある公共施設の空き（余裕）スペースや存続施設の建替え等に伴う複合化・多機能化を図るほうが、より効果的・効率的であることから、平成26年度末で廃止する。

また、指定管理期間中における浴場利用については、指定管理者と協議を行い、利用実態を勘案しながら浴場利用時間については短縮を図る。なお、施設の周辺には公民館をはじめ公共施設が集中していることから、廃止後の施設の利活用策については、地域住民や関係団体と協議を行いながら、平成24年度までに決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

施設を廃止するにあたっては、浴場をはじめ代替機能が可能な施設について検討を行うとともに、代替施設までの交通手段の確保が最も重要であることから、コミュニティバス等の運行経路の再編を検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止	検討						→			
廃止後の 利活用策	協議				→決 定		実 施			

5 穎田老人憩いの家「福寿荘」

【施設概要】

施設の名称	飯塚市穎田老人憩いの家「福寿荘」	所管課	保健福祉部高齢者支援課
所在地	飯塚市勢田 1129 番地 1	設置年月日	昭和 47 年 6 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	2,759.47 m ²
延床面積	202.00 m ²	管理形態	指定管理者（福）飯塚市 社会福祉協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	1,258	1,421	1,469

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	13,120	6,060
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	13,120	6,060
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	1,073,000	1,062,000
	減価償却費	220,154	220,154
	計 (②)	2,174,554	2,145,154
収支 (①－②)		△2,161,434	△2,139,094
収支比率 (①÷②)		0.6%	0.3%
減価償却費を除く収支比率		0.7%	0.3%

※ 施設の残存価額
8,194,645 円

【見直しの方向】

穎田老人憩いの家「福寿荘」は、老朽化の状況や利用実態等も勘案した中で、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度で廃止する。

【具体的な内容】

穎田老人憩いの家「福寿荘」は、昭和 47 年に旧建築基準法に基づいて建築されたものであり、穎田高齢者福祉センターと併設しているため、同一の指定管理者による管理運営が行われているが、利用者の安全確保に課題があるとともに、建設後 30 年以上経過しており老朽化が著しく、利用実態等も勘案した中で、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度で廃止する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

穎田老人憩いの家「福寿荘」の廃止にあたっては、代替機能が可能な施設について検討を行うとともに、代替施設までの交通手段の確保が最も重要であることから、コミュニティバス等の運行経路の再編を検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止	検討		実施							

施設名 保健福祉総合施設

【施設概要】

①穂波福祉総合センター

施設の名称	飯塚市穂波福祉総合センター	所管課	保健福祉部 社会・障がい者福祉課
所在地	飯塚市枝国 402 番地 100	設置年月日	平成 16 年 6 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造、一部 2 階建	敷地面積	7,848.16 m ²
延床面積	3,123.89 m ²	管理形態	指定管理者 (株) トキワビル商会

②筑穂保健福祉総合センター

施設の名称	飯塚市筑穂保健福祉総合センター	所管課	保健福祉部 社会・障がい者福祉課
所在地	飯塚市長尾 911 番地 1 ほか	設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	18,633 m ²
延床面積	3,655.61 m ²	管理形態	指定管理者 (福) 飯塚市社会福祉協議会

③庄内保健福祉総合センターハーモニー

施設の名称	飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー	所管課	保健福祉部 社会・障がい者福祉課
所在地	飯塚市綱分 771 番地 1	設置年月日	平成 11 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	7,853.24 m ²
延床面積	2,611.54 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

(単位：人)

施設の名称	利用区分	17年度	18年度	19年度
飯塚市穂波福祉総合センター	施設利用者数	127,822	142,809	158,095
	うちトレーニング利用者数	26,219	28,134	28,388
	うち浴場利用者数	72,902	78,504	82,944
飯塚市筑穂保健福祉総合センター	施設利用者数	17,540	14,581	15,102
	うち健康増進室利用者数	5,907	5,760	5,447
飯塚市庄内保健福祉総合センター ハーモニー	施設利用者数	47,635	45,229	48,447
	うち運動指導室利用者数	13,724	11,503	10,739
	うち浴場利用者数	32,373	32,323	36,213

【施設の管理運営コスト】

①穂波福祉総合センター

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	14,954,600	16,214,300
	行政財産使用料	4,436	92,114
	その他	768,981	0
	計(①)	15,728,017	16,306,414
支出	人件費	21,590,000	26,144,726
	管理運営費	72,486,513	57,960,332
	減価償却費	28,969,481	28,969,481
	計(②)	123,045,994	113,074,539
収支(①-②)		△107,317,977	△96,768,125
収支比率(①÷②)		12.8%	14.4%
減価償却費を除く収支比率		16.7%	19.4%

※ 施設の残存価額
1,485,729,880円

②筑穂保健福祉総合センター

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	742,440	608,660
	行政財産使用料	0	0
	その他	0	0
	計(①)	742,440	608,660
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	20,878,763	20,181,258
	減価償却費	30,781,701	30,781,701
	計(②)	52,541,864	51,825,959
収支(①-②)		△51,799,424	△51,217,299
収支比率(①÷②)		1.4%	1.2%
減価償却費を除く収支比率		3.4%	2.9%

※ 施設の残存価額
1,396,691,490円

③庄内保健福祉総合センターハーモニー

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	8,238,970	8,764,600
	行政財産使用料	0	0
	その他	1,428,814	1,120,186
	計(①)	9,667,784	9,884,786
支出	人件費	19,232,870	18,979,418
	管理運営費	40,769,282	37,384,927
	減価償却費	15,276,747	15,276,747
	計(②)	75,278,899	71,641,092
収支(①-②)		△65,611,115	△61,756,306
収支比率(①÷②)		12.8%	13.8%
減価償却費を除く収支比率		16.1%	17.5%

※ 施設の残存価額
711,217,447円

【見直しの方向】

- ①穂波福祉総合センターは、利用・運営実態等を総合的に勘案し、指定管理者制度を継続しながら存続する。
- ②筑穂保健福祉総合センターは、平成 26 年度まで指定管理者による管理運営を行うが、指定期間満了後は公の施設としては廃止し、施設で実施していた事業を継続した中で、平成 27 年度から現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に無償貸与する。なお、貸与を希望しない場合は、再度、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、平成 24 年度までに見直しの方向性を決定する。
- ③庄内保健福祉総合センターハーモニーは、平成 22 年度までは現行どおり管理運営を行うが、平成 23 年度以降の施設のあり方については、周辺の公共施設と併せて平成 21 年度末までに有効利活用策等を検討し決定する。

【具体的な内容】

- ①穂波福祉総合センターは、平成 16 年に設置され、指定管理者による管理運営を行っているが、建設年度、立地場所や利用・運営実態等を総合的に勘案し、本市の福祉増進を図る中核施設として指定管理者制度を継続しながら存続する。
- ②筑穂保健福祉総合センターは、平成 10 年に設置し、平成 26 年度まで指定管理者による管理運営を行い、健康増進事業やデイサービス事業等を展開することになっているが、民間事業者等も同種の事業を行っており、また検診等の一部事業は代替可能な施設があることから、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)を踏まえ、指定期間満了後は公の施設としては廃止し、健康増進事業、在宅介護支援センター事業、身体障がい者デイサービス事業、障がい児通園(デイサービス)事業、介護保険居宅サービス事業及び高齢者の生活支援・生きがい対策事業等、これまで施設で実施していた事業を継続した中で、福祉関係団体等と連携を図りながら地域における保健福祉事業の更なる推進が期待できる現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会に無償貸与する。なお、現指定管理者が貸与を希望しない場合は、再度、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、平成 24 年度までに見直しの方向性について決定する。
- ③庄内保健福祉総合センターハーモニー(以下、ハーモニーという。)は、平成 11 年に設置され、保健センター、福祉センター、デイサービスセンターの複合施設となっており、平成 22 年度までは現行どおり管理運営を行うが、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)を踏まえた中で、平成 23 年度以降の施設のあり方については、周辺の公共施設と併せて平成 21 年度末までに有効利活用策及び効率的運営等を検討し決定する。なお、ハーモニー内に配置している保健師については、平成 21 年度から穂波庁舎内に集約するが、ハーモニーに出向きながらこれまでと同様な事業運営を実施する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①施設を貸与等するにあたっては、地域の実情や設置に至った経緯などを踏まえ、利用者をはじめ地域住民や現指定管理者と十分協議を行うことが必要である。
- ②現指定管理者に施設を貸与するにあたって、当初の施設設置目的に沿った事業展開を

継続して行うためには、経営努力しても赤字が見込まれる不採算部門もあることから、一定の必要な経費を助成することが必要であり、その仕組みについて検討することが必要である。

- ③(保健)福祉総合センター内のトレーニング室の利用については、民間施設を含め体育施設(飯塚第一体育館内及び平成21年7月新設予定の健康の森公園多目的施設内)や保健センターに設置されているトレーニング室との役割分担を明確にし、利用対象者等を整理しながら、将来にわたった市民の健康づくり施策を見据えた中で施設の果たすべき役割等について総合的・一体的に検討を行うことが必要である。
- ④(保健)福祉総合センター内の浴場については、多額の財政支出を伴っており、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)を踏まえた中で、高齢者福祉施設、庄内温泉筑豊ハイツや伊川の郷(社会福祉協議会が設置)をはじめとする民間施設との役割分担や利用実態等を総合的・一体的に整理・検証し、開設時間の短縮や廃止等について、利用者や地域住民等の意見を聴きながら検討を行うことが必要である。
- ⑤筑穂保健福祉総合センターに隣接する特別養護老人ホーム「筑穂桜の園」における配食は、筑穂保健福祉総合センターの厨房を利用していることから、施設の貸与等に当たっては、厨房の共同利用等も考慮しながら協議することが必要である。

【実施スケジュール】

①穂波福祉総合センター

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
存 続										→

②筑穂保健福祉総合センター

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃 止、 無償貸与	検 討							→ 実施		

③庄内保健福祉総合センターハーモニー

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
有効利活 用策協議	検 討	→ 決 定								

施設名 その他の社会福祉施設

1 サン・アビリティーズいづか

【施設概要】

施設の名称	サン・アビリティーズいづか	所管課	保健福祉部 社会・障がい者福祉課
所在地	飯塚市柏の森 956 番地 4	設置年月日	昭和 58 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋	敷地面積	8,892.39 m ²
延床面積	1,531.15 m ²	管理形態	指定管理者：NPO 法人いづか 障害児者団体協議会

【利用者数】

利用区分	17 年度	18 年度	19 年度
障がい者（児）（支援者等を含む）（人）	7,400	6,846	8,446
一般（健常者）（人）	32,076	21,981	24,157
計（人）	39,476	28,827	32,603

【施設の管理運営コスト】

（単位：円）

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	743,280	610,790
	行政財産使用料	24,000	24,000
	その他	0	0
	計（①）	767,280	634,790
支出	人件費	11,272,183	11,149,935
	管理運営費	11,066,817	11,189,065
	減価償却費	184,057	184,057
	計（②）	22,523,057	22,523,057
収支（①－②）		△21,755,777	△21,888,267
収支比率（①÷②）		3.4%	2.8%
減価償却費を除く収支比率		3.4%	2.8%

※ 施設の残存価額
8,691,600 円

【見直しの方向】

サン・アビリティーズいづかは、障がい者（児）等のスポーツ・文化・レクリエーション活動などの拠点施設となっており、今後も、障がい者（児）等の多様な社会参加を促進する必要があることから、指定管理者による指定期間満了後においても指定管理者制度を継続しながら存続する。なお、老朽化等に伴い建替え等の必要性が生じた場合は、代替又は複合化等が可能な施設について検討を行う。

【具体的な内容】

サン・アビリティーズいづかは、障がい者(児)等のスポーツ・文化・レクリエーション活動などの拠点施設として昭和 57 年に建設し、障がい者(児)等の福祉の向上と市民福祉の増進の場として活用されているが、今後も、障がい者(児)等の多様な社会参加を促進する必要があることから、指定期間満了後(平成 22 年度まで)においても指定管理者制度を継続しながら存続する。なお、老朽化に伴い建替え等の必要性が生じた場合は、障がい者(児)等の安全確保や利便性等を念頭に置いた中で、統廃合等に伴い廃止される施設等のうち、代替機能や複合化等が可能な施設について検討を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

サン・アビリティーズいづかを利活用した中で、障がい者(児)等の多様な社会参加を促進するにあたっては、教養、文化、スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、障がい者(児)相互、障がい者(児)と健常者との交流の場に止まらず、各種相談・サービスの実施やボランティア団体の活動拠点として更に利用しやすい環境づくりに努めることが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
存 続										▶

2 穂波ふれあい会館

【施設概要】

施設の名称	飯塚市穂波ふれあい会館	所管課	保健福祉部 社会・障がい者福祉課
所在地	飯塚市忠隈 522 番地 3	設置年月日	平成 6 年 12 月 1 日
建物構造	鉄骨造 2 階建	敷地面積	390 m ²
延床面積	441.86 m ²	管理形態	指定管理者 (福) 飯塚市社会福祉協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	6,035	5,727	4,989

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
収入	施設使用料	20,455	68,830
	行政財産使用料	0	0
	その他	0	0
	計 (①)	20,455	68,830
支出	人件費	881,400	863,000
	管理運営費	3,544,200	3,419,830
	減価償却費	2,863,710	2,863,710
	計 (②)	7,289,310	7,146,540
収支 (①－②)	△7,268,855	△7,077,710	
収支比率 (①÷②)	0.3%	1.0%	
減価償却費を除く収支比率	0.5%	1.6%	

※ 施設の残存価額
121,866,770 円

【見直しの方向】

穂波ふれあい会館は、平成 22 年度まで指定管理者による管理運営を行っているが、指定期間満了後の取扱いについては、現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会と無償譲渡(土地については、無償貸与)について協議を行いながら、平成 21 年度末までに決定する。

【具体的な内容】

穂波ふれあい会館は、平成 6 年に地域住民相互の交流及び福祉の向上を図ることを目的として設置され、ボランティア団体等の会議や研修などに利用されているが、指定管理者による指定期間(平成 22 年度まで)満了後の取扱いについては、施設設置までの経緯(施設建設費の一部を穂波町社会福祉協議会が寄附したことなど)や利用・運営実態等を総合的に勘案した中で、現指定管理者である(福)飯塚市社会福祉協議会と無償譲渡(土地については、無償貸与)について協議を行いながら、平成 21 年度末までに決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

施設を譲渡(土地については、無償貸与)するにあたっては、代替となる他の施設の利活用も含めて、現指定管理者や利用者等と十分協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
無償譲渡 の協議	検討	決定								

3 忠隈住民センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市忠隈住民センター	所管課	保健福祉部 社会・障がい者福祉課
所在地	飯塚市忠隈 188 番地 3	設置年月日	平成元年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	1,103.23 m ²
延床面積	596.22 m ²	管理形態	指定管理者 (社)飯塚市シルバー人材センター

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	21,418	20,907	18,741
うち浴場利用者数 (人)	20,692	19,878	18,085

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	1,768,700	1,632,530
	行政財産使用料	0	0
	その他	0	0
	計 (①)	1,768,700	1,632,530
支出	人件費	5,526,700	5,680,000
	管理運営費	8,653,886	9,654,024
	減価償却費	2,533,914	2,533,914
	計 (②)	16,714,500	17,867,938
収支 (①－②)		△14,945,800	△16,235,408
収支比率 (①÷②)		10.6%	9.1%
減価償却費を除く収支比率		12.5%	10.6%

※ 施設の残存価額
92,628,634 円

【見直しの方向】

忠隈住民センターは、設置までの経緯や利用実態等を総合的に勘案した中で、指定管理者による指定期間(平成 22 年度まで)満了後は廃止し、地元は無償で移譲(土地については、無償貸与)する。なお、地元が移譲を希望しない場合は、平成 21 年度末までに施設のあり方を再度検討し決定する。

【具体的な内容】

忠隈住民センターは、平成元年に地域住民の福祉と教養の向上及びレクリエーション等の場として設置されたものであるが、利用実態によると、特に浴場は、近隣地域の一部住民の利用に限られたものであることから、指定期間(平成 22 年度まで)満了後については、地元へ無償で移譲(土地については、無償貸与)する。なお、地元が移譲を希望しない場合は、平成 21 年度末までに施設のあり方を再度検討し決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

施設を地元に移譲等するにあたっては、移譲等に伴って削減される経費の一部を財政支援する仕組みについて検討することが必要である。また、浴場の維持管理についても多額の経費を要することから、浴場のみの廃止も予想され、設置までの経緯等を踏まえた中で、近隣の民間代替施設への利用者に対する暫定的な利用助成制度の創設の是非についても併せて検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃止、移譲	検討		→	実施						

施設名 健康増進・医療施設

1 保健センター

【施設概要】

①飯塚保健センター

施設の名称	飯塚市飯塚保健センター	所管課	保健福祉部健康増進課
所在地	飯塚市西町7番8号	設置年月日	昭和55年5月16日
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建	敷地面積	3,703 m ²
延床面積	583.18 m ²	管理形態	直営

②穂波保健センター

施設の名称	飯塚市穂波保健センター	所管課	保健福祉部健康増進課
所在地	飯塚市忠隈523番地	設置年月日	平成6年12月1日
建物構造	鉄筋コンクリート造4階建	敷地面積	9,258 m ²
延床面積	798.51 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

(単位:人)

施設区分	利用区分	17年度	18年度	19年度
飯塚保健センター	利用者総数	22,781	29,013	27,727
	うちトレーニング利用者数	21,893	29,013	27,727
穂波保健センター	利用者総数	4,170	4,157	4,555

【施設の管理運営コスト】

①飯塚保健センター

(単位:円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	4,391,020	3,910,680
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	4,391,020	3,910,680
支出	人件費	19,609,000	19,237,000
	施設管理費	8,910,398	9,857,244
	減価償却費	1,959,840	1,959,840
	計(②)	30,479,238	31,054,084
収支(①-②)		△26,088,218	△27,143,404
収支比率(①÷②)		14.4%	12.6%
減価償却費を除く収支比率		15.4%	13.4%

※ 施設の残存価額
55,964,320円

②穂波保健センター

※施設管理は、穂波庁舎と一括して行われている。

【見直しの方向】

- ①飯塚保健センターは、施設が狭隘であり、老朽化が激しいことや効果的・効率的な事業運営の観点から、平成 21 年度のできるだけ早い時期(平成 21 年 8 月頃)に庄内保健福祉総合センターに配置している職員を含め穂波庁舎内に保健師や管理栄養士等を集約し、隣接の穂波保健センターを本市の保健衛生活動の拠点とした中で、健康相談、健康指導事業等を実施することから、保健師等を集約した時点で保健センターの一部については廃止する。なお、飯塚保健センター内のトレーニング室については、半健康状態にある人を含めたトレーニング指導等を平成 21 年度まで継続実施し、平成 22 年度以降は、飯塚第一体育館内のトレーニング室で実施することにより、平成 21 年度末で廃止する。
- ②保健センターの統合に伴って生じた空きスペース(飯塚保健センター3 階部分)については、現在、普通財産として有償貸与(1 階部分を飯塚医師会検診検査センターとして使用)している飯塚医師会と協議を行い、必要がある場合は有償貸与する。なお、貸与を希望しない場合は、平成 21 年度末までに関係団体等の意見を聴きながら施設の有効活用策を検討し決定する。

【具体的な内容】

- ①飯塚保健センターは昭和 55 年、穂波保健センターは平成 6 年に設置し、それぞれの施設に保健師、管理栄養士等を配置した中で事業を行っているが、飯塚保健センターは施設が狭隘であり、老朽化が進んでいることや、効果的・効率的な事業運営を展開する観点から、両施設の統合を行うとともに庄内保健福祉総合センターに配置している職員を含めて、平成 21 年度のできるだけ早い時期(平成 21 年 8 月頃)に穂波庁舎内に保健師等を集約し、隣接の穂波保健センターを本市の保健衛生活動の拠点とした中で、これまでどおり保健師等が庄内保健福祉総合センターや各公民館など各地域に出向きながら、健康相談、健康指導事業等を実施することとし、穂波庁舎内に保健師等を集約した時点で飯塚保健センターとしての機能の一部については廃止する。なお、飯塚保健センター内のトレーニング室については、これまでどおり運動指導員を配置した中で、半健康状態にある人を含めたトレーニング指導等を平成 21 年度まで継続実施する。平成 22 年度以降は、飯塚第一体育館内のトレーニング室を利用しながら実施することから、平成 21 年度末で飯塚保健センターは廃止する。
- ②保健センターの統合によって、空きスペース(飯塚保健センター3 階部分)が生じるが、現在、普通財産として有償貸与(1 階部分を飯塚医師会検診検査センターとして使用)している社団法人飯塚医師会と協議を行い、必要がある場合は 3 階部分も併せて有償貸与する。なお、貸与を希望しない場合は、平成 21 年度末までに関係団体等の意見を聴きながら施設の有効活用策を検討し決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①飯塚保健センターは、飯塚休日夜間急患センター及び飯塚医師会検診検査センター(普通財産として有償貸与)との複合施設になっているが、旧建築基準法により建設されたものであり建設後約 30 年程度経過していることから、飯塚休日夜間急患センターの今後のあり方と併せて飯塚保健センター廃止後の施設の有効活用策について検討する

ことが必要である。

- ②飯塚保健センター内のトレーニング室廃止に伴い、飯塚市第一体育館トレーニング室を代替施設として事業展開することになるが、今後においては、民間施設を含め体育施設(平成21年7月新設予定の健康の森公園多目的施設内)や保健福祉総合センターに設置されているトレーニング室との役割分担を明確にし、利用対象者等を整理しながら、将来にわたった市民の健康づくり施策を見据えた中で施設の果たすべき役割等について総合的・一体的に検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

飯塚保健センター

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃 止、 有償貸与		→	実施							

2 飯塚市立病院、飯塚休日夜間急患センター

【施設概要】

①飯塚市立病院

施設の名称	飯塚市立病院	所管課	保健福祉部健康増進課
所在地	飯塚市弁分 633 番 1	設置年月日	(平成 20 年 4 月 1 日に取得)
建物構造	鉄筋コンクリート造 5 階建	敷地面積	38,211.64 m ²
延床面積	15,041.11 m ²	管理形態	指定管理者 (医療法人) 地域医療振興協会

②飯塚休日夜間急患センター

施設の名称	飯塚休日夜間急患センター	所管課	保健福祉部健康増進課
所在地	飯塚市西町 7 番 8 号	設置年月日	昭和 54 年 4 月 22 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	3,704 m ²
延床面積	593.75 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【利用者数】

②飯塚休日夜間急患センター

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	1,729	1,937	1,682

【施設の管理運営コスト】

②飯塚休日夜間急患センター

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	12,367,989	13,770,533
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	12,367,989	13,770,533
支出	人件費		
	管理運営費	31,942,566	30,478,473
	減価償却費	4,254,100	4,254,100
	計 (②)	36,196,666	34,732,573
収支 (①－②)		△23,828,677	△20,962,040
収支比率 (①÷②)		34.2%	39.6%
減価償却費を除く収支比率		38.7%	45.2%

※ 施設の残存価額
117,224,100 円

【見直しの方向】

- ①飯塚市立病院は、平成 49 年度まで指定管理者による管理運営を行うこととなっており、飯塚地区医療圏域(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の中核医療施設として、関係医療機関等と連携・協力しながら、圏域住民のニーズに対応できる医療体制を確立する。
- ②飯塚休日夜間急患センターは、飯塚地区医療圏域の第一次救急医療体制を確保する必要があることから今後も継続して設置する。なお、現施設は老朽化が進んでいることから、嘉麻市、桂川町をはじめ現受託者である飯塚医師会等と協議を行いながら、平成 21 年度末までに移設も含めて検討し決定する。また、指定管理者制度の導入についても併せて関係自治体や現受託者等と協議を行う。

【具体的な内容】

- ①飯塚市立病院は、平成 49 年度まで指定管理者による管理運営を行うこととなっており、飯塚地区医療圏域(飯塚市、嘉麻市、桂川町)の中核医療施設であることから、指定管理者と常に協議を行い、附属機関である市立病院管理運営協議会や市民会議等の意見を聴き、また飯塚医師会をはじめ他の医療機関と連携・協力しながら、圏域住民のニーズに対応できる医療体制を確立する。
- ②飯塚休日夜間急患センターは、飯塚地区医療圏域の第一次救急医療体制を確保するものであり存続させることが必要であるが、昭和 54 年に開設したものであり、旧建築基準法に基づいて建設され築 30 年程度経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、嘉麻市、桂川町をはじめ現受託者である飯塚医師会や関係機関等と協議を行いながら、平成 21 年度末までに移設も含めて検討し決定する。また、指定管理者制度の導入についても併せて関係自治体や現受託者等と協議を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①初期(第一次)救急施設である飯塚休日夜間急患センターは、休日夜間における急病患者に対し応急の治療を実施しているが、休日夜間に入院治療を要する重症救急患者等への医療の確保も合わせた中で、円滑な連携が図れる医療体制が望ましいことから、飯塚市立病院の施設内(敷地内を含む)への移設を含めて、嘉麻市、桂川町をはじめ飯塚医師会や関係医療機関等と協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

飯塚休日夜間急患センター

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移 設 指定管理	検討	決定								

施設名 斎場・霊園

1 飯塚市斎場

【施設概要】

施設の名称	飯塚市斎場	所管課	市民環境部環境整備課
所在地	飯塚市大日寺 736 番地	設置年月日	平成 4 年 4 月 1 日 (増築平成 7 年 3 月)
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋 一部 2 階建	敷地面積	20,921 m ²
延床面積	1,621.37 m ²	管理形態	指定管理者 (株)九州互助センター

【利用状況】

(単位：体)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
利用状況	10 歳以上の者	1,082	1,279	1,290
	10 歳未満の者	2	4	6
	死産児	46	41	42
	その他	336	238	212
合 計		1,466	1,562	1,550

※筑穂園(一部事務組合設置)

(単位：体)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
利用状況	10 歳以上の者	554	494	466
	10 歳未満の者	1	0	0
	死産児	5	6	8
	その他	11	3	2
合 計		571	503	476

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	27,143,371	27,385,772
	分担金及び負担金	1,895,275	1,928,211
	その他	7,970	4,320
	計 (①)	29,046,616	29,318,303
支出	人件費	1,762,800	1,726,000
	管理運営費	44,369,450	47,771,505
	減価償却費	21,326,159	21,326,159
	計 (②)	67,458,409	70,823,664
収支 (①－②)		△38,411,793	△41,505,361
収支比率 (①÷②)		43.1%	41.4%
減価償却費を除く収支比率		63.0%	59.2%

※ 施設の残存価額
523,787,158 円

※筑穂園（一部事務組合設置）

（単位：円）

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	2,491,500	4,504,000
	行政財産使用料		
	その他	258,929	145,438
	計（①）	2,750,429	4,649,438
支出	人件費	1,065,856	1,174,170
	管理運営費	27,124,024	23,135,215
	減価償却費	8,105,940	8,105,940
	計（②）	36,295,820	32,415,325
収支（①－②）		△33,545,391	△27,765,887
収支比率（①÷②）		7.6%	14.3%
減価償却費を除く収支比率		9.8%	19.1%

【見直しの方向】

飯塚市斎場は、現行どおり施設を継続する必要があるが、火葬炉の改修工事等の必要性があるとともに、飯塚市・桂川町衛生施設組合が設置する筑穂園については、施設の老朽化（火葬炉は平成 10 年に改修）に伴う大規模改修工事等の必要性があるため、関係自治体と統廃合の是非について協議を行いながら、平成 22 年度を目途に決定する。また、施設の管理運営にあたっては、指定管理者制度を継続する。

【具体的な内容】

飯塚市斎場は、平成 4 年に設置され、平成 6 年に旧庄内町、旧穎田町、小竹町から地方自治法の規定に基づく事務の委託を受けたことから、平成 7 年に火葬炉を 1 基増設し、待合ロビー及び待合室を増築しているが、火葬炉の耐用年数は概ね 10 年程度とされており、すでに 16 年が経過していることから、近年のうちに改修工事等を行う必要性がある。また、飯塚市・桂川町衛生施設組合が設置する筑穂園については、昭和 52 年に設置され、火葬炉は平成 10 年に改修されているが、待合棟、納骨堂は築 30 年以上経過し、老朽化が激しく大規模改修工事等の必要性がある。このようなことを含め、今後においても 2 箇所管理運営を継続することは多大な経費を要することとなることから、関係自治体（飯塚市斎場を利用している小竹町を含む）と、統廃合の是非や筑穂園における指定管理者制度の導入、及び両施設における利用料金制度の是非について、課題・問題点を整理・検証しながら平成 22 年度を目途に決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

斎場を統廃合する場合には、飯塚市・桂川町衛生施設組合（筑穂園）の構成団体である桂川町と事務委託を受けている小竹町を含んだ一部事務組合を新たに設立して広域行政を行うのか、又は地方自治法の規定に基づく事務の委託を受けて行うのかなど、設置主体について検討を行う必要があるとともに、関係自治体住民の共同利用となることから、料金の統一化に向けた検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理、 統廃合の 協議	検討		決定							

2 飯塚霊園

【施設概要】

施設の名称	飯塚霊園	所管課	都市建設部都市計画課
所在地	飯塚市庄司 1594-1 他	設置年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
建物構造	管理棟ほか霊園設備	敷地面積	103,000 m ²
延床面積	—	管理形態	直営(一部委託)

【利用状況】

名称	区画面積	区画数量	面積
規格墓地	6.00 m ²	741 基	4,446.00 m ²
	5.04 m ²	142 基	715.68 m ²
普通墓地	6.00 m ²	736 基	4,416.00 m ²
自由墓地	8.00 m ²	59 基	472.00 m ²
	10.00 m ²	142 基	1,420.00 m ²
	12.00 m ²	93 基	1,116.00 m ²
	24 m ² 以内	7 基	1,049.00 m ²
未整備区域	—	—	5,500.50 m ²
通路	—	—	4,572.75 m ²
計	—	—	23,770.43 m ²

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他	614,778	1,818,522
	計 (①)	614,778	1,818,522
支出	人件費		
	施設管理費	6,563,550	6,552,000
	減価償却費	—	—
	計 (②)	6,563,550	6,552,000
収支 (①－②)		△5,948,772	△4,733,478
収支比率 (①÷②)		9.4%	27.8%

【見直しの方向】

飯塚霊園は、現行どおり施設を継続する。なお、市町合併に伴い、新たな需要が増加していることから、中心市街地における墓地移転のために確保している敷地の活用について検討を行い、平成 21 年度までに決定する。また、指定管理者制度の導入についても併せて検討を行う。

【具体的な内容】

飯塚霊園は、昭和 54 年に設置され、現在 1,920 基の墓地について永代管理しているため、現行どおり施設を継続する必要がある。なお、設置当初から中心市街地における墓地移転のため確保している敷地については、設置後約 30 年を経過した現時点においても、移転が進展していないのが実情であり、市町合併に伴い、墓地建設の新たな需要が増加していることを考慮しながら、道路建設等に伴う代替用地を除き、新たな墓地用地の確保の必要性について検討を行い、平成 21 年度(できるだけ早い時期に)に決定する。また、管理運営については、民間活力を活用しながら、市民サービスの向上をはじめ、経費削減、事務の簡素化等を図るため、指定管理者制度を導入についても併せて検討を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

新たな墓地用地の整備について検討を行う際には、どの程度の需要が見込まれるのかなど利用者ニーズを的確に把握し、公(行政)と民間の役割分担も踏まえながら、検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
墓地用地 確保の必 要性	検討	決定								

施設名 駐車場

【施設概要】

①本町駐車場

施設の名称	本町駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市本町 19 番 38 号	設置年月日	昭和 60 年 10 月 1 日
建物構造	アスファルト敷	敷地面積	4,170 m ²
駐車台数	84 台収容	管理形態	指定管理者 (社)飯塚市シルバー人材センター

②飯塚立体駐車場

施設の名称	飯塚立体駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市飯塚 14 番 7 号	設置年月日	平成 4 年 12 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 5 階建	敷地面積	2,700 m ² (延床面積 13,123 m ²)
駐車台数	526 台収容 (うち 7 台分は、障がい者用)	管理形態	指定管理者 (社)飯塚市シルバー人材センター

③東町駐車場

施設の名称	東町駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市飯塚 12 番 10 号	設置年月日	平成 7 年 5 月 1 日
建物構造	アスファルト敷	敷地面積	640 m ²
駐車台数	21 台収容	管理形態	指定管理者 (社)飯塚市シルバー人材センター

④文化会館駐車場

施設の名称	飯塚文化会館駐車場	所管課	生涯学習部生涯学習課
所在地	飯塚市飯塚 14 番 66 号	設置年月日	平成 4 年 1 月 11 日
建物構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	3,963 m ² (延床面積 17,455 m ²)
駐車台数	147 台収容	管理形態	直営

【利用台数、収入額】

施設区分	区 分	17 年度	18 年度	19 年度
本町駐車場	利用台数 (台)	33,132	35,423	33,934
	収入額 (円)	8,841,700	9,341,304	7,824,404
飯塚立体駐車場	利用台数 (台)	149,923	155,740	145,309
	収入額 (円)	35,776,800	37,902,750	35,414,400
東町駐車場	利用台数 (台)	45,717	48,708	48,047
	収入額 (円)	12,900,600	12,137,800	11,198,700
文化会館駐車場	利用台数 (台)	59,800	57,897	56,672
	収入額 (円)	12,271,200	12,170,900	11,197,700

【施設の管理運営コスト】

①本町駐車場

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	9,329,900	7,811,900
	行政財産使用料		
	その他	11,404	12,504
	計(①)	9,341,304	7,824,404
支出	人件費	1,536,960	1,595,105
	施設管理費	6,368,980	6,022,498
	減価償却費	0	0
	計(②)	7,905,940	7,617,603
収支(①-②)		1,435,364	206,801
収支比率(①÷②)		118.2%	102.7%

※ 施設の残存価額
1,739,000円

②飯塚立体駐車場

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	37,727,800	35,312,400
	行政財産使用料		
	その他	174,950	102,000
	計(①)	37,902,750	35,414,400
支出	人件費	3,641,422	3,758,227
	施設管理費	31,272,770	27,765,775
	減価償却費	14,850,000	14,850,000
	計(②)	49,764,192	46,374,002
収支(①-②)		△11,861,442	△10,959,602
収支比率(①÷②)		76.2%	76.4%
減価償却費を除く収支比率		108.6%	112.3%

※ 施設の残存価額
602,250,000円

③東町駐車場

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	12,076,200	11,153,600
	行政財産使用料		
	その他	61,600	45,100
	計(①)	12,137,800	11,198,700
支出	人件費	1,443,588	1,498,495
	施設管理費	5,981,992	5,655,999
	減価償却費	0	0
	計(②)	7,425,580	7,154,494
収支(①-②)		4,712,220	4,044,206
収支比率(①÷②)		163.5%	156.5%

※ 施設の残存価額
419,900円

④文化会館駐車場 (※ 管理経費は、文化会館で一括計上。)

【見直しの方向】

- ①本町駐車場及び東町駐車場は、収支状況等を総合的に勘案し、当分の間は指定管理者制度を継続しながら設置する。
- ②立体駐車場は、中心商店街や図書館等公的施設利用者にとって低廉な料金(一部無料)で利用でき、近隣の公的施設に無料駐車場が併設されていないことなどを考慮し、当分の間は現行どおり指定管理者制度を継続しながら設置する。なお、継続するにあたっては、利用料金制を平成 23 年度から採用する。
- ③文化会館駐車場は、文化会館と一体的な施設であり、平成 22 年度から再度指定管理者による管理運営を行う。

【具体的な内容】

- ①本町駐車場は、昭和 60 年に設置されたものであるが、近隣には民間駐車場が数多く有ることから、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)を踏まえれば、廃止し民間譲渡すべきではあるが、中心商店街の活性化を図る観点から、当分の間は指定管理者制度を継続しながら設置する。また、東町駐車場は、平成 7 年に道路建設に伴う代替用地である市有地を有料駐車場として利活用しているものであるが、使用料収入が施設管理経費を上回っていることから、当分の間は、指定管理者制度を継続しながら市営有料駐車場として設置する。
- ②飯塚立体駐車場は平成 4 年に設置されたものであり、近隣には、民間駐車場が数多く設置されているが、中心商店街や図書館、文化会館等公的施設利用者にとって低廉な料金(一部無料)で利用できることから、中心商店街の活性化の観点や近隣の公的施設に無料駐車場が併設されていないことなどを考慮し、当分の間は現行どおり指定管理者制度を継続しながら設置する。なお、継続するにあたっては、指定管理者と協議を行いながら、更なる経営努力によって収入増が期待できる利用料金制を平成 23 年度から採用する。
- ③文化会館駐車場は、文化会館と一体的な施設として平成 4 年に設置したものであり、文化会館と同様に、平成 22 年度から再度指定管理者を導入し、更なる収入増や経費削減を図りながら管理運営を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①市営有料駐車場は、中心市街地に 4 箇所設置しているが、近隣には民間有料駐車場が多数設置されており、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)を踏まえれば、公的施設内に設置されている駐車場等を除き、用途廃止すべきものであることから、今後は収支の状況や改修工事の必要性などを総合的に勘案しながら、民間移譲の時期等を検討することが必要である。なお、民間移譲の際には、図書館等公的施設の利用者に対する配慮についても併せて検討する必要がある。

【実施スケジュール】

①本町駐車場、③東町駐車場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	継続									→

②飯塚立体駐車場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	継続									→
利用料金	検討		→	実施						

④文化会館駐車場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	継続									→
利用料金	検討		→	実施						

施設名 自転車駐車場

【施設概要】

①鯉田駅前自転車駐車場

施設の名称	鯉田駅前自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市鯉田 3186 番地	設置年月日	昭和 58 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	143 m ²
延床面積	143 m ² (120 台収容)	管理形態	直営

②浦田駅前自転車駐車場

施設の名称	浦田駅前自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市鯉田 3206 番地	設置年月日	平成 3 年 8 月 3 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	100 m ²
延床面積	99 m ² (81 台収容)	管理形態	直営

③新飯塚駅前北側自転車駐車場

施設の名称	新飯塚駅前北側自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市立岩 2198 番地	設置年月日	昭和 61 年 4 月 16 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	525 m ²
延床面積	248 m ² (311 台収容)	管理形態	直営

④新飯塚駅前東側自転車駐車場

施設の名称	新飯塚駅前東側自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市立岩 2199 番地 4	設置年月日	平成 13 年 11 月 22 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	108 m ²
延床面積	108 m ² (60 台収容)	管理形態	直営

⑤飯塚駅前自転車駐車場

施設の名称	飯塚駅前自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市菰田西 1 丁目 208 番地	設置年月日	平成 2 年 12 月
建物構造	鉄骨造	敷地面積	144 m ²
延床面積	144 m ² (179 台収容)	管理形態	直営

⑥吉原町自転車駐車場

施設の名称	吉原町自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市吉原町 3 番 15 号	設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造 2 階建	敷地面積	241 m ²
延床面積	346 m ² (1 階 122 台・2 階 156 台収容)	管理形態	直営(一部委託) シルバー人材センター

⑦天道駅前自転車駐車場

施設の名 称	天道駅前自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市天道 680 番地 60	設置年月日	平成 17 年 7 月 15 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	463.01 m ²
延床面積	222.48 m ² (120 台収容)	管理形態	直営

⑧筑前大分駅前自転車駐車場

施設の名 称	筑前大分駅前自転車駐車場	所管課	都市建設部土木管理課
所在地	飯塚市大分 1511 番地 3	設置年月日	平成 13 年 6 月 15 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	257 m ²
延床面積	72.6 m ² (78 台収容)	管理形態	直営

【利用台数】

(単位：台)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
鯉田駅前自転車駐車場	25,550	25,920	25,550
浦田駅前自転車駐車場	3,650	3,680	6,935
新飯塚駅前北側自転車駐車場	22,641	23,100	133,410
新飯塚駅前東側自転車駐車場	22,641	23,562	52,915
飯塚駅前自転車駐車場	16,040	16,553	26,645
吉原町自転車駐車場	59,316	45,825	33,215
天道駅前自転車駐車場	(不明)	27,214	37,595
筑前大分駅前自転車駐車場	(不明)	17,565	26,645

【施設の管理運営コスト】

吉原町自転車駐車場

(単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
支出	人件費		
	管理運営費	5,305,723	5,305,121
	減価償却費	—	—
	計	5,305,723	5,305,121

【見直しの方向】

- ①JR 駅前に設置している自転車駐車場は、通勤・通学利用者等の利便性等を図るために存続する必要があるが、公的関与の必要性や利用実態等を勘案しながら、JR 九州と移譲等について協議を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ②吉原町自転車駐車場は、通勤・通学や中心商店街の買物など市民の利便性を図るために存続する必要があるが、利用実態等を整理・検証しながら、平成 20 年度末までに開場時間の短縮など管理運営の見直しについて検討を行い決定する。
- ③本市における放置自転車対策を講じるとともに、再利用可能な放置自転車については、

家庭にある不用自転車も含めた利活用策を平成 21 年度末までに検討を行い決定する。

【具体的な内容】

- ①JR 駅前に設置している自転車駐車場は、昭和 58 年から平成 17 年に設置されたものであり、公共交通機関による通勤・通学利用者等市民の利便性等を図るためには存続する必要があるが、利用実態等を勘案すれば、市単独で継続させる必要性は薄いことから、JR 九州と移譲を含め維持管理や修繕費用等の経費負担などについて協議を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ②吉原町自転車駐車場は、平成 10 年に県道事業に伴って県が建設し、管理協定によって本市が管理運営しているものであり、公共交通機関による通勤・通学や中心商店街の買物など市民の利便性を図るためには継続して設置する必要があるが、無料で利用できる等施設の性格や利用実態等を整理・検証し、利用者の意見等を聴きながら、平成 20 年度末までに開場時間の短縮や管理のあり方など管理運営の見直しについて検討を行い決定する。
- ③自転車駐車場内を含め本市における放置自転車対策を講じるとともに、放置自転車で再利用できる自転車については、家庭等にある不用自転車と併せて外国人留学生等に譲渡(又は貸与)したり、通勤・通学者や観光客等に対して無料貸出するなどの仕組みについて平成 21 年度までに検討を行い決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①放置自転車の抜本的な対策を展開するためには、放置自転車撤去の迅速化等を図るための条例化や放置自転車の減少を図るための通勤・通学者向けのレンタサイクル事業等について検討することが必要である。
- ②放置自転車の再利用のための簡易な修繕等については、技術を有するボランティア等の協力を得る仕組みなどについて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①JR 駅前自転車駐車場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移譲協議	検討	決定								

②吉原町自転車駐車場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
管理運営 の見直し	検討	決定								

施設名 市営住宅、教官住宅

【施設概要】

市営住宅

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
勝守団地 (9戸)	西町5番19号	S24-S26	木造	1	215	3,917	直営
松本団地 (新) (52戸)	鯉田2425番地41	H19	中層耐火	3	3,860	15,469	直営
久世ヶ浦団地 (旧) (58戸)	川島210番地	S39-S40	簡易耐火	2	2,485	19,979	直営
緑ヶ丘団地 (3戸)	伊岐須504番地2	S24	木造	1	77	2,806	直営
清水谷団地 (120戸)	相田279番地1	H1-H10	中層耐火	3	8,498	24,765	直営
山内団地 (43戸)	下三緒35番地	S41-S42	簡易耐火	1	1,425	7,675	直営
相田団地 (250戸)	相田307番地	S42-S45	簡易耐火	2	9,842	58,790	直営
白旗団地 (112戸)	庄司141番地	S43-S45・61	簡易耐火	2	4,509	31,444	直営
千手団地 (130戸)	伊岐須176番地2	S44	簡易耐火	2	5,333	12,641	直営
蟹ヶ浦団地 (105戸)	伊岐須224番地1	S44・S50	簡易耐火	2	4,576	12,238	直営
下三緒団地(1) (5戸)	下三緒253番地1	S45	簡易耐火	2	325	1,333	直営
上三緒団地 (500戸)	上三緒629番地	S46-S62	簡易耐火	2	32,452	200,300	直営
下三緒団地(2) (271戸)	下三緒33番地1	S47-S54	簡易耐火	2	3,784	145,393	直営
目尾第二団地 (212戸)	目尾1161番地	S46-S51	簡易耐火	2	10,016	68,348	直営
吉北団地 (163戸)	吉北4214番地1	S46-S55	簡易耐火	2	8,709	37,355	直営
川島団地 (13戸)	川島396番地1	S49-S57	簡易耐火	1	661	4,389	直営
尾尾団地 (9戸)	大日寺20番地1	S51	簡易耐火	2	508	1,842	直営
潤野団地 (26戸)	潤野885番地20	S52-S53	簡易耐火	1	1,415	5,913	直営
山内第二団地 (40戸)	下三緒33番地4	S54-S55	簡易耐火	2	2,564	10,779	直営
鯉田南町団地 (36戸)	鯉田2501番地	S55	中層耐火	5	2,516	18,530	直営
幸袋西町団地 (14戸)	幸袋613番地1	S55	簡易耐火	2	912	5,323	直営
南伊川団地 (8戸)	伊川77番地1	S56	簡易耐火	2	522	2,223	直営
花瀬団地 (60戸)	大日寺522番地	S56-S57	中層耐火	5	4,168	4,192	直営
清水谷第二団地 (90戸)	相田312番地	S57-S62	中層耐火	3	6,405	32,706	直営
新二瀬団地 (92戸)	相田83番地1	S58-S61	低層・中層耐火	3	6,406	12,749	直営
明星寺団地 (120戸)	明星寺25番地2	S58-S61	中層耐火	5	8,606	13,850	直営

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)	管理形態
			構造	階			
金池団地 (4戸)	柏の森109番地3	S61	簡易耐火	2	267	828	直営
幸袋池田団地 (18戸)	幸袋540番地27	S62	中層耐火	3	1,316	3,258	直営
徳前片峰団地 (42戸)	西徳前15番12号	S62	中層耐火	3	2,967	6,162	直営
鯉田畝割団地 (10戸)	鯉田696番地8	H1-H3	簡易耐火	2	650	3,022	直営
忠隈団地 (30戸)	菰田48番地113	H4	中層耐火	4	2,573	5,477	直営
菰田団地 (64戸)	菰田136番地1	H6-H9	中層耐火	5	4,279	8,749	直営
久世ヶ浦団地 (新) (110戸)	川島205番地1	H11-H14	高層耐火	9	8,494	19,979	直営
黒萩団地 (39戸)	花瀬236番地5	H14	中層耐火	3	3,080	10,795	直営
平恒北明団地 (38戸)	平恒342番地2	S36-S38	木造	1	693	7,161	直営
小正高畑団地 (156戸)	小正204番地7	S46-S53	簡易耐火	1	6,031	27,703	直営
楽市2団地 (18戸)	楽市4番地	S48	簡易耐火	1	657	2,695	直営
平恒中野団地 (9戸)	平恒595番地	S52	簡易耐火	2	499	1,611	直営
小正水落団地 (31戸)	小正357番地4	S52-S53	簡易耐火	2	1,770	5,499	直営
南尾団地 (64戸)	南尾252番地17	S55-S58	中層耐火	4	3,835	5,641	直営
平恒新町団地 (50戸)	平恒115番地6	S42-S43	簡易耐火	2	2,033	8,010	直営
楽市1団地 (20戸)	楽市1番地18	S47	簡易耐火	2	827	3,071	直営
平恒本町第一団地 (30戸)	平恒200番地1	H4	中層耐火	3	2,038	5,030	直営
新弁分団地 (120戸)	小正38番地	H15-H17	中層耐火	4	5,404	26,461	直営
忠隈泉町団地 (12戸)	忠隈12番地1	H16	低層耐火	2	902	10,538	直営
長尾団地 (50戸)	長尾963番地	H6-H10	低層耐火	2	4,033	19,024	直営
立団地 (24戸)	長尾820番地1	H13-H14	中層耐火	3	2,241	9,942	直営
筑穂浦田団地 (32戸)	筑穂元吉68番地3	S47-S48	簡易耐火	1	1,547	8,864	直営
長楽寺団地 (58戸)	大分1487番地1	S45-S53	簡易耐火	1	2,840	42,520	直営
鶯塚団地 (20戸)	大分1531番地1	S45-H5	簡易耐火	1	1,133	9,963	直営
内野団地 (4戸)	内野926番地1	H1-H2	木造	1	254	642	直営
道祖団地 (51戸)	綱分1459番地	S40-S42	簡易耐火	1	1,734	6,511	直営
赤坂団地 (20戸)	赤坂848番地13	S43	簡易耐火	1	378	1,425	直営

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
長楽寺団地 (新) (52戸)	大分1487番地1	H18	中層耐火	4	2,840	1,304	直営
小僧団地 (40戸)	赤坂59番地	S44-S47	簡易耐火	1	1,442	5,006	直営
新町西団地 (59戸)	赤坂860番地	S46-S53	簡易耐火	1	408	8,851	直営
新町東団地 (46戸)	赤坂608番地19	S50-S57	簡易耐火	1	2,623	17,483	直営
若草団地 (24戸)	綱分667番地12	H13	中層耐火	3	1,383	2,707	直営
新町改良団地 (40戸)	赤坂597番地4	S48-S51	簡易耐火	2	2,100	7,089	直営
大坪改良団地 (26戸)	綱分1305番地1	H6-H8	低層耐火	2	2,609	5,953	直営
大坪 (新) (29戸)	綱分1409番地4	H19	中層耐火	3	4,160	1,290	直営
石丸団地 (209戸)	佐與1429番地	S39-S49	木造・簡易耐火	1	11,553	39,976	直営
預坂団地 (28戸)	勢田1896番地	S45-S61	簡易耐火	2	1,558	6,618	直営
大畑団地 (12戸)	口原1696番地12	S49-S57	簡易耐火	2	698	1,565	直営
中央団地 (144戸)	鹿毛馬2247番地	S50-S56	簡易耐火	2	8,718	20,559	直営
石丸改良団地 (36戸)	口原81番地	S44-S47	簡易耐火	2	1,432	3,861	直営
小峠東団地 (46戸)	鹿毛馬809番地1	S53-S55	簡易耐火	2	2,922	20,121	直営
上勢田団地 (3戸)	勢田851番地	S20	木造	1	75	501	直営
東勢田・明治団地 (20戸)	勢田284番地	S40-S42	木造	1	1,021	2,642	直営
新立団地 (28戸)	勢田124番地	H5-H6	簡易耐火	2	2,052	6,106	直営
桜が丘団地 (20戸)	勢田125番地3	H8-H9	低層・中層耐火	3	1,772	2,872	直営
小峠団地 (2戸)	鹿毛馬809番地	S20-S21	木造	1	100	352	直営

幸袋教官住宅

施設の名称	幸袋教官住宅	所管課	経済部産学振興課
所在地	飯塚市幸袋 781 番地 298	設置年月日	平成元年 3 月 1 日
建物構造	木造平屋・2 階建	敷地面積	5,397 m ²
延床面積	1,494 m ²	管理形態	直営

片島教官住宅

施設の名称	片島教官住宅	所管課	経済部産学振興課
所在地	飯塚市片島 1 丁目 5 番 3 号	設置年月日	昭和 63 年 3 月 1 日
建物構造	木造平屋	敷地面積	1,687 m ²
延床面積	482 m ²	管理形態	直営

【管理戸数、入居戸数】

市営住宅

(単位:戸)

住宅名	18 年度		19 年度	
	管理戸数	入居戸数	管理戸数	入居戸数
勝守	9	8	9	8
旧久世ヶ浦	58	0	0	0
緑ヶ丘	3	3	3	3
清水谷	120	119	120	119
山内	43	43	43	41
相田	250	240	250	234
白旗	112	101	112	90
千手	130	128	130	127
蟹ヶ浦	105	94	105	99
下三緒	5	4	5	4
上三緒団地	500	472	500	479
下三緒団地	271	255	271	258
目尾第二	212	194	212	190
吉北	163	145	163	150
川島	13	13	13	13
メ尾	9	9	9	9
潤野	26	25	26	25
山内第二	40	40	40	38
鯉田南町	36	35	36	35
幸袋西町	14	12	14	12
南伊川	8	7	8	7
花瀬	60	59	60	60
清水谷第二	90	90	90	88
新二瀬	92	92	92	90

住宅名	18 年度		19 年度	
	管理戸数	入居戸数	管理戸数	入居戸数
明星寺	120	120	120	118
金池	4	3	4	4
幸袋池田	18	18	18	18
徳前片峰	42	42	42	41
鯰田畝割	10	10	10	10
忠隈	30	30	30	30
菰田	64	64	64	63
久世ヶ浦	110	109	110	110
黒萩	39	39	39	39
松本(新)	0	0	52	40
椋本 1	53	33	0	0
椋本 2	12	9	0	0
平恒北明	38	34	38	28
小正高畑	156	147	156	152
楽市 2	18	17	18	15
平恒中野	9	9	9	9
小正水落	31	30	31	28
南尾	64	64	64	63
平恒新町	50	48	50	47
楽市 1	20	17	20	17
平恒本町第一	30	29	30	30
新弁分	76	70	120	110
忠隈泉町	12	12	12	12
長尾	50	50	50	48
立	24	23	24	23
筑穂浦田	32	32	32	29
長楽寺	58	38	20	20
鶯塚	20	20	20	20
内野	4	4	4	4
長楽寺(新)	30	28	52	51
大坪(旧)	29	22	0	0
道祖	51	49	51	42
赤坂	20	19	20	19
小僧	40	40	40	38
新町西	59	57	59	57
新町東	46	46	46	45
若草	24	22	24	24

住宅名	18年度		19年度	
	管理戸数	入居戸数	管理戸数	入居戸数
新町改良	40	40	40	40
大坪改良	26	25	26	26
大坪(新)	0	0	29	21
石丸	209	194	209	188
颯田中央	144	142	144	141
大畑	12	12	12	11
預坂	28	28	28	28
上勢田	3	3	3	3
東勢田・明治	20	20	20	20
小峠	2	2	2	2
石丸改良	36	34	36	33
小峠東	46	44	46	45
新立	28	27	28	28
桜が丘	20	20	20	19
計	4,476	4,183	4,433	4,188

教官住宅

住宅名	区 分	17年度	18年度	19年度
片 島	管理戸数(戸)	4	4	4
	入居戸数(戸)	4	4	3
幸 袋	管理戸数(戸)	12	12	12
	入居戸数(戸)	12	12	12

【施設の管理運営コスト】

市営住宅

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	598,273,886	609,932,760
	行政財産使用料		
	その他	14,895,440	29,441,300
	計(①)	613,169,326	639,374,060
支出	人件費	105,492,000	120,713,000
	施設管理費	168,939,259	174,284,252
	計(②)	274,431,259	294,997,252

幸袋教官住宅

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	8,029,626	7,756,351
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	8,029,626	7,756,351
支出	人件費	533,625	532,688
	施設管理費	902,295	1,027,110
	減価償却費	8,921,455	8,921,455
	計(②)	10,357,375	10,481,253
収支(①-②)		△2,327,749	△2,724,902
収支比率(①÷②)		77.5%	74.0%
減価償却費を除く収支比率		559.2%	497.3%

※ 施設の残存価額
48,572,374円

片島教官住宅

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	1,824,980	2,028,096
	行政財産使用料		
	その他		
	計(①)	1,824,980	2,028,096
支出	人件費	177,875	177,563
	施設管理費	639,660	29,400
	減価償却費	2,344,909	2,344,909
	計(②)	3,162,444	2,551,872
収支(①-②)		△1,337,464	△523,776
収支比率(①÷②)		57.7%	79.5%
減価償却費を除く収支比率		223.2%	979.9%

※ 施設の残存価額
10,421,820円

【見直しの方向】

- ①市営住宅の約7割は旧建築基準法により建設されたものであり、居住者の安心・安全を確保するためには建替え等が必要であるが、多額の財政支出を伴うことから、近隣にある小規模団地(50戸未満)等については、平成22年度から順次計画的に統廃合する。また、老朽化の著しい一戸建住宅については、順次廃止する。
- ②市営住宅の統廃合や建替え等に伴う跡地や残地は、民間譲渡(売却)する。また、廃止する一戸建住宅については、現入居者に払下げを行う。なお、現入居者が払下げを希望しない場合は、民間譲渡(売却)する。
- ③高齢社会が急速に進展する中、市営住宅の建替え等を行う際には、可能な限り高齢者・障がい者福祉住宅の併設等を検討しながら、バリアフリー化の促進など高齢者や障がい者に配慮した安心・安全な市営住宅を整備する。
- ④市営住宅の管理運営にあたっては、市民サービスの向上をはじめ経費削減や事務の簡素化等の観点から、できるだけ早い時期(平成22年度を目途)から順次指定管理者制度

を導入する。

- ⑤教官住宅は老朽化が進み、修繕に要する経費が増加し、近年中には建替え等の必要性もあることから、教官住宅の確保に関し、大学関係者等と協議を行い、大学等への移譲をはじめ、民間賃貸住宅の活用など代替措置の対応も含め、平成 21 年度末までに検討を行い決定する。

【具体的な内容】

- ①市営住宅は、小規模団地(50戸未満)が46団地、中規模団地(50～100戸未満)が13団地、大規模団地(100戸以上)が14団地で、管理戸数は4,476戸(平成19年4月1日現在)となっており、また、旧建築基準法により昭和56年以前に建設された住宅は3,216戸で全体の約7割を占め、修繕等に多額の財政支出を伴うとともに、耐震性などの課題を抱えており、居住者の安心・安全確保等のためにも、地域の適正配置を踏まえた中で、近隣にある小規模団地は平成22年度から計画的に順次統廃合(中規模や大規模団地への統合を含む)する。また、老朽化が著しく改修工事等が必要な一戸建住宅については、現入居者と協議を行いながら、理解・協力を得た中で、順次廃止する。なお、存続する市営住宅については、「飯塚市市営住宅ストック総合活用計画」の基本目標に則った中で、可能な限り早急な建替え等の整備を行う。
- ②市営住宅の統廃合に伴って廃止された跡地や建替えに伴う残地については、民間譲渡(売却)するとともに、廃止する一戸建住宅については、現入居者と協議を行いながら、現入居者に払下げを行う。なお、現入居者が払下げを希望しない場合は、民間譲渡(売却)を行う。
- ③高齢社会が急速に進展する中、市営住宅に居住する高齢者のほとんどは、非同居世帯(単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯)であることから、市営住宅の建替え等を行う際には、可能な限り高齢者・障がい者福祉住宅の併設等を検討しながら、バリアフリー化の促進など高齢者や障がい者に配慮した安心・安全な市営住宅を整備する。
- ④市営住宅の維持管理には多額の財政支出を伴っており、民間活力の活用を図りながら、市民サービスの向上をはじめ、経費削減や事務の簡素化等が期待できる指定管理者制度をできるだけ早い時期(平成22年度を目途)から順次導入する。
- ⑤教官住宅は、建設後20年以上経過し老朽化が進んでいるが、教育拠点都市や頭脳集団の集積による情報拠点都市の形成を目指すためには、市内大学に勤務する教員が地域に定着できるまちづくりを推進することが必要である。今後においては、近年中に建替えを必要とする住宅もあることから、大学関係者等と協議を行い、大学や現入居者等への移譲をはじめ、民間賃貸住宅の活用など代替措置の対応も含め、平成21年度末までに教官住宅のあり方について検討を行い決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①市営住宅の建替えを行う際には、バリアフリー化の促進など高齢者や障がい者に配慮した安心・安全な住宅を提供するとともに、高齢者等の利便性等も考慮しながら、中心市街地の空き地対策、活性化対策の一環として中心市街地への移設や、民間施設との合築等も視野に入れた中で、検討を行うことが必要である。

②小規模団地の統廃合等を行う際には、既入居者の住所異動を伴うことから、入居者に対する事前説明を十分に行い、意見を聴きながら、理解・協力を得ることが必要である。また、一戸建住宅の廃止に伴い、払い下げを希望しない入居者に対しては、近隣の市営住宅等への優先入居を行うことが必要である。

③市営住宅の建替えにあたっては、多額の経費をまとめて支出することになるが、本市の財政状況を考えれば、「飯塚市市営住宅ストック総合活用計画」に則った建替工事も後年度にずれ込むことが予想され、居住者の安心・安全等を早期に確保する観点から、PFI(民間資本を活用した社会資本整備)手法の採用についても併せて検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

市営住宅

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
統廃合 一戸建て 廃止 ・ 指定管理			実施							→

教官住宅

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移譲又は 代替措置 を含む あり方	検討	→ 決定								

施設名 都市公園・児童遊園・開発遊園・その他の遊公園

【施設概要】

①都市公園	60箇所	124.69 ha
ア 街区公園	41箇所	12.00 ha
イ 近隣公園	2箇所	4.20 ha
ウ 地区公園	2箇所	12.10 ha
エ 総合公園	3箇所	55.86 ha
オ 運動公園	2箇所	30.60 ha
カ 特殊公園	3箇所	7.32 ha
キ 都市緑地公園	5箇所	1.41 ha
ク 緑道公園	2箇所	1.20 ha
②児童遊園	57箇所	5.90 ha
③開発遊園	100箇所	5.05 ha
④その他の遊公園	68箇所	33.92 ha

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	43,794,000	45,884,000
	施設管理費	169,439,321	157,296,435
	減価償却費	3,877,517	3,877,517
	計	217,110,838	207,057,952

【見直しの方向】

- ①都市公園を除き、地域に設置される児童遊園、開発遊園等については、適正配置や利用実態等を勘案し、地域の現状等も踏まえながら、平成21年度末までに地域にとって最も有効な利活用策(公園として存続、地域への無償貸与・貸付等)について検討を行い決定する。
- ②地域の公園を存続させる場合は、行政と住民との役割分担を明確にした中で、地域住民等の理解・協力を得ながら、住民との協働による維持管理運営を行う。
- ③児童遊園、開発遊園等の整理統合等により削減できた経費の一部は、幅広い市民の憩いの場として利活用できる都市公園の維持管理や地元管理する児童遊園等の遊具整備等の経費に充てる。

【具体的な内容】

- ①公園は市内に285箇所設置されているが、人口の減少や少子高齢社会が急速に進展し、設置当時とは大きく市民ニーズが変化し、公園利用者も年々減少傾向にあり、遊具の修繕、草刈、便所清掃等施設の維持管理が行き届いていないのが実情である。このような中において、現存する全ての公園を市民の憩いとやすらぎの場として、安全で安心して利用できるように、行政のみ(一部公園は地元管理が行き届いている)で維持管理することは、本市の財政状況を考えれば困難であることから、都市公園を除き、地

域に設置される児童遊園、開発遊園等については、利用実態等を整理・検証し、適正配置も踏まえた中で、地域住民の意見を十分に聴きながら、平成21年度末までに地域にとって最も有効な利活用策(公園として存続、地域等への無償貸与・貸付け、利用方法等の変更など(不用な場合は売却を含む))について検討を行い決定する。

- ②適正配置や利用実態等を考慮した中で、地域に設置されている公園を存続させる場合は、行政と住民との役割分担を明確にした中で、地域住民や民間ボランティア団体等の理解・協力を得ながら、住民との協働による維持管理運営を行う。
- ③公園の整理統合等により削減できた経費の一部は、子どもから高齢者まで幅広い市民の憩いの場として利活用できる都市公園等の維持管理や地元管理する児童遊園等の遊具整備などの経費に充てる。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①地域に設置されている公園は、市民にとって憩いとやすらぎの場だけでなく、災害時の貴重なオープンスペースとしても活用されていることから、児童遊園、開発遊園等の整理統合等を行う際には、このようなことも踏まえて検討することが必要である。
- ②地域住民の意見を聴きながら、児童遊園、開発遊園等としては不用であると判断した場合でも、地域住民の要望に沿った有効利活用策が図ることができるときは、自主・自立した地域コミュニティ活動を促進する観点から、公園を公の施設としては廃止し、地元自治会に無償で貸与・貸付けするなど多角的な検討を行うことが必要である。
- ③地域の児童遊園、開発遊園等を地元管理する場合において、他の地域コミュニティ活動と同様に自主・自立的に行っていただくためには、草刈(後処理を含む)、樹木の剪定、トイレの清掃等公園維持管理のために必要な作業器具などを地区公民館に常備した中で、無償で貸与する仕組みやボランティア保険の加入などについて検討することが必要である。また、住民の多数が高齢者である自治会では、児童遊園、開発遊園等の維持管理をするための人員確保が困難であることから、民間ボランティア団体・民間企業等の協力を得る仕組みについても併せて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

②児童遊園、③開発遊園、④その他の遊公園

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
公園有効利活用策	検討	決定								

施設名 環境その他の市民生活施設

(清掃工場、環境センター、リサイクルプラザ、エコ工房、終末処理場、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設、浄水場・ポンプ場)

1 清掃工場(クリーンセンター)

【施設概要】

施設の名称	飯塚市清掃工場	所管課	市民環境部環境施設課
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	83,000 m ²
延床面積	2,677 m ²	管理形態	直営 (一部委託)

【処理量】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
処 理 量 (t)	年間	26,541.0	27,968.0	28,271.0
	1 日平均	75.2	79.0	80.8

※桂苑(一部事務組合設置)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
処 理 量 (t)	年間	17,926.0	17,942.0	17,192.0
	1 日平均	80.3	74.1	75.8

※ごみ燃料化センター(一部事務組合設置)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
処 理 量 (t)	年間	13,007.0	12,112.0	10,772.0
	1 日平均	44.1	42.1	39.9

【施設の管理運営コスト】

清掃工場(クリーンセンター)

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	使用料	11,211,358	10,644,281
	ごみ処理手数料	227,982,825	220,168,200
	その他	521,000	481,492
	計 (①)	239,715,183	231,293,973
支出	人件費	14,506,000	14,312,000
	管理運営費	737,158,497	723,234,636
	減価償却費	250,702,904	250,702,904
	計 (②)	1,002,367,401	988,249,540
収支 (①-②)		△762,652,218	△756,955,567
収支比率 (①÷②)		23.9%	23.4%
減価償却費を除く収支比率		31.9%	31.4%

※ 施設の残存価額
11,420,910,085 円

【施設の管理運営状況】

※桂苑(一部事務組合設置)

(単位：円)

収 入	1 8 年度	1 9 年度
分担金	593, 879, 128	576, 394, 835
負担金	239, 660, 000	239, 660, 000
手数料	524, 100	480, 640
基金収入	189, 920	1, 598, 250
生産物売払収入	3, 358, 076	2, 744, 205
基金繰入金	129, 300, 000	39, 000, 000
繰越金	23, 940, 781	22, 426, 864
預金利子		621, 790
雑入	4, 610, 219	343, 298
計	995, 462, 224	883, 269, 882
支 出	1 8 年度	1 9 年度
議会費	258, 666	310, 467
総務費	135, 359, 034	61, 857, 573
ごみ事業	408, 067, 107	389, 608, 545
公債費(元金)	375, 650, 099	392, 017, 444
公債費(利子)	44, 806, 629	28, 439, 284
繰越金	22, 999, 465	25, 337, 985
計	987, 141, 000	897, 571, 298

※ごみ燃料化センター(一部事務組合設置)

(単位：円)

収 入	1 8 年度	1 9 年度
分担金	548, 168, 333	585, 020, 448
使用料・手数料		400
財産収入	26, 148	55, 106
繰越金	16, 288, 831	13, 291, 932
雑入	393, 165	586, 151
預金利子		232, 746
計	564, 876, 477	599, 186, 783
支 出	1 8 年度	1 9 年度
議会費	76, 382	119, 976
総務費	10, 250, 523	84, 115, 456
ごみ処理事業	372, 442, 910	370, 438, 204
公債費(元金)	174, 841, 120	189, 891, 265
公債費(利子)	23, 903, 180	23, 387, 582

繰越金	57,467,549	20,161,813
計	638,981,664	688,114,296

【見直しの方向】

- ①清掃工場（以下「クリーンセンター」という。）は、現行どおり継続して設置するが、一部事務組合が設置するごみ処理施設(2 施設)も含め、焼却炉等の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があるとともにごみ処理方法が異なっているため、関係自治体等とごみ処理全般について協議を行いながら、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。
- ②直営で実施しているごみ収集業務(一部は民間委託)等については、管理運営経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化に向けた計画を策定する。

【具体的な内容】

- ①クリーンセンターは平成 10 年に開設し、1 日処理能力 90 トンの焼却炉を 2 基設置した中で可燃ごみを処理しており、現行どおり継続して設置する必要があるが、本市のごみ処理施設は、クリーンセンターのほか飯塚市・桂川町衛生施設組合が設置する桂苑(平成 6 年建設)とふくおか県央環境施設組合が設置するごみ燃料化センター(平成 14 年建設)の合計 3 施設があり、クリーンセンターと桂苑の焼却炉の耐用年数等を考えると、近年中には老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があるとともに、ごみ処理の形態が異なっていることから、本市を含め関係自治体の厳しい財政状況や効率性等を踏まえた中で、関係自治体や地域住民等と処理施設の集約、再整備を含めたごみ処理全般について協議を行いながら、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。
- ②直営で実施しているごみ収集業務(一部については既に民間委託)及び施設の運転管理業務を除いたその他の管理業務については、直営で継続すべき業務を整理しながら、管理運営経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化も含め更なる経費削減に向けた計画を策定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

ごみ処理施設の集約、再整備を検討するにあたっては、施設近辺の住民とのこれまでの交渉経過等を念頭に置いた中で、本市を含む一部事務組合構成自治体の厳しい財政状況や施設の統廃合による効率性等を地域住民に十分に説明し、また、意見を聴きながら、関係自治体と協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
施設整備の方向性	検討				決定					

2 環境センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市環境センター	所管課	市民環境部環境施設課
所在地	飯塚市目尾 451 番地 1	設置年月日	平成 8 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	7,580 m ²
延床面積	2,831 m ²	管理形態	直営

【処理量】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
処 理 量 (kl)	年間	36,865.0	36,643.0	36,981.0
	1 日平均	101.0	100.4	101.3

※穂波苑(飯塚市・桂川町一部衛生施設組合設置)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
処 理 量 (kl)	年間	60,183.0	61,134.0	59,246.0
	1 日平均	164.9	167.5	161.9

※第二清掃センター(ふくおか県央環境施設組合設置)

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
処 理 量 (kl)	年間	52,585.0	53,184.0	53,117.0
	1 日平均	144.1	145.7	145.1

【施設の管理運営コスト】

環境センター

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	し尿収集手数料	78,124,128	75,492,090
	行政財産使用料		
	その他	81,095	81,488
	計 (①)	78,205,223	75,573,578
支出	人件費	142,980,000	140,199,000
	管理運営費	103,561,633	96,394,574
	減価償却費	72,829,962	70,805,641
	計 (②)	319,371,595	307,399,215
収支 (①－②)		△241,166,372	△231,825,637
収支比率 (①÷②)		24.5%	24.6%
減価償却費を除く収支比率		31.7%	31.9%

※ 施設の残存価額
1,500,196,184 円

【施設の管理運営状況】

※穂波苑

(単位：円)

収 入	18 年度	19 年度
分担金	215,842,168	221,962,685

負担金	68,835,000	68,835,000
手数料		
基金収入	62,519	578,091
繰越金	7,880,921	8,111,845
預金利子		224,903
雑入	1,517,610	124,172
計	294,138,218	299,836,696
支 出	18年度	19年度
議会費	85,149	112,297
総務費	44,558,022	22,374,016
し尿事業	136,897,962	139,837,807
公債費（元金）	111,581,854	112,666,715
公債費（利子）	12,485,186	11,400,325
繰越金	7,571,055	9,164,803
計	313,179,228	295,555,963

※第二清掃センター

（単位：円）

収 入	18年度	19年度
分担金	209,805,919	170,755,726
使用料・手数料		
財産収入	33,199	26,334
繰越金	249,851,543	114,796,907
雑入	499,209	1,324,916
預金利子		111,227
国庫支出金	4,917,000	
組合債	152,600,000	
計	617,706,870	287,015,110
支 出	18年度	19年度
議会費	96,983	57,335
総務費	13,015,295	40,198,033
し尿処理事業	140,735,758	146,576,116
汚泥再処理センター建設事業費	321,436,668	
公債費（元金）	32,056,975	52,580,617
公債費（利子）	32,049,829	32,061,182
繰越金	72,967,703	9,635,152
計	612,359,211	281,108,435

【見直しの方向】

- ①環境センターは、現行どおり継続して設置するが、一部事務組合が設置するし尿処理施設も含め、貯留・処理槽等の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があり、関係自治体等とし尿処理施設の集約・再整備等について協議を行い、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。
- ②直営で実施しているし尿収集業務(一部については既に民間委託)及び施設の維持管理業務については、管理経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化に向けた計画を策定する。

【具体的な内容】

- ①環境センターは平成 8 年に設置したものであり、現行どおり継続して設置する必要があるが、本市のし尿処理は、環境センターのほか飯塚市・桂川町衛生施設組合が設置する穂波苑(平成 15 年)とふくおか県央環境施設組合が設置する第二清掃センター(平成 18 年)の合計 3 施設で行っており、貯留・処理槽等の腐食が激しく耐用年数を考えると、近年中には老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があることから、今後の公共下水道や合併処理浄化槽などの整備状況等を踏まえ、また、本市を含めた関係自治体の厳しい財政状況や効率性等を考慮しながら、関係自治体等とし尿処理施設の集約・再整備等について協議を行い、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。
- ②直営で実施しているし尿収集業務(一部については既に民間委託)及び施設の維持管理業務については、直営で継続すべき業務を整理しながら、管理経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化も含め更なる経費削減に向けた計画を策定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①し尿処理手数料は、し尿収集運搬に係る経費のみを手数料算定の基礎としているが、手数料を見直す際には、処理費用の加算や現在無料である浄化槽汚泥処理費用の新設についても併せて検討することが必要である。
- ②し尿処理施設の集約、再整備を検討するにあたっては、施設近辺の住民とのこれまでの交渉経過等を念頭に置いた中で、本市を含む一部事務組合構成自治体の厳しい財政状況や施設の統廃合による効率性等を地域住民に十分に説明し、また、意見を聴きながら、関係自治体と協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
施設整備 の方向性	検討				決定					

3 リサイクルプラザ

【施設概要】

施設の名 称	飯塚市リサイクルプラザ	所管課	市民環境部環境施設課
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	83,000 m ²
延床面積	1,682 m ²	管理形態	直営

【処理量】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
粗大ごみ・不燃ごみ (t)	年間	1,232.0	1,412.0	1,193.0
	1 日平均	11.1	12.8	11.6
空き缶・空きびん (t)	年 間	1,051.0	1,010.0	917.0
	1 日平均	4.5	4.3	4.3
資源プ ラスチック (t)	年間	179.0	196.0	174.0
	1 日平均	0.83	0.96	0.84
古紙・古布 (t)	年 間	602.0	604.0	448.0
有害ごみ (t)	年 間	38.0	38.0	32.0

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	使用料	3,823,470	3,433,248
	ごみ処理手数料	42,750,750	26,768,753
	その他	27,967,716	29,319,122
	計 (①)	74,541,936	59,521,123
支出	人件費	72,031,600	68,680,000
	管理運営費	93,972,122	102,502,380
	減価償却費	48,679,166	48,679,166
	計 (②)	214,682,888	219,861,554
収支 (①－②)		△140,140,952	△160,340,431
収支比率 (①÷②)		34.7%	27.1%
減価償却費を除く収支比率		44.9%	34.8%

※ 施設の残存価額
2,217,606,493 円

【見直しの方向】

- ①リサイクルプラザは、現行どおり継続して設置するが、一部事務組合のリサイクル施設も含め、機械設備の老朽化等に伴う維持補修工事等の必要性があり、関係自治体等とリサイクル施設の集約・再整備等を含めたごみ処理行政全般について協議を行い、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。
- ②リサイクルプラザの維持管理及び選別・処理業務は、現在、一部を除き直営で行っているが、管理運営経費の削減等を図る観点から、平成 24 年度を目途に民間委託化も含め更なる経費節減に向けた計画を策定する。

【具体的な内容】

- ①リサイクルプラザは粗大ごみ、空き缶・空き瓶等の処理業務を行い、再資源化を目的とした中間処理を行う施設で平成 10 年に設置されたものであり、現行どおり継続して設置する必要があるが、一部事務組合が設置するリサイクル施設も含め、機械設備の老朽化等に伴う維持補修工事等の必要性があり、クリーンセンター等と併せた中で、関係自治体等とリサイクル施設の集約・再整備を含めたごみ処理行政全般について協議を行い、平成 24 年度を目途に今後の方向性を決定する。
- ②リサイクルプラザの維持管理及び選別・処理業務(手選別業務は民間委託)は、今後も直営で継続して行うべき業務を整理しながら、管理運営経費の削減や業務の簡素化等を図る観点から、平成 24 年度を目途に更なる民間委託化も含め更なる経費節減に向けた計画を策定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

リサイクル施設の集約、再整備等を検討するにあたっては、クリーンセンター等と同様に、施設近辺の住民とのこれまでの交渉経過等を念頭に置いた中で、集約による効率性等を地域住民に十分に説明し、また、意見を聴きながら、関係自治体と協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
施設整備 の方向性	検討				決定					

4 リサイクルプラザ工房棟(エコ工房)

【施設概要】

施設の名称	飯塚市リサイクルプラザ工房棟	所管課	市民環境部環境整備課
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	設置年月日	平成 10 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	83,000 m ²
延床面積	618.25 m ²	管理形態	指定管理者 NPO 法人こすみんず

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	5,116	4,024	4,387

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
支出	人件費	1,762,800	1,726,000
	管理運営費	9,868,782	9,711,701
	減価償却費	3,993,335	3,993,335
	計	15,624,917	15,431,036

※ 施設の残存価額
83,179,150 円

【見直しの方向】

リサイクルプラザ工房棟(以下「エコ工房」という。)は、指定管理者制度を継続しながら設置する。また、指定管理者と協議しながら、更なる利用者増に向けた取り組みを積極的に行うとともに、出前教室など体験・学習内容を充実させることにより、循環型社会を確立するための環境保全活動を市民、関係団体等と一体となって推進する。

【具体的な内容】

エコ工房は、環境保全に関する情報提供及び体験・学習の場として、平成 10 年に設置され、指定管理者による管理運営が行われているが、今後においても、柔軟かつ効率的な管理運営が期待できる指定管理者制度を継続しながら設置する。なお、エコ工房における環境教室、リサイクル教室等の利用者は、増加していないのが実情であることから、コミュニティバスの運行などによる交通手段の確保をはじめ、これまで実施してきた事業について指定管理者とともに整理・検証を行い、更なる利用者増に向けた取り組みを行うとともに、市民交流プラザ、地区公民館、自治公民館や小・中学校などの公共施設等を最大限活用する中で、出前教室を民間ボランティア団体等の協力を得ながら積極的に開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に環境保全に関する体験・学習の内容を充実させることにより、循環型社会を確立するための環境保全活動を市民、関係団体等と一体となって推進する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

エコ工房は、環境保全活動を推進する上で、大変重要な役割を担う施設であるが、交通アクセス等の関係もあり、施設利用者が増加していないのが実情である。また、施設利用者アンケート調査では施設自体を知らない市民が大半であることから、更なる広報啓発活動を充実させながら利用者増を図ることが必要である。また、出前教室においても、依頼があつて開催するのではなく、小・中学校の授業も含め様々な機会を通じて市民に環境保全に関する認識を深めてもらうための方策についても併せて検討する必要がある。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
指定管理	継続									→

5 終末処理場、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設

【施設概要】

①終末処理場

施設の名称	飯塚終末処理場	所管課	上下水道部下水道課
所在地	飯塚市柳橋 210 番地	設置年月日	昭和 49 年 4 月 25 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	53,800 m ²
延床面積	4,365 m ²	管理形態	直営(一部委託)

【下水道整備状況】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
処理人口 (人) ①	51,149	53,047	55,108
水洗化人口 (人) ②	40,321	42,681	44,891
整備率 (%)	74.4%	74.7%	76.0%
水洗化率 (%) (②÷①)	78.8%	80.5%	81.5%

【施設の管理運営コスト】

①終末処理場

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	使用料	169,892,988	174,928,697
	その他	194,210,460	213,168,987
	計 (①)	364,103,448	388,097,684
支出	人件費	63,654,000	17,260,000
	施設管理費	300,449,448	370,837,684
	減価償却費	88,366,985	85,993,730
	計 (②)	452,470,433	474,091,414
収支 (①－②)		△88,366,985	△85,993,730
収支比率 (①÷②)		80.5%	81.9%
減価償却費を除く収支比率		100.0%	100.0%

※ 施設の残存価額
4,662,388,684 円

②-1 うぐいす台団地汚水処理施設

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	使用料	15,385,574	14,936,371
	その他	678,944	994,902
	計 (①)	16,064,518	15,931,273
支出	人件費		
	施設管理費	10,587,737	12,433,722
	減価償却費	2,232,000	2,232,000
	計 (②)	12,819,737	14,665,722
収支 (①－②)		3,244,781	1,265,551
収支比率 (①÷②)		125.3%	108.6%
減価償却費を除く収支比率		151.7%	128.1%

※ 施設の残存価額
63,736,000 円

②-2 穎田中央東団地及び穎田中学校汚水処理施設

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	使用料	2,828,831	3,258,851
	その他		
	計(①)	2,828,831	3,258,851
支出	人件費		
	施設管理費	4,580,162	4,867,927
	減価償却費	712,422	712,422
	計(②)	5,292,584	5,580,349
収支(①-②)		△2,463,753	△2,321,498
収支比率(①÷②)		53.4%	58.4%
減価償却費を除く収支比率		61.8%	66.9%

※ 施設の残存価額
24,618,138円

③ 内野地区農業集落排水処理施設

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	使用料	4,988,950	4,980,980
	その他	21,213,463	21,176,072
	計(①)	26,202,413	26,157,052
支出	人件費	4,407,000	4,315,000
	施設管理費	26,202,413	26,157,052
	減価償却費	19,008,711	19,008,711
	計(②)	49,618,124	49,480,763
収支(①-②)		△23,415,711	△23,323,711
収支比率(①÷②)		52.8%	52.9%
減価償却費を除く収支比率		85.6%	85.8%

※ 施設の残存価額
669,529,030円

【見直しの方向】

- ①終末処理場、コミュニティプラント及び農業集落排水処理施設は、今後も継続して設置し、効率的な管理運営を行う。なお、汚水処理については、汚水処理構想に基づき、地域ごとに最も適した整備を計画的に行う。
- ②コミュニティプラント及び農業集落排水処理施設の管理運営は、一部民間委託を行っているが、受益者負担をできる限り増加させないためには、更なる経費削減が必要であることから、平成21年度を目途に収入増も含めた中で、検討を行いながら収支改善策を決定する。

【具体的な内容】

- ①終末処理場は昭和49年、うぐいす台団地汚水処理施設は昭和56年、穎田中央東団地及び穎田中学校汚水処理施設は昭和62年、内野地区農業集落排水処理施設は平成13年に設置されたものであり、今後も継続して設置し、効率的な管理運営を行う。なお、汚水処理施設は、機器を含む施設や管渠の老朽化に伴う維持補修費用など多額の財政

支出が予想されることから、本市の財政状況を踏まえ、地域特性や実情等を勘案しながら、合併処理浄化槽も含めた中で、汚水処理構想に基づき、各種の汚水処理方法の中から最も適した整備を計画的に行う。

- ②コミュニティプラント及び農業集落排水処理施設の管理運営は、一部民間委託を行っているが、使用料の算定は、原則として維持管理に要する経費(将来の維持補修経費等も考慮)が基礎となっており、受益者負担をできる限り増加させないためには、更なる経費削減が必要であることから、平成 21 年度を目途に施設利用者の加入促進等による収入増も含めた中で、更なる民間委託化などの検討を行いながら収支改善策を決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①終末処理場は、機器を含め施設の老朽化が著しく、また、今後の公共下水道工事の進捗に伴って、終末処理場の増設も見込まれ、多額の財政支出が予想されることから、大規模改修工事等の際には、財政状況を踏まえた中で、建設経費等の縮減策について検討することが必要である。
- ②終末処理場の増設等を検討するにあたっては、施設近辺の住民とのこれまでの交渉経過等を念頭に置いた中で、増設等の必要性を地域住民に十分に説明し、理解・協力を得ることが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
収支改善策の決定	検討	決定								

6 浄水場、ポンプ場

【施設概要】

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
穎田浄水場	勢田1643番地3	H3. 4. 1	鉄筋コンクリート	3	116	5,456	一部委託
岩崎浄水場	嘉麻市岩崎999番地1	S50. 4. 1	鉄筋コンクリート	2	526	8,873	一部委託
鯉田共同浄水場	鯉田508番地144	H16. 4. 1	鉄筋コンクリート	1	388	27,200	一部委託
太郎丸浄水場	太郎丸184番地	S43. 12. 1	鉄筋コンクリート	3	698	7,528	一部委託
長尾浄水場	長尾427番地1	S51. 4. 1	鉄筋コンクリート	1	79	8,433	一部委託
明星寺浄水場	明星寺98番地3	S45. 10. 1	鉄筋コンクリート	2	1,791	16,091	一部委託
鯉田浄水場	鯉田2109番地4	S42. 9. 9	鉄筋コンクリート	2	1,098	17,017	一部委託
津原導水ポンプ場	津原538番地1	S45. 10. 1	鉄筋コンクリート	1	120	991	一部委託
高雄ポンプ場	伊岐須1番地9	S50. 3. 31	鉄筋コンクリート	1	44	30,850	一部委託
東町雨水ポンプ場	飯塚268番地9号	H19. 3. 31	鉄筋コンクリート	1	93	520	一部委託
芦原雨水ポンプ場	片島3丁目308番地9号	H18. 3. 31	鉄筋コンクリート	1	106	390	一部委託
下三緒汚水中継ポンプ場	下三緒507番地5	H11. 4. 1	鉄筋コンクリート	1	236	370	一部委託
鶴三緒ポンプ場	鶴三緒1350番地1	S59. 4. 1	鉄筋コンクリート	2	489	3,200	一部委託
殿浦汚水中継ポンプ場	川島703番地1	S55. 4. 1	鉄筋コンクリート	1	313	2,500	一部委託
片島ポンプ場	片島2丁目6番地5	S46. 4. 1	鉄筋コンクリート	1	1,039	3,470	一部委託
露切汚水中継ポンプ場	菰田西3丁目18番6号	S63. 4. 1	鉄筋コンクリート	2	245	1,680	一部委託

【施設の管理運営状況】

① 穎田浄水場

(単位：円)

区分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	30,047,373	41,813,487
	減価償却費	17,999,604	17,999,604
	計	48,046,977	59,813,091

※ 施設の残存価額
693,984,732円

②岩崎浄水場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	17,628,000	0
	施設管理費	16,188,645	44,140,708
	減価償却費	9,411,966	9,411,966
	計	43,228,611	53,552,674

※ 施設の残存価額
212,292,122円

③太郎丸浄水場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	70,392,652	49,907,030
	減価償却費	7,104,672	7,104,672
	計	77,497,324	57,011,702

※ 施設の残存価額
117,621,792円

④長尾浄水場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	19,390,177	37,053,833
	減価償却費	12,139,056	12,139,056
	計	31,529,233	49,192,889

※ 施設の残存価額
285,942,208円

⑤明星寺浄水場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	54,658,724	43,131,787
	減価償却費	30,870,000	30,870,000
	計	85,528,724	74,001,787

※ 施設の残存価額
572,810,000円

⑥鯉田浄水場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	111,623,947	92,184,361
	減価償却費	7,794,000	7,794,000
	計	119,417,947	99,978,361

※ 施設の残存価額
121,240,000円

⑦鯉田共同浄水場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	15,616,000	0
	施設管理費	25,408,726	64,084,018
	減価償却費	52,809,552	52,809,552
	計	93,834,278	116,893,570

※ 施設の残存価額
2,722,625,792円

⑧津原導水ポンプ場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	7,607,772	7,763,563
	減価償却費	137,899	137,899
	計	7,745,671	7,901,462

※ 施設の残存価額
2,558,837円

⑨高雄ポンプ場 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	2,206,216	2,256,053
	減価償却費	98,406	98,406
	計	2,304,622	2,354,459

※ 施設の残存価額
2,219,602円

⑩東町雨水ポンプ場

⑪芦原雨水ポンプ場

⑫下三緒汚水中継ポンプ場

⑬鶴三緒ポンプ場

⑭殿浦汚水中継ポンプ場

⑮片島ポンプ場

⑯露切汚水中継ポンプ場

⑩～⑯は一括計上 (単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	8,814,000	8,630,000
	施設管理費	199,239,317	170,703,365
	減価償却費	41,739,864	55,029,750
	計	249,793,181	234,363,115

※ 施設の残存価額
3,132,747,133円

【見直しの方向】

浄水場及びポンプ場等については、水道事業基本計画(平成19年度策定)に基づいて整備を実施する。なお、老朽化等により施設の新設や大規模改修工事等を実施するときは、可能な限り工事コスト縮減を図りながら施設整備等を行う。また、施設の運転管理業務等については、現在民間委託を行っているが、更なる効果的・効率的な管理運営について検討を行う。

【具体的な内容】

浄水場及びポンプ場は、昭和42年から平成19年にかけて設置されたものであり、水道事業基本計画(平成19年度策定)に基づいて整備を実施するが、潁田浄水場については、水質が悪くコストがかかり非効率であることから廃止し、鯉田共同浄水場から当該給水地区に給水を実施(平成22年度予定)する。また、浄水場及びポンプ場の運転管理業務等については、現行どおり民間委託を継続するが、今後においても、出来る限り受益者負担が増加しないように、施設の管理運営を含め経費削減等最大限の努力を行うとともに、老朽化等に伴う施設の整備や大規模改修工事等を実施するときは、多額の財政支出を伴うことから、中・長期的な視点に立った中で、立地場所の選定等も含め工事コストが縮減できるような検討を行いながら施設整備を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

大規模な施設整備等を行う際には、多額の財政支出が予想されることから、財政状況を踏まえた中で、建設経費等の縮減策について検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①潁田浄水場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止後、鯉田共同浄水場からの給水			→ 実施							

②～⑦浄水場、⑧～⑯ポンプ場

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
施設整備	継続 実施									→

施設名 農産物直売所、農産物加工所

1 庄内農産物直売所(庄四季物)

【施設概要】

施設の名称	庄内農産物直売所(庄四季物)	所管課	庄内支所経済建設課
所在地	飯塚市綱分 770 番地 1	設置年月日	平成 15 年 11 月 8 日
建物構造	鉄骨造平屋	敷地面積	3,956 m ²
延床面積	184 m ²	管理形態	指定管理者 庄内ふれ愛市協議会

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	64,023	65,104	74,137

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	売上高	50,744,826	61,257,915
	分担金及び負担金		
	その他	336,169	412,463
	計 (①)	51,080,995	61,670,378
支出	人件費	3,377,135	3,659,495
	管理運営費	47,646,089	57,304,436
	減価償却費	2,231,667	2,231,667
	計 (②)	53,254,891	63,195,598
収支 (①－②)		△2,173,896	△1,525,220
収支比率 (①÷②)		95.9%	97.6%
減価償却費を除く収支比率		100.1%	101.2%

※ 施設の残存価額
58,023,336 円

【見直しの方向】

庄内農産物直売所は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度末で廃止し、直売所としての機能を継続した中で現指定管理者又は公共的団体に移譲又は貸与する。なお、現指定管理者等が移譲等を希望しない場合は、再度地域関係者や農業関係団体等の意見を聴きながら、民間事業者等に譲渡(売却)又は貸付けを含め検討を行い、平成 22 年度までに決定する。

【具体的な内容】

①庄内農産物直売所は、地産地消による地元農産物の販売等を目的として平成 15 年に設置され、指定管理者による管理運営が行われているが、農業協同組合等が経営する類似施設が市内及び近隣地域にも設置されている。現時点における利用状況は、直売所周辺の地元住民が主な利用者であり、地産地消による地元農・畜産物の販売促進が地

域の農業振興のために必要ではあるが、今後も公(行政)が設置し、継続して経営する必要性は薄いと考えられることから、現指定管理者、地域関係者農業関係団体等と協議を行い、指定管理期間が終了する平成 22 年度末で公の施設としては廃止し、直売所の機能を継続した中で、現指定管理者又は公共的団体に移譲若しくは貸与する。なお、現指定管理者等が移譲等を希望しない場合は、再度、地域関係者や農業関係団体等の意見を聴きながら、民間事業者等に譲渡(売却)又は貸付けを含め検討を行い、平成 22 年度までに決定する。

- ②現指定管理者や地域の公共的団体等に施設の機能を継続した中で移譲する場合は、地産地消による地域の農業振興を図るという設置の経緯等を勘案し、土地は無償貸与とし、建物及び付帯設備等は、当分の間は無償貸与とする。なお、民間事業者等に譲渡(売却)又は貸付けする場合は、有償を原則とする。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①農産物直売所の機能を継続した中で移譲又は貸与するのか、あるいは、施設機能の変更も可とする民間譲渡(売却)又は貸付けを行うのかについては、中・長期的な展望に立って、近隣の民間類似施設の動向等も見極めながら、地域関係者や農業関係団体等と協議を行い、総合的な判断を行う必要がある。
- ②機能を継続した中で、農産物直売所として移譲する場合は、地産地消による地元農・畜産物の販売促進が今後さらに必要であることから、利用者ニーズを的確に把握し、庄内地区の地元農産物だけでなく、本市全域の地元農・畜産物が販売できる直売所として施設再編する必要がある。
- ③農産物直売所としてではなく、施設機能の変更を行って、民間事業者等に譲渡又は貸付けする場合、同一敷地内にある庄内保健福祉総合センターをはじめ、近隣には支所、図書館等の公共施設が集中しており、庄内地区の住民にとって最も利便性が高い場所であることから、譲渡又は貸付けする者を選考するにあたっては、施設の使用目的が地域の活性化等に結びつくのかなどについて、慎重に検討を行う必要がある。
- ④農産物直売所としての機能を継続しない場合は、臨時的な直売所として近隣の公共施設等の空き(余裕)スペース等の有効利活用について検討することが必要である。
- ⑤指定管理期間が終了する平成 22 年度までの間、利用実態等を踏まえた中で、指定管理者等と協議を行い、開所日や開所時間等の変更について検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃止、 移譲又は 貸 与	検討	→		実施						

2 穎田農産物直売所(四季一番)

【施設概要】

施設の名称	穎田農産物直売所(四季一番)	所管課	穎田支所経済建設課
所在地	飯塚市勢田 1097 番地 1	設置年月日	平成 8 年 4 月 20 日
建物構造	木造平屋	敷地面積	2,820 m ²
延床面積	102.15 m ²	管理形態	指定管理者 四季一番 農産物等直売所利用組合

【利用者数、売上額】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	22,200	21,737	20,774

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	売上高	24,506,866	23,479,968
	分担金及び負担金	86,000	293,000
	その他	495,178	1,025,721
	計 (①)	25,088,044	24,798,689
支出	人件費	2,317,731	2,280,646
	管理運営費	22,988,307	22,206,841
	減価償却費	2,309,809	2,309,809
	計 (②)	27,615,847	26,797,296
収支 (①-②)		△2,527,803	△1,998,607
収支比率 (①÷②)		90.8%	92.5%
減価償却費を除く収支比率		99.1%	101.3%

※ 施設の残存価額
31,054,101 円

【見直しの方向】

穎田農産物直売所は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度末で廃止し、現指定管理者若しくは地域の農業関係団体等に移譲若しくは貸与するか、又は民間事業者等に有償譲渡(売却)する。なお、指定管理期間中において、指定管理者等と協議が整った場合は、その時点で廃止し、移譲若しくは貸与又は譲渡(売却)を行う。

【具体的な内容】

穎田農産物直売所は、地産地消による地元農産物の販売等を目的として平成 8 年に設置され、週 4 日(水、木、土、日曜日)午前 8 時から午後 1 時まで開所し、指定管理者による管理運営が行われているが、農業協同組合等が経営する類似施設が市内及び近隣地域にも設置されている。現時点における利用状況は、利用者の利便性や施設の規模等の関係で、直売所周辺の地元住民が主な利用者となっており、今後も利用者増は期待できず、公(行政)が継続して経営する必要性は薄いと考えられることから、指定管理期間が終了する平成 22 年度末で公の施設としては廃止する。また、廃止後の施設については、

現指定管理者若しくは地域の農業関係団体等に移譲若しくは貸与するか、又は民間事業者等に有償譲渡する。なお、指定管理期間満了前であっても、指定管理者や地域関係者等との協議が整った場合は、その時点で廃止し移譲若しくは貸与又は譲渡(売却)する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①農産物直売所としての機能を継続せずに施設を廃止する場合は、地産地消による地元農産物の販売促進を図る必要があることから、廃止施設の代替として地域住民が多数利用する公共施設等の空き(余裕)スペース等を地域の農家による地元農産物の臨時的な直売スペースとして利活用できる方策について平成 21 年度までに検討を行うことが必要である。
- ②指定管理期間が終了する平成 22 年度までの間、利用実態等を踏まえた中で、指定管理者等と協議を行い、開所日や開所時間等の変更について検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃 止、 移譲若し くは貸与、 又は 有償譲渡	検討		→	実施						

3 庄内農産物加工所

【施設概要】

施設の名称	庄内農産物加工所	所管課	庄内支所経済建設課
所在地	飯塚市綱分 768 番地 1	設置年月日	平成 17 年 4 月 18 日
建物構造	鉄骨造平屋	敷地面積	2,168 m ²
延床面積	103 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	650	776	576

【施設の管理運営コスト】 (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	388,000	522,000
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	388,000	522,000
支出	人件費		
	施設管理費	996,210	1,197,431
	減価償却費	1,313,888	1,313,888
	計 (②)	2,310,098	2,511,319
収支 (①－②)		△1,922,098	△1,989,319
収支比率 (①÷②)		16.8%	20.8%
減価償却費を除く収支比率		38.9%	43.6%

※ 施設の残存価額
32,409,226 円

【見直しの方向】

庄内農産物加工所は、平成 22 年度までは現行どおり設置し、平成 23 年度以降の取扱いについては、庄内農産物直売所の見直しと併せて平成 22 年度までに決定する。

【具体的な内容】

庄内農産物加工所は、地元農産物を有効に利用し、加工することによって付加価値を高め、新たな特産品を創り出すことを目的として平成 17 年に設置され、現在は直営で運営し、豆腐工房及び菓子工房の利用者から使用料を徴収している。市内の他地域においても地域住民が自主・自立的に地元農産物を加工して特産品を創出しているところもあり、現時点における利用実態等を総合的に勘案すると、継続して公（行政）が施設を維持し運営する必要性は薄いと考えられるが、隣接する庄内農産物直売所と一体となって検討することが必要であることから、平成 22 年度までは現行どおり設置し、平成 23 年度以降の施設の取扱いについては、庄内農産物直売所の見直しと併せて、平成 22 年度までに地域関係者や農業関係団体等と協議を行い決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①公の施設としての農産物加工所を廃止し、加工所としての機能を継続しながら移譲又は貸与する場合は、地元農産物による新たな特産品の創作という目的や設置に至った経緯等を踏まえ、庄内地域だけでなく、本市全域における地元農・畜産物の加工所として現利用者等への貸与を優先することが必要である。
- ②平成23年度以降、農産物加工所としてではなく、設置目的を変更して、民間事業者等に貸付けする場合、同一敷地内にある庄内保健福祉総合センターをはじめ、近隣には支所、図書館等の公共施設が集中しており、庄内地区の住民にとって最も利便性が高い場所であることから、貸付先を選考するにあたっては、施設の使用目的が地域の活性化等に結びつくのかなどについて、慎重に検討を行う必要がある。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
平成23年度以降 取り扱い	検討		決定							

4 穎田農産物加工所（四季の里）

【施設概要】

施設の名称	穎田農産物加工所	所管課	穎田支所経済建設課
所在地	飯塚市勢田 1097 番地 1	設置年月日	平成 16 年 4 月 21 日
建物構造	木造平屋	敷地面積	2,820 m ²
延床面積	47 m ²	管理形態	指定管理者 四季の里農産物等加工部

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	864	816	672

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	売上高	6,887,723	8,125,655
	分担金及び負担金	17,000	14,000
	その他	120,947	132,955
	計 (①)	7,025,670	8,272,610
支出	人件費	2,357,150	3,120,180
	施設管理費	4,608,159	5,428,546
	減価償却費	764,940	764,940
	計 (②)	7,730,249	9,313,666
収支 (①－②)		△704,579	△1,041,056
収支比率 (①÷②)		90.9%	88.8%
減価償却費を除く収支比率		100.9%	96.8%

※ 施設の残存価額
10,454,180 円

【見直しの方向】

穎田農産物加工所は、指定管理者による指定管理期間が終了する平成 22 年度末で廃止し、現指定管理者若しくは地域の農業関係団体等に移譲若しくは貸与するか、又は民間事業者等に有償譲渡(売却)する。なお、指定管理期間中の貸与、廃止について、指定管理者や地域関係者等と協議が整った場合は、その時点で廃止し、移譲若しくは貸与するか、又は譲渡(売却)を行う。

【具体的な内容】

穎田農産物加工所は、地元農産物を有効に利用し、加工することによって付加価値を高め、新たな特産品を創り出すことを目的として平成 16 年に設置され、週 4 日(水、木、土、日曜日)午前 8 時から午後 1 時まで開所し、指定管理者による管理運営が行われているが、市内の他地域においても地域住民が自主・自立的に地元農産物を加工して特産品を創出しているところもあり、現時点における加工所の利用目的、その利用実態や立地場所等を総合的に勘案すると、継続して公(行政)が施設を維持し運営する必要性は薄

いと考えられることから、平成 22 年度末をもって公の施設としては廃止し、現指定管理者若しくは地域の農業関係団体等に貸与するか、又は民間事業者等に有償譲渡(売却)する。なお、指定管理期間満了前であっても、指定管理者や地域関係者等との協議が整った場合は、その時点で廃止し、移譲若しくは貸与するか、又は譲渡(売却)する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①加工所をこれまで利用してきた地元の農業関係者等と施設廃止後における地元農産物による特産品の創出を図る方策などについて十分協議を行いながら、代替措置の是非について検討することが必要である。
- ②指定管理期間が終了する平成 22 年度までの間、利用実態等を踏まえた中で、指定管理者等と協議を行い、開所日や開所時間等の変更について検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃止、 移譲若し くは貸与、 又は 有償譲渡	検討		→	実施						

施設名 八木山高原ユースホステル、八木山高原集会所

1 八木山高原ユースホステル

【施設概要】

施設の名 称	八木山高原ユースホステル (特定目的普通財産)	所管課	経済部商工観光課
所在地	飯塚市八木山 1270 番地 14	設置年月日	昭和 42 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造 2 階建	敷地面積	7,300 m ²
延床面積	937.40 m ²	管理形態	直営(管理運営委託)

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	2,817	3,067	3,174

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	10,792,400	10,431,800
	行政財産使用料		
	その他	1,176,640	1,002,560
	計 (①)	11,969,040	11,434,360
支出	人件費	4,810,762	5,211,551
	施設管理費	7,158,278	6,222,809
	減価償却費	0	0
	計 (②)	11,969,040	11,434,360
収支 (①－②)		0	0
収支比率 (①÷②)		100.0%	100.0%

※ 施設の残存価額
8,552,500 円

【見直しの方向】

八木山高原ユースホステルは、平成 21 年度(できるだけ早い時期)に廃止し、民間譲渡(売却)する。

【具体的な内容】

八木山高原ユースホステルは、特定目的の普通財産として昭和 42 年に公設のユースホステルとして開設し、管理運営については委託を行っているが、設置当時とは大きく時代が変わり、市民ニーズが多種多様化する中で、設置後既に 40 年以上経過し、施設の老朽化が著しく、存続させるならば近年中には大規模改修工事等の必要が生ずることから、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成 12 年 5 月 26 日閣議決定)を踏まえた中で、利用者等への周知期間を考慮しながら、平成 21 年度(できるだけ早い時期)に廃止し、民間譲渡(売却)を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

八木山高原ユースホステルを民間譲渡する場合は、ユースホステルと一体的に利用されている隣接の八木山高原集会所と合わせて民間譲渡することが必要である。また、譲渡にあたっては、八木山地区の恵まれた自然環境を活かした中で、地域活性化に結びつくような利用目的をもった譲渡先を選定することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 民間譲渡 (売却)		実施								

2 八木山高原集会所

【施設概要】

施設の名 称	八木山高原集会所	所管課	経済部商工観光課
所在地	飯塚市八木山 1270 番地 14	設置年月日	平成 2 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造 2 階建	敷地面積	975.69 m ²
延床面積	577.08 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用団体数 (団体)	16	21	14
利用日数 (日)	48	40	44
利用者数 (人)	1,277	919	1,602

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
収入	施設使用料	276,290	359,400
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	276,290	359,400
支出	人件費	274,700	274,700
	施設管理費	938,749	909,436
	減価償却費	1,860,326	1,860,326
	計 (②)	3,073,775	3,044,462
収支 (①－②)	△2,797,485	△2,685,062	
収支比率 (①÷②)	9.0%	11.8%	
減価償却費を除く収支比率	22.8%	30.4%	

※ 施設の残存価額
36,793,132 円

【見直しの方向】

八木山高原集会所は、平成 21 年度(できるだけ早い時期)に廃止し、民間譲渡(売却)する。

【具体的な内容】

八木山高原集会所は、平成 2 年に市内企業の研修施設として設置されたものであるが、隣接する八木山高原ユースホテル利用者の研修施設として利用されているのが実態であり、今後も利用者増は見込めず、継続して公(行政)が設置し、管理運営する必要性は薄いことから、利用者等への周知期間を考慮しながら、平成 21 年度のできるだけ早い時期に廃止し、民間譲渡(売却)を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

八木山高原集会所を民間譲渡する場合は、高原集会所と一体的に利用されている隣接の八木山高原ユースホテルと合わせて民間譲渡することが必要である。また、譲渡にあたっては、八木山地区の恵まれた自然環境を活かした中で、地域活性化に結びつくような利用目的をもった譲渡先を選定することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 民間譲渡 (売却)		▶ 実施								

施設名 観光宿泊施設

(庄内温泉筑豊ハイツ、旧伊藤伝右衛門邸、内野宿友遊館「長崎屋」、旧松喜醤油屋)

1 庄内温泉筑豊ハイツ**【施設概要】**

施設の名称	庄内温泉筑豊ハイツ	所管課	経済部商工観光課
所在地	飯塚市仁保 8 番 25、8 番 29	設置年月日	昭和 45 年 11 月 21 日開設
建物構造	鉄筋コンクリート造 6 階建	敷地面積	106,500 m ²
延床面積	4,012 m ² (本館 3,376 m ² ・新館 636 m ²)	管理形態	指定管理者 (財) 筑豊勤労者福祉協会

【利用者数、売上額】

区 分		17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	会場利用	50,850	56,141	44,391
	宿泊	13,254	12,773	12,268
	レストラン	50,010	49,050	48,342
	日帰り入浴	36,605	34,611	33,626
	テニスコート	7,565	10,796	9,405
売 上 額 (円)		224,331,019	212,464,298	214,401,299

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	66,087,716	65,098,883
	行政財産使用料		
	その他	151,305,267	149,579,089
	計 (①)	217,392,983	214,677,972
支出	人件費	88,583,460	75,554,623
	管理運営費	123,835,892	129,654,799
	減価償却費	—	—
	計 (②)	212,419,352	205,209,422
収支 (①－②)		4,973,631	9,468,550
収支比率 (①÷②)		102.3%	104.6%

【見直しの方向】

庄内温泉筑豊ハイツは、指定管理者である(財)筑豊勤労者福祉協会が管理運営を行っているが、当財団の設立に至った経緯等を勘案し、次回の指定管理期間が終了する平成 27 年度末で廃止し、現指定管理者に移譲する。なお、現指定管理者が移譲を希望しない場合は、飯塚市の施設運営方針に沿った管理運営が可能な民間事業者等に有償譲渡(売却)する。

【具体的な内容】

庄内温泉筑豊ハイツは、昭和 45 年に設置され、指定管理者による経営を行っているが、自然環境にも恵まれ、周囲には運動施設も併設した総合公園が整備され、本市が目指す文化遺産を生かした観光都市や障がい者を含む生涯スポーツの振興を図るうえで重要な施設となっているが、民間競合施設であるとともに、建設後約 40 年が経過し、老朽化に伴う修繕や大規模改修工事等が必要となっている。近年は指定管理者の経営努力により収支バランスが図られ、累積赤字は減少してきており、利用者ニーズが多種多様化する中で、公（行政）として引き続き宿泊施設を経営する必要性などを考えると、民間活力を活用する方が、より利用者のニーズにあった柔軟で効率的な管理運営が期待できることから、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成 12 年 5 月 26 日閣議決定）を踏まえ、施設を移譲することが必要であるが、指定管理者である（財）筑豊勤労者福祉協会は、当施設の維持管理を行うため、近隣自治体から出資を受けて設立されたものであり、設置に至った経緯等を踏まえた中で、施設の移譲について現指定管理者及び関係団体等と協議を行い、平成 25 年度までに決定し、次回の指定管理期間が満了する平成 27 年度末までに公の施設としては廃止し、現指定管理者へ移譲する。なお、施設の移譲を現指定管理者が希望しない場合は、本市の経営方針を引き継ぐことができる民間事業者等に有償譲渡(売却)する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①現指定管理者に移譲する場合、施設の老朽化に伴う大規模改修工事の必要性があるとともに、利用者ニーズに合わせた改修等が必要であり、また、これまでの本市の経営方針を引き継ぐことが前提となることから、移譲の際の財政支援策の是非について現指定管理者や関係自治体等と協議を行いながら、平成 25 年度までに決定することが必要である。
- ②庄内温泉筑豊ハイツは、県央に位置し、豊かな自然環境の中にあり、周囲には運動施設も併設した総合公園が整備されていることから立地条件にも恵まれており、また、本市が目指している文化遺産を生かした観光都市や障がい者を含む生涯スポーツの振興を図るうえで重要な施設となっていることから、現指定管理者が移譲を希望せずに民間事業者等に譲渡する場合は、これまで行ってきた本市の施設運営方針に沿った管理運営が可能な民間事業者等を選定することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃 止、 移譲又は 有償譲渡 (売却)	検討							➡	実施	

2 旧伊藤伝右衛門邸

【施設概要】

施設の名称	旧伊藤伝右衛門邸	所管課	商工観光課、文化財保護課
所在地	飯塚市幸袋 300 番地	設置年月日	平成 19 年 4 月 28 日開設 (取得平成 18 年 2 月)
建物構造	木造 2 階建	敷地面積	7,569 m ²
延床面積	1,020 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分		19 年度
利用者数 (人)	有 料	230,056
	無 料	8,357
	合 計	238,413

【施設の管理運営コスト】 (単位：円)

区 分		19 年度
収 入	施設使用料	64,293,145
	行政財産使用料	
	その他	10,863,680
	計 (①)	75,156,825
支 出	人件費	18,433,000
	施設管理費	37,678,705
	減価償却費	—
	計 (②)	56,111,705
収支 (①－②)		19,045,120
収支比率 (①÷②)		133.9%

【見直しの方向】

旧伊藤伝右衛門邸は、地域住民、観光協会、民間ボランティア団体並びに観光・文化関係団体等と協議を行いながら、国指定重要文化財指定後(平成 26 年度を目途)に柔軟で効率的な管理運営ができる指定管理者制度を導入する。

【具体的な内容】

①旧伊藤伝右衛門邸は、平成 18 年に取得、修復を行い平成 19 年 4 月に開設したものであるが、地域住民、観光協会や民間ボランティア団体等の協力を得ながら、直営で管理運営を行っている。文化・観光都市を目指し、本市のイメージアップを図りながら、旧伊藤伝右衛門邸の魅力を引き出し、集客力を高めるためには、これまでのとおり、地域住民や観光協会をはじめ、観光ボランティアガイドなどの民間ボランティア団体等の継続した活動が必要不可欠である。今後は、早期の国の重要文化財指定を目指すことになるが、指定後策定する保存活用計画を遵守しながら、市民の財産である炭鉾

文化遺産を守り、市内外を問わず幅広い年齢層の方に喜んでいただけるような施設として利・活用していくためには、柔軟で効率的な施設運営が期待できる指定管理者制度を国指定重要文化財指定後（平成 26 年度を目途）に導入する必要があり、これまで施設運営の大部分を担ってきた地域住民、観光協会や民間ボランティア団体等と協議を行い、ネットワーク化を図りながら、文化・観光都市として本市のイメージアップに繋がるような管理運営が市と一体的に展開することが期待できる観光協会等を指定管理者として指定する。

- ②市内や近隣自治体には旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場をはじめとする炭鉱遺産や旧長崎街道などの歴史的資源のほか、窯元、果樹園、蔵元や全国的にも有名な菓子工場など観光資源となり得る施設が点在しており、目的や季節に応じて、それぞれの施設を回遊することにより、これまで以上に多くの観光客が訪れる可能性がある。今後は、本市のみならず嘉麻市、桂川町の公共施設や民間施設を結びつけることにより、活気・活力が生まれ、地域全体の浮揚につながることを期待されることから、隣接自治体とともに官民が常に情報交換し、連携、協力しながら、観光都市を目指した取り組みを積極的に行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

旧伊藤伝右衛門邸については、開設当初から地域住民、観光協会やボランティアガイド等の民間ボランティア団体などの協力を得ながら運営がなされており、住民との協働のまちづくりをすすめるうえで具体例となるような事業展開を行っている。指定管理者制度を導入するにあたっては、行政と観光協会等とが対等なパートナーシップに立って、行政として果たすべき役割や指定管理者として観光協会等に期待するものなどを明確にし、慎重に協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
指定管理	検討						実施			

3 内野宿友遊館「長崎屋」

【施設概要】

施設の名称	内野宿友遊館「長崎屋」	所管課	経済部商工観光課
所在地	飯塚市内野 3273 番地	設置年月日	平成 16 年 3 月 25 日開設
建物構造	木造 2 階建	敷地面積	1,482 m ²
延床面積	348.14 m ²	管理形態	指定管理者 (内野ふるさと創生会)

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	503	826	3,000

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	5,000	1,500
	行政財産使用料		
	その他		0
	計 (①)	5,000	1,500
支出	人件費		
	施設管理費	929,120	907,790
	減価償却費	1,423,963	1,423,963
	計 (②)	2,353,083	2,331,753
収支 (①－②)		△2,348,083	△2,330,253
収支比率 (①÷②)		0.2%	0.1%
減価償却費を除く収支比率		0.5%	0.2%

※ 施設の残存価額
29,112,148 円

【見直しの方向】

内野宿友遊館「長崎屋」は、長崎街道内野宿ふれあい館と合わせた中で、指定管理者制度を継続し、地域全体の活性化に向け、地域特性や実情に応じてまちづくりに貢献することが期待できる地域関係団体等を指定管理者として指定する。なお、将来を見据えた中で、更なる地域活性化を推進することが必要であることから、地域関係団体等が自主的かつ自立的に事業展開できる体制が整ったとき(平成 26 年度を目途)は、地域関係団体等に施設を移譲又は貸与する。

【具体的な内容】

内野宿友遊館「長崎屋」は旧長崎街道の宿場町として栄えた内野地域にあり、平成 16 年に開設し、指定管理者による管理運営が行われているが、町並み全体が本市の観光ルートのひとつとなっており、近接の長崎街道内野宿ふれあい館と合わせた中で、指定管理者制を継続する。また、指定管理者は、地域住民や観光関係団体等と連携を図りながら、内野地域の活性化に向け、地域特性や実情に応じたまちづくりに貢献することが期

待できる地域住民等で組織する団体を指定する。なお、指定期間中においても、内野地域が目指すまちづくりについて常に指定管理者や地域住民と協議を行い、行政として果たす役割を踏まえた中で、内野宿友遊館「長崎屋」や長崎街道内野宿ふれあい館をはじめとする観光資源や恵まれた自然環境などを活かしながら、民間活力を最大限活用しながら地域全体の活性化策を図ることが必要であることから、更なる地域活性化に向けたまちづくりが自主的かつ自立的に展開できる体制が整ったとき(平成26年度を目途)は、指定管理者である地域関係団体等に施設を移譲又は貸与する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

内野宿友遊館「長崎屋」の将来のあり方については、施設だけではなく、恵まれた自然環境や旧宿場町という地域特性を活かしながら、長崎街道内野宿ふれあい館や他の公共施設等を含めて、中・長期的な展望に立って、地域が目指す方向性を多角的に検討し、明確にしながら、地域活性化に向けた有効利活用策について検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
移譲又は 貸与	検討						▶ 実施			

4 旧松喜醤油屋

【施設概要】

施設の名称	旧松喜醤油屋(特定目的普通財産)	所管課	生涯学習部文化財保護課
所在地	飯塚市勢田 730 番地	設置年月日	平成 16 年 3 月 25 日開設
建物構造	木造 2 階建	敷地面積	1,536 m ²
延床面積	397 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数(人)	764	596	1,640

【施設の管理運営コスト】 (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	0	0
支出	人件費	881,400	863,000
	施設管理費	727,043	961,531
	減価償却費	94,090	94,090
	計 (②)	1,702,533	1,918,621
収支 (①－②)		△1,702,533	△1,918,621
収支比率 (①÷②)		0%	0%

※ 施設の残存価額
1,923,640 円

【見直しの方向】

旧松喜醤油屋は、市指定の有形文化財であるが、今後は、民間活力を活用したほうが、より柔軟で効率的な管理運営ができることから、平成 21 年度から当分の間は、これまでどおり市の普通財産として管理し、地域の公共的団体又は文化関係団体等に貸与することにより、施設の有効利活用を図る。

【具体的な内容】

旧松喜醤油屋は、平成 8 年に土地、建物を取得し、平成 13 年に旧穎田町の有形文化財に指定したものであるが、現在まで普通財産として管理し、土、日曜日のみ開館している。幕末から明治時代初期に建築された貴重な近代和風建築物ではあるが、市内外の住民の知名度は低く、現時点では、公（行政）として観光施策を展開しても、多くの観光客を集客することは困難である。また、観光ルートに組み入れた場合、市内の他の文化・観光施設の開館日、開館時間等をできる限り統一しなければならず、人件費などの維持管理経費が増大することが懸念されることから、当分の間は、これまでどおり市の普通財産として管理し、出来るだけ早期に地域の公共的団体又は文化関係団体等に無償貸与する。なお、無償貸与後、施設の管理運営は地域団体等が自主的に行うことになるが、

施設入場料（現在は無料）などを地域の公共的団体等が収受することも可能であり、収入の一部を地域活性化や文化振興等に向けたまちづくり経費に充てることができるものである。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

旧松喜醤油屋は、市指定の有形文化財であり、貴重な市民の財産であることから、大切に保存することは当然ではあるが、同時に市内・市外を問わず多数の住民の皆さんに見学していただくことが重要である。アンケート調査によれば、PR不足で知名度が低いため、入場者が伸び悩んでいるのが実情であることから、他の文化・観光施設との観光ルートの開発などを進めながら、積極的にPRに努めるなど、公（行政）が果たす役割や支援策を明確にすることが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
普通財産 として 管理継続										▶

施設名 その他の産業経済施設

(新産業創出支援センター、地方卸売市場、乾燥調製施設、ライスセンター)

1 新産業創出支援センター(e-ZUKA トライバレーセンター)

【施設概要】

施設の名称	新産業創出支援センター	所管課	経済部産学振興課
所在地	飯塚市幸袋 576 番地 14	設置年月日	平成 15 年 4 月 1 日
建物構造	鉄骨造 3 階建	敷地面積	4,574.05 m ²
延床面積	2,051.71 m ²	管理形態	指定管理者 (株)福岡ソフトウェアセンター

【入居状況】 ※毎年度 4 月 1 日現在 (単位：室)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
企業誘致スペース	1	1	1
育成支援室	7	8	7
研究開発室	6	6	9

【施設の管理運営コスト】 (単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	12,260,495	12,759,079
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	12,260,495	12,759,079
支出	人件費	2,203,500	2,157,500
	施設管理費	10,232,880	9,395,300
	減価償却費	9,740,340	9,740,340
	計 (②)	22,176,720	21,293,140
収支 (①－②)		△9,916,225	△8,534,061
収支比率 (①÷②)		55.3%	59.9%
減価償却費を除く収支比率		98.6%	110.4%

※ 施設の残存価額
492,428,300 円

【見直しの方向】

新産業創出支援センター(e-ZUKA トライバレーセンター)は、e-ZUKA トライバレー構想に基づくベンチャー支援、産学官と連携した新産業創出等の拠点施設として重要な施設であることから、指定管理者制度を継続しながら設置する。

【具体的な内容】

新産業創出支援センターは、新産業の創出を支援するため、インキュベーション施設として平成 15 年に設置されたものであり、e-ZUKA トライバレー構想に基づくベンチャー支援、産学官の連携による新産業創出等の拠点施設として重要な施設であることから、柔軟かつ弾力的な運営ができ、維持管理経費の削減が期待できる指定管理者制度

を継続しながら設置する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

新産業創出支援センターは、情報産業都市を目指す本市にとって重要な施設となっており、産学官と連携した中で施設を最大限活かしながら、更なる新産業の創出を支援する取り組みや、本市のまちづくりに還元できるような仕組みづくりについて、入居者や大学、情報関連企業の意見等を聴きながら、検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
指定管理	継続									→

2 地方卸売市場

【施設概要】

施設の名称	飯塚市地方卸売市場	所管課	経済部農林課
所在地	飯塚市菰田西3丁目6番1号	設置年月日	昭和45年4月1日
建物構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	敷地面積	64,231 m ²
延床面積	18,591 m ²	管理形態	直営

【取扱高】

区 分		17年度	18年度	19年度
水産物部	数量(トン)	5,596	5,333	4,423
	金額(千円)	4,414,902	4,094,190	3,929,187
青果部	数量(トン)	42,901	44,307	40,368
	金額(千円)	8,730,102	8,282,207	8,289,067
花き部	数量(トン)	6,372	6,207	5,815
	金額(千円)	647,591	630,536	618,523

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	33,142,878	32,750,948
	売上高使用料	37,911,761	34,969,408
	その他	1,698,337	1,591,924
	計(①)	72,752,976	69,312,280
支出	人件費	20,748,140	20,567,360
	施設管理費	86,866,854	77,723,118
	減価償却費	19,319,802	19,319,802
	計(②)	126,934,796	117,610,280
収支(①-②)		△54,181,820	△48,298,000
収支比率(①÷②)		57.3%	58.9%
減価償却費を除く収支比率		67.6%	70.5%

※ 施設の残存価額
81,572,524円

【見直しの方向】

地方卸売市場は、平成21年度までに卸売会社や国、県等と協議を行い、協議が整い次第、現卸売会社等に移譲する。

【具体的な内容】

地方卸売市場は、昭和45年に設置されたものであるが、施設の老朽化に伴う大規模改修工事等の必要性があるとともに、市場を通さない大型量販店や道の駅等の出現により、流通形態が変化している中において、生鮮食料品の取引適正化と流通の円滑化により、市民の生活安定を担うという「公設市場としての役割」が薄れているのが現状であり、民営化することにより市場の活性化が期待できることから、平成21年度までに卸売会社、

買受人組合や国、県、関係団体などと協議を行い、協議が整い次第、現卸売会社等に移譲する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

地方卸売市場を民間移譲するにあたっては、施設の老朽化に伴う改修工事等の必要性があり、引受事業者にとって多額の経費を要することが予想されることから、経営状況等も考慮しながら、土地については、当分の間、貸与ということも視野に入れたなかで検討・協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
移 譲	検討	→	実施							

3 乾燥調製施設、ライスセンター

【施設概要】

①飯塚市筑穂乾燥調製施設

施設の名称	飯塚市筑穂乾燥調製施設	所管課	経済部農林課
所在地	飯塚市山口 754 番地 4	設置年月日	平成 17 年 2 月 28 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	3,479.70 m ²
延床面積	387.40 m ²	管理形態	指定管理者 筑穂乾燥調製施設利用組合

②大分ライスセンター作業所

施設の名称	大分ライスセンター作業所	所管課	経済部農林課
所在地	飯塚市大分 37 番地 2	設置年月日	平成 8 年 3 月 25 日
建物構造	鉄骨造	敷地面積	2,000 m ²
延床面積	965 m ²	管理形態	直営、一部委託

【取扱数量】

①飯塚市筑穂乾燥調整施設

区 分		18 年度	19 年度
取扱数量	乾燥業務取扱量 (kg)	262,292	279,960
	精米業務取扱量 (kg)	19,530	22,560

②大分ライスセンター作業所

区 分		18 年度	19 年度
取扱数量	乾燥業務取扱量 (kg)	147,231	147,253

【施設の管理運営コスト】

①飯塚市筑穂乾燥調整施設

(単位:円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	7,149,081	8,341,913
	手数料	5,344,706	7,546,983
	その他	75,127	57,474
	計 (①)	12,568,914	15,946,370
支出	人件費	3,903,500	4,682,600
	施設管理費	6,122,439	9,151,956
	減価償却費	4,651,548	4,651,548
	計 (②)	14,677,487	18,486,104
収支 (①-②)		△2,108,573	△2,539,734
収支比率 (①÷②)		85.6%	86.3%
減価償却費を除く収支比率		125.4%	115.3%

※ 施設の残存価額
146,265,356 円

②大分ライスセンター作業所

(単位:円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	4,674,776	4,752,969
	分担金負担金	184,230	
	その他	10,917	39,113
	計 (①)	4,869,923	4,792,082
支出	人件費	1,187,900	1,348,250
	施設管理費	2,171,604	2,496,157
	減価償却費	4,198,065	4,198,065
	計 (②)	7,557,569	8,042,472
収支 (①-②)		△2,687,646	△3,250,390
収支比率 (①÷②)		64.4%	59.6%
減価償却費を除く収支比率		145.0%	124.7%

※ 施設の残存価額
94,223,232 円

【見直しの方向】

- ①飯塚市筑穂乾燥調製施設は、指定管理者による管理運営が行われているが、指定期間(平成27年6月末まで)満了後は、公の施設としては廃止し、乾燥調製施設としての機能を継続した中で、現指定管理者等に移譲する。なお、現指定管理者等が移譲を希望しない場合は、民間事業者等に譲渡(売却)する。
- ②大分ライスセンター作業所は、地域の営農組合が委託を受け施設の管理運営を行っているが、管理運営の実態としては、営農組合が自主的に事業を展開しており、公的関与の必要性は薄いことから、平成21年度までに管理受託者をはじめ県、農業関係団体等と協議を行いながら、協議が整い次第、移譲する。なお、現受託者が移譲を希望しない場合は、再度、県や農業関係団体等と協議を行う。

【具体的な内容】

- ①筑穂乾燥調製施設は、平成17年に営農組織等の促進と農業振興の活性化及び農業経営の安定化を目指して設置され、指定管理者による管理運営が行われているが、民間にも同様な施設があり、公的関与の必要性は薄いことから、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年5月26日閣議決定)を踏まえ、指定期間(平成27年6月末まで)満了後は公の施設としては廃止し、乾燥調製施設としての機能を継続した中で、現指定管理者に民間移譲する。なお、現指定管理者が移譲を希望しない場合は、民間事業者等に譲渡(売却)する。
- ②大分ライスセンター作業所は、平成8年に高能率な営農組織による生産活動を行うことで農家経済の安定を図ることを目的として設置されたものであり、現在、地域の営農組合が委託を受け施設の管理運営を行っているが、管理運営の実態としては、営農組合が自主的に事業を展開しており、公的関与の必要性は薄いことから、平成21年度までに管理受託者をはじめ、県、農業関係団体等と協議を行いながら、協議が整い次第、現受託者等に移譲する。なお、現受託者等が移譲を希望しない場合は、再度、県や農業関係団体等と協議を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①施設の移譲にあたっては、地域の実情や設置に至った経緯などを踏まえ、現指定管理者(受託者)や関係行政機関をはじめ、利用者、農業関係団体等と十分協議を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

①飯塚市筑穂乾燥調整施設

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止 移譲	検討							→実施		

②大分ライスセンター作業所

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
移譲協議	検討	→	実施							

施設名 本庁・支所・出張所

【施設概要】

①-1 本庁(飯塚庁舎)

施設の名称	本庁(飯塚庁舎)	所管課	総務部総務課
所在地	飯塚市新立岩 2065 番地 1	設置年月日	昭和 41 年 1 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	11,013 m ²
延床面積	12,212 m ²	管理形態	直営

①-2 本庁別館(飯塚庁舎)

施設の名称	本庁別館(飯塚庁舎)	所管課	総務部総務課
所在地	飯塚市新立岩	設置年月日	昭和 36 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,868 m ²
延床面積	939 m ²	管理形態	直営

②穂波庁舎(教育委員会、上下水道局、穂波支所)

施設の名称	穂波庁舎	所管課	穂波支所総務課
所在地	飯塚市忠隈 523 番地	設置年月日	平成 6 年 12 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	9,258 m ²
延床面積	9,325 m ²	管理形態	直営

③筑穂支所

施設の名称	筑穂支所	所管課	筑穂支所総務課
所在地	飯塚市長尾 1242 番地 1	設置年月日	平成 14 年 8 月 30 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 5 階建	敷地面積	4,078 m ²
延床面積	5,764 m ²	管理形態	直営

④-1 庄内支所

施設の名称	庄内支所	所管課	庄内支所総務課
所在地	飯塚市綱分 802 番地	設置年月日	昭和 32 年 8 月
建物構造	木造、鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	3,994 m ²
延床面積	1,615 m ²	管理形態	直営

④-2 庄内支所別館

施設の名称	庄内支所別館	所管課	庄内支所総務課
所在地	飯塚市綱分 802 番地	設置年月日	平成 8 年
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	3,130 m ²
延床面積	442 m ²	管理形態	直営

⑤穎田支所

施設の名称	穎田支所	所管課	穎田支所総務課
所在地	飯塚市勢田 1271 番地 1	設置年月日	昭和 55 年 11 月 10 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	敷地面積	3,405 m ²
延床面積	3,061 m ²	管理形態	直営

- ⑥鯉田出張所
- ⑦幸袋出張所
- ⑧二瀬出張所
- ⑨鎮西出張所

※出張所は、各地区公民館と同一施設内にあるため、公民館で掲載。

【施設の管理運営コスト】

①-1 本庁(飯塚庁舎)

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	65,988	66,228
	分担金及び負担金	829,703	755,013
	その他		
	計(①)	895,691	821,241
支出	人件費	14,992,411	8,526,422
	施設管理費	86,757,036	93,182,871
	減価償却費	5,868,000	5,868,000
	計(②)	107,547,447	107,577,293
収支(①-②)		△106,651,756	△106,756,052
収支比率(①÷②)		0.8%	0.8%
減価償却費を除く収支比率		0.9%	0.8%

※施設の残存価額
79,544,000円

①-2 本庁第2別館(飯塚庁舎)

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
支出	人件費	616,980	604,100
	施設管理費	6,526,662	7,013,628
	減価償却費	1,613,242	1,613,242
	計	8,756,884	9,230,970

※施設の残存価額
84,784,874円

②穂波庁舎(教育委員会、上下水道局、穂波支所)

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	3,979,096	3,993,103
	分担金及び負担金	4,721,016	4,335,371
	その他	187,518	110,231
	計(①)	8,887,630	8,438,705
支出	人件費	5,288,400	3,452,000
	施設管理費	61,882,281	82,797,816
	減価償却費	49,016,000	49,016,000
	計(②)	116,186,681	135,265,816
収支(①-②)		△107,299,051	△126,827,111
収支比率(①÷②)		7.6%	6.2%
減価償却費を除く収支比率		13.2%	9.8%

※施設の残存価額
2,085,934,432円

③筑穂支所

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	960	300
	分担金及び負担金	195,972	223,284
	その他	23,190	9,875
	計(①)	220,122	233,459
支出	人件費	4,407,000	4,315,000
	施設管理費	30,398,394	27,128,150
	減価償却費	28,300,572	28,300,572
	計(②)	63,105,966	59,743,722
収支(①-②)		△62,885,844	△59,510,263
収支比率(①÷②)		0.4%	0.4%
減価償却費を除く収支比率		0.6%	0.7%

※ 施設の残存価額
1,430,751,140円

④-1 庄内支所

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	5,946	23,737
	分担金及び負担金		
	その他		81,419
	計(①)	5,946	105,156
支出	人件費	4,407,000	4,315,000
	施設管理費	19,122,619	14,064,479
	減価償却費		
	計(②)	23,529,619	18,379,479
収支(①-②)		△23,523,673	△18,274,323
収支比率(①÷②)		0%	0.6%

※ 施設の残存価額
11,941,400円

④-2 庄内支所別館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料		
	分担金及び負担金		
	その他	420,000	
	計(①)	420,000	0
支出	人件費		
	施設管理費	1,269,454	1,144,683
	減価償却費	2,828,226	2,828,226
	計(②)	4,097,680	3,972,909
収支(①-②)		△3,677,680	△3,972,909
収支比率(①÷②)		10.2%	0%
減価償却費を除く収支比率		33.1%	0%

※ 施設の残存価額
85,475,288円

⑤ 穎田支所

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		4,215
	分担金及び負担金		12,080
	その他	90,978	77,129
	計 (①)	90,978	93,424
支出	人件費	4,407,000	4,315,000
	施設管理費	16,050,223	14,540,875
	減価償却費	11,353,716	11,353,716
	計 (②)	31,810,939	30,209,591
収支 (①－②)		△31,719,961	△30,116,167
収支比率 (①÷②)		0.3%	0.3%
減価償却費を除く収支比率		0.4%	0.5%

※ 施設の残存価額
324,211,668 円

【見直しの方向】

- ①本庁(飯塚庁舎)は、設備も含め施設の老朽化が著しく、建替え又は大規模改修工事の必要性があるが、莫大な費用が見込まれることから、当分の間は、現行のまま使用せざるを得ないが、耐震性に課題・問題点があり、市民サービスの提供に支障をきたすことも考えられ、また、本市の防災の拠点施設でもあり、安心・安全なまちづくりを進める観点からも、市民の意見を聴きながら、平成 23 年度を目途に建替工事等の実施の有無について決定する。
- ②支所は、地域住民の利便性などを考慮し継続して設置する。なお、今後は、本庁、支所が果たすべき役割を明確にし、市民生活に密接に関係する届出等の受理、苦情・相談の受付等軽易な事務処理のみを行う総合窓口化について平成 21 年度末までに検討を行い、平成 23 年度から実施する。
- ③穂波庁舎は平成 6 年、筑穂庁舎は平成 14 年に建設されたものであるが、今後更に空きスペースが増加することが予想されることから、更なる分庁方式の拡大を図るとともに、玄関ロビーや事務室等の空きスペースについては、文化・歴史的資料などの展示や公共的団体をはじめ、行政関係機関や民間事業者等に貸与するなど、市民や関係団体等の意見を聴きながら、平成 21 年度末までに有効利活用策について決定する。
- ④庄内庁舎は昭和 32 年、穎田庁舎は昭和 55 年に建設されたものであり、老朽化が著しく、市民サービスの提供に支障をきたすことが予想されることから、近隣の公共施設への移設等も含めて、地域住民等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ⑤出張所は、利用実態等を総合的に勘案し、出張所の機能はこれまでどおり継続した中で、地域コミュニティの拠点施設である地区公民館において事務処理を行う。

【具体的な内容】

- ①本庁(飯塚庁舎)は、昭和 41 年に旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、40 年以上経過し、設備も含め施設の老朽化が著しいが、本市では現在、厳しい財政状況

を早期に打開するため、行政内部の改革をはじめ、市民に対し一部サービスの縮小や負担増をお願いするなど行財政改革を積極的に行っている段階であり、老朽化に伴う建替え又は大規模改修工事が必要ではあるが、莫大な費用が見込まれることから、現行のまま使用せざるを得ないが、耐震性など課題・問題点があり、市民サービスの提供に支障をきたすことも考えられ、また、本市の防災の拠点施設でもあり、安心・安全なまちづくりを進める観点からも、中長期的な財政見通しを勘案した中で、市民の意見を十分に聴きながら、平成 23 年度を目途に建替工事や大規模改修工事等の実施の有無を決定する。

- ②支所は、地域住民の利便性などを考慮し、今後も継続して設置する必要があるが、行財政改革を進める上で、職員数を可能な限り削減することは避けられず、本庁、支所が果たすべき役割を明確にした中で、市民サービスをできる限り低下させないということ念頭に置きながら、市民生活に密接に関係する届出等の受理、苦情・相談の受付等軽易な事務処理のみを行う総合窓口化について平成 21 年度末までに検討を行い、平成 23 年度から実施する。
- ③穂波庁舎(分庁方式を採用し、穂波支所、教育委員会及び上下水道局が入所)は、平成 6 年、筑穂庁舎(筑穂支所)は平成 14 年に建設されたものであるが、支所の総合窓口化に伴い、更に空きスペースが増加することが予想されることから、更なる分庁方式の拡大を図るとともに、市民サービス向上のための複合化・多機能化の観点から、玄関ロビーについては、文化・歴史的資料などの展示コーナーや地元農産物・リサイクル商品等の臨時的な直売スペースなどとして活用したり、また、事務室等の空きスペースについては、公共施設ということ念頭に置いた中で、市の事務事業等を補完する公共的団体、民間ボランティア団体等をはじめ、国、県等の行政関係機関、公共的な事業を展開している事業者(例えば、簡易郵便局、農協、商工会等)や民間事業者(例えば、弁護士、税理士など)の事務所等として貸付けを行うなど、市民や関係団体等の意見を聴きながら、多角的な方向から検討を行い、平成 21 年度末までに有効利活用策について決定する。
- ④庄内庁舎(庄内支所)は昭和 32 年、穎田庁舎(穎田支所)は昭和 55 年に、旧建築基準法に基づいて建設されたものであり、耐震性に課題・問題点があるとともに、老朽化が著しいことから、市民サービスの提供に支障をきたすことが予想され、地域住民の安心・安全を確保する観点から、近隣の公共施設等への移設も含めて、地域住民等の意見を聴きながら検討を行い、平成 21 年度末までに決定する。
- ⑤出張所は 4 箇所、飯塚地区の 4 地区公民館に併設され、昭和 45 年から昭和 51 年の間に建設されたものであるが、利用実態等を総合的に勘案し、出張所の機能は継続した中で、地域コミュニティの拠点施設である地区公民館において事務処理を行う。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ① 市町合併の最大のメリットである簡素で効率的な組織・機構を構築しながら、可能な限り職員数を削減するためには、行政の果たすべき役割を明確にししながら、市民と行政との協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、行政サポーター制度等の導入を図るなど、民間ボランティア団体などの理解・協力を得る仕組みづくりについて検討を行うことが必要である。

- ②支所の総合窓口化等により、支所職員が減少することになるが、災害時の対応を含め、市民サービスが低下しないことを前提として組織・機構を見直す必要がある。また、市民サービスの更なる向上を図るため、窓口の開庁時間延長(現在試行中)をはじめ市民カードや住基カードの普及のための多機能化、ワンストップサービスの導入なども併せて検討することが必要である。
- ③出張所の機能を現行どおり継続した中で、地区公民館の職員が兼務し出張所の職務を行うことになるが、他の地区公民館も含め地区公民館は地域コミュニティを構築するための重要な拠点施設であり、また、地域住民の最も身近な施設であることから、出張所機能だけでなく、地域の子育て支援、高齢者・障がい者等の福祉、健康づくり、防犯・防災、環境保全等を併せ持つ地域のコミュニティセンターとして機能するように、地域関係団体等とのネットワーク化を図る仕組みづくりについて早急に検討することが必要である。

【実施スケジュール】

①本庁

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
建替工事 改修工事	検討			決定						

②穂波庁舎（教育委員会、上下水道局）、③筑穂庁舎（筑穂支所）

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
有効利 活用策	検討	決定								

④庄内庁舎（庄内支所）、⑤穎田庁舎（穎田支所）

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
移設等の 具体化	検討	決定								

施設名 同和会館・人権啓発センター、男女共同参画推進センター

1 同和会館・人権啓発センター

【施設概要】

①立岩会館

施設の名称	飯塚市立岩会館	所管課	企画調整部人権同和推進課
所在地	飯塚市立岩 1738 番地 2	設置年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	4,027.66 m ²
延床面積	931 m ²	管理形態	直営

②伊岐須会館

施設の名称	飯塚市伊岐須会館	所管課	企画調整部人権同和推進課
所在地	飯塚市伊岐須 869 番地 1	設置年月日	昭和 57 年 4 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	1,233.91 m ²
延床面積	930 m ²	管理形態	直営

③穂波人権啓発センター

施設の名称	飯塚市穂波人権啓発センター	所管課	企画調整部人権同和推進課
所在地	飯塚市太郎丸 974 番地 1	設置年月日	昭和 50 年 7 月 18 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,319 m ²
延床面積	627.78 m ²	管理形態	直営

④筑穂人権啓発センター

施設の名称	飯塚市筑穂人権啓発センター	所管課	企画調整部人権同和推進課
所在地	飯塚市大分 1543 番地	設置年月日	昭和 49 年 6 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	2,220.12 m ²
延床面積	610.45 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
立岩会館 (人)	9,627	7,842	5,949
伊岐須会館 (人)	4,578	4,383	4,310
穂波人権啓発センター (人)	1,372	3,372	6,401
筑穂人権啓発センター (人)	4,984	3,186	3,357

【施設の管理運営コスト】

①立岩会館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	194,563	76,372
	行政財産使用料		
	その他	10,502,000	12,333,000
	計(①)	10,696,563	12,409,372
支出	人件費	9,598,000	9,581,000
	施設管理費	8,448,827	9,130,633
	減価償却費	4,168,593	4,168,593
	計(②)	22,215,420	22,880,226
収支(①-②)		△11,518,857	△10,470,854
収支比率(①÷②)		48.1%	54.2%
減価償却費を除く収支比率		59.3%	66.3%

※ 施設の残存価額
123,205,087円

②伊岐須会館

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	369,476	458,310
	行政財産使用料		
	その他	7,858,000	7,834,000
	計(①)	8,227,476	8,292,310
支出	人件費	6,222,000	6,211,000
	施設管理費	5,491,384	4,969,083
	減価償却費	3,977,442	3,977,442
	計(②)	15,690,826	15,157,525
収支(①-②)		△7,463,350	△6,865,215
収支比率(①÷②)		52.4%	54.7%
減価償却費を除く収支比率		70.2%	74.2%

※ 施設の残存価額
117,555,532円

③穂波人権啓発センター

(単位：円)

区 分		18年度	19年度
収入	施設使用料	158,920	117,860
	行政財産使用料		
	その他	9,652,871	9,564,209
	計(①)	9,811,791	9,682,069
支出	人件費	15,214,800	17,682,000
	施設管理費	5,686,923	4,888,361
	減価償却費	2,001,006	2,001,600
	計(②)	22,902,729	24,571,961
収支(①-②)		△13,090,938	△14,889,892
収支比率(①÷②)		42.8%	39.4%
減価償却費を除く収支比率		46.9%	42.9%

※ 施設の残存価額
47,134,808円

④筑穂人権啓発センター

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		1,600
	行政財産使用料		
	その他	9,546,000	9,522,000
	計 (①)	9,546,000	9,523,600
支出	人件費	15,289,544	15,038,050
	施設管理費	4,425,417	7,691,239
	減価償却費	2,202,223	2,202,223
	計 (②)	21,917,184	24,931,512
収支 (①－②)		△12,371,184	△15,407,912
収支比率 (①÷②)		43.6%	38.2%
減価償却費を除く収支比率		48.4%	41.9%

※ 施設の残存価額
49,672,368 円

【見直しの方向】

- ①立岩会館、伊岐須会館、穂波人権啓発センター及び筑穂人権啓発センターは、当分の間、現行どおり存続するが、施設の老朽化に伴い、利用実態等を総合的に勘案した中で、施設の統合整理等について、平成 22 年度を目途に利用者や関係団体等の意見を聴きながら検討を行い決定する。
- ②同和会館、人権啓発センターの管理運営は、市民サービスの向上をはじめ、経費削減や事務の簡素化の観点から、事務事業委託の拡充や指定管理者制度の導入などについて、平成 23 年度を目途に関係団体等の意見を聴きながら検討を行い決定する。

【具体的な内容】

- ①立岩会館及び伊岐須会館は昭和 57 年、穂波人権啓発センターは昭和 50 年(平成 12 年に大規模改修工事を実施)、筑穂人権啓発センターは昭和 49 年(平成 11 年に大規模改修工事を実施)に設置されたものであるが、当初の設置目的に加え、地域全体の福祉向上や人権啓発の住民交流の拠点施設として、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を展開しており、また、施設の管理運営にあたっては、国、県の補助制度が存続していることから、立岩会館、伊岐須会館、穂波人権啓発センター及び筑穂人権啓発センターは、当分の間、現行どおり存続するが、建設後 30 年前後となっており、施設の老朽化に伴い、利用実態等を総合的に勘案した中で、存続施設、廃止のうえ貸与する施設などについて、平成 22 年度を目途に利用者や関係団体等の意見を聴きながら検討を行い決定する。
- ②同和会館、人権啓発センターの管理運営は、国、県の補助制度が存続しているため、直営で運営を継続してきた経緯があるが、市民サービスの向上をはじめ、経費削減や事務の簡素化の観点から、行政として果たすべき役割を明確にした中で、事務事業委託の拡充や指定管理者制度の導入などについて、平成 23 年度を目途に関係団体等の意見を聴きながら、検討を行い決定する。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
統合整理 協議	検討		決定							
管理運営 協議	検討			決定						

2 男女共同参画推進センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市男女共同参画推進センター（通称:サンクス）	所管課	企画調整部 男女共同参画推進課
所在地	飯塚市飯塚 14 番 67 号	設置年月日	平成 8 年 2 月 22 日
建物構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	3,996 m ² （コミュニティセンター敷地）
延床面積	653 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

区 分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数（人）	17,951	18,776	15,854

【施設の管理運営コスト】

（単位：円）

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料	218,270	400,710
	行政財産使用料		
	その他		
	計（①）	218,270	400,710
支出	人件費	2,332,000	2,294,200
	施設管理費	7,249,090	7,092,507
	減価償却費	4,173,135	4,173,135
	計（②）	13,754,225	13,559,842
収支（①－②）		△13,535,955	△13,159,132
収支比率（①÷②）		1.6%	3.0%
減価償却費を除く収支比率		2.3%	4.3%

※ 施設の残存価額
181,763,220 円

【見直しの方向】

男女共同参画推進センター（以下「サンクス」という。）は、平成 8 年に開設したものであり、男女共同参画社会の実現を目指す市民活動の重要な拠点施設であることから、継続して設置する。なお、管理運営については、柔軟かつ弾力的で効率的な運営を行いながら、市民サービスの更なる向上が期待できる指定管理者制度の導入について、平成 22 年度を目途に利用者や関係団体等の意見を聴きながら検討を行い決定する。

【具体的な内容】

サンクスは、女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会づくりの拠点施設として、イヅカコミュニティセンター内に複合施設の一つとして平成 8 年に開設したものであるが、市民、事業者をはじめ関係団体等と連携・交流を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指す市民活動の重要な拠点施設であることから、継続して設置する。なお、事務事業を展開するにあたっては、サンクスを最大限活用しながら、自主・自立的な市民活動を積極的に支援することが必要であることから、行政として果たすべき役割を踏

また、柔軟かつ弾力的で効率的な運営を行いながら、市民サービスの更なる向上が期待できる指定管理者制度の導入について、平成 22 年度を目途に利用者や関係団体等の意見を聴きながら検討を行い決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①指定管理者制度導入を検討するにあたっては、これまで男女共同参画社会の実現を目指すため、自主的かつ積極的に取り組んでいる飯塚女性ネットワーク(17 団体で組織)をはじめとする関係団体等の意見を十分に聴くことが必要である。
- ②男女共同参画社会の実現を目指すためには、同一生活圏域をはじめとする自治体の枠を越えた中で、住民、事業者等との更なる連携・交流等を図ることが必要であり、各種事業の展開も含めて、近隣自治体の住民が利用しやすいような仕組みづくりについても関係市町と協議を行いながら、更なる施設の有効利活用策について検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
指定管理 導入協議	検討		決定							

施設名 その他の施設

(市民交流プラザ、飯塚総合会館、防災センター、消費生活センター、オートレース場)

1 市民交流プラザ

【施設概要】

施設の名称	飯塚市市民交流プラザ	所管課	市民環境部市民活動推進課
所在地	飯塚市吉原町6番1号 (あいタウン2階)	設置年月日	平成15年11月28日 (平成19年3月・階移転)
建物構造	鉄筋コンクリート造6階建	敷地面積	— (あいタウン施設内)
延床面積	467.33 m ²	管理形態	指定管理者(特定非営利活動法人市民活動ネットワークe-ZUKA)

【利用者数】

年度区分	17年度	18年度	19年度
利用者数(人)	44,816	42,523	24,996

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

支出	区分	18年度	19年度
	管理運営費	14,532,369	14,531,172
	減価償却費	—	—
	計	14,532,369	14,531,172

【見直しの方向】

市民交流プラザは、多機能化を図りながら継続して設置し、管理運営にあたっては、指定管理者制度を継続する。

【具体的な内容】

市民交流プラザは、市民の自主的で公益的な市民活動を支援するとともに、国際交流や大学と連携したまちづくりを推進するために平成15年に開設し、指定管理者による管理運営を行っているが、市民と行政との協働のまちづくりに向けた拠点施設であることから、更なる利用者増を図りながら今後も継続して設置する。なお、管理運営にあたっては、民間ボランティア団体等の民間活力を活用した中で、柔軟かつ効率的な運営が期待できる指定管理者制度を継続する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

市民交流プラザの管理運営にあたっては、市民への情報提供をはじめ、ボランティア・市民活動の支援機能、国際交流機能、大学からの情報発信におけるサテライト機能の更なる充実やボランティア団体と企業との連携を図るための支援活動を推進するとともに、市民にとって利便性の高い場所に設置されていることから、より多くの市民に利活用し

てもらうため、通常は個別施設で行っている伝承遊びなど子ども(幼児)を対象とした事業や、環境教室、消費生活・子育て支援等各種相談の出前事業に向けた場所の提供を行いながら、多機能化を図ることが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
指定管理	継 続									▶

2 飯塚総合会館

【施設概要】

施設の名称	飯塚総合会館	所管課	企画調整部総合政策課
所在地	飯塚市新飯塚 20 番 30 号	設置年月日	昭和 49 年 7 月 1 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	1,670 m ²
延床面積	1,533 m ²	管理形態	直営(立岩公民館と併設)

【利用者数】

年度区分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数(人)	28,959	37,979	43,127

【施設の管理運営コスト】

施設の管理コストは、立岩公民館に一括計上。(1 階～2 階：立岩公民館、3 階～4 階：飯塚総合会館)

【見直しの方向】

飯塚総合会館は、関係市町と協議を行い、平成 20 年度末で廃止する。なお、廃止後は用途を変更し、当分の間は立岩公民館の施設(3 階の一部は執務室又は会議室として使用)として利活用する。

【具体的な内容】

飯塚総合会館は、立岩公民館(1,2 階部分)との複合施設であり、合併以前の嘉飯山 2 市 8 町の広域住民のための施設として昭和 49 年に設置されたものであるが、建設及び維持管理に要する経費は、本市が全額負担(建設費の一部は国が補助)し、各種団体等のサークル活動や行政の会議・研修会場等として利用しているのが実態であることから、関係市町と協議を行い、平成 20 年度末で廃止する。また、廃止後は用途を変更し、当分の間は立岩公民館の貸室施設としてこれまでどおり市民や各種団体に貸付けを行う。なお、3 階の一部については、市町合併や制度改正、国・県からの事務の権限移譲などに伴い事務事業が増大し、本庁舎が狭隘であることから、執務室又は会議室等として使用する。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
廃止、用途変更し、公民館施設として利活用		実施								

3 防災センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚防災センター	所管課	総務部総務課
所在地	飯塚市芳雄町 16 番 7 号	設置年月日	平成 15 年 5 月 22 日
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	敷地面積	6,013.56 m ² (国土交通省)
延床面積	601.11 m ²	管理形態	直営

【利用者数】

年度区分	17 年度	18 年度	19 年度
防災啓発施設利用者数 (人)	3,494	2,871	3,312

【施設の管理運営コスト】

(単位:円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他		
	計 (①)	0	0
支出	人件費	4,367,700	4,325,600
	施設管理費	6,059,194	4,627,455
	減価償却費	3,193,200	3,193,200
	計 (②)	13,620,094	12,146,255
収支 (①-②)		△13,620,094	△12,146,255
収支比率 (①÷②)		-	-

※ 施設の残存価額
164,627,200 円

【見直しの方向】

防災センターは、遠賀川上流域の洪水時における河川管理施設保全活動及び復旧活動の拠点施設であり、今後も継続して設置する。

【具体的な内容】

防災センターは、遠賀川上流域の洪水時における河川管理施設保全活動及び復旧活動並びに平常時の防災意識の啓発を目的として平成 15 年に設置され、本市防災活動の拠点施設となっているため、今後も継続して設置する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

防災センターの平常時の利活用を目的に整備された防災啓発設備・情報機器は、国土交通省が整備したものであるが、防災啓発又は遠賀川に関する学習の場としてのセンター利用は少ないのが実情である。地球温暖化が急速に進む中、予測できない大水害の発生をはじめ、各地で大地震等が多発しており、小・中学生、高齢者、障がい者を含む市民への防災意識の啓発は、大変重要なものであることから、スクールバス等市が保有するマイクロバスを活用した中で、平常時における防災センターの利活用策を図ることが

必要であるとともに、利用実態等に合わせた職員配置や開館日の見直しなどの経費削減策についても併せて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
継 続	実施									▶

4 消費生活センター

【施設概要】

施設の名称	飯塚市消費生活センター	所管課	市民環境部市民活動推進課
所在地	飯塚市新飯塚 20 番 30 号 (飯塚総合会館 3 階)	設置年月日	昭和 50 年 4 月
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建	敷地面積	— (飯塚総合会館施設内)
延床面積	45.00 m ²	管理形態	直営(福岡県消費者協会飯塚支所が入居し、両方で運営)

【利用者数】

年度区分	17 年度	18 年度	19 年度
利用者数 (人)	1,115	1,054	1,003

【施設の管理運営コスト】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
収入	施設使用料		
	行政財産使用料		
	その他	1,733,500	1,746,500
	計 (①)	1,733,500	1,746,500
支出	人件費	3,376,000	3,370,000
	施設管理費	1,891,500	1,836,500
	減価償却費	—	—
	計 (②)	5,267,500	5,206,500
収支 (①－②)		△3,534,000	△3,460,000
収支比率 (①÷②)		32.9%	33.5%

【見直しの方向】

消費生活センターは、(財)福岡県消費者協会飯塚支所と共同で運営を行い、筑豊地区全域を担当区域としており、今後も継続して設置する。なお、相談体制の充実や設置場所の移設の是非については、平成 20 年度末までに関係団体等と協議を行いながら決定する。

【具体的な内容】

消費生活センターは、県の要請に基づき昭和 50 年に飯塚総合会館内に開設し、(財)福岡県消費者協会飯塚支所と共同で運営を行い、筑豊地区全域を担当区域としているが、近年では、多重債務問題やインターネットなどによる詐欺商法についての相談も急増しており、消費生活センターの果たすべき役割が重要になっていることから、関係部署をはじめ各自治体や関係団体等と更なる連携を図りながら、今後も継続して設置する。なお、今後においては、相談内容が複雑かつ専門的になっていることから、相談体制の充実について検討を行う必要があるとともに、現施設が狭隘であることから、相談者のプ

ライバシーの確保や相談者の利便性なども考慮しながら、センターの移設の是非についても、平成 20 年度末までに関係団体等と協議を行いながら、決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

国からの指導に基づいて、相談体制を充実させるためには、担当職員の資質向上に向けた研修はもとより、専門的な知識を有する相談員の確保に努めることが必要であり、県や関係団体等との役割分担なども明確にしながら、相談体制を再構築することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移設の 協議検討	決定									

5 飯塚オートレース場

【施設概要】

施設の名称	飯塚オートレース場	所管課	公営競技事業部事業管理課
所在地	飯塚市鯉田 147 番地	設置年月日	昭和 32 年 2 月 22 日
建物構造	鉄筋コンクリート造	敷地面積	367,580 m ²
延床面積	42,902.32 m ²	管理形態	直営

【開催日数、利用者数、売上額】

年度区分	17年度	18年度	19年度
開催日数 (日)	88	88	85
入場者数 (人)	371,687	343,266	351,824
売上額 (千円)	16,191,421	16,282,747	17,982,562

【施設の管理運営状況】

(単位：千円)

区 分		18年度	19年度
収入	勝者投票券発売収入	16,282,747	17,982,562
	勝者投票券発売副収入	26,699	22,923
	受託事業収入	898,337	860,373
	財産収入	99,279	99,723
	諸収入	248,915	195,925
	計	17,555,977	19,161,506
支出	競走費	17,378,666	18,963,311
	事務所費	145,745	142,583
	事業費	16,556,413	17,521,802
	管理費	428,811	1,060,227
	他場開催受託経費	247,697	238,699
	公営企業金融公庫納付金	167,288	186,722
	公債費	9,314	9,314
	予備費	0	0
	前年度繰上充用金	607,913	607,204
	計	18,163,181	19,766,551

【見直しの方向】

飯塚オートレース場は、現行どおり継続して設置する。ただし、単年度収支が赤字となり、収支改善の見込みが立たないと判断したときは、直ちに包括的民間委託を導入する。

【具体的な内容】

オートレース場は、昭和 32 年に開設したものであるが、近年、レジャーの多様化などにより大幅に売上金額が減少したことから、事業収支改善計画(平成 18 年度から平成 20 年度)を策定し、経営改善に努めたことにより、平成 17 年度から単年度収支は若干の黒字となっている。今後も新規ファンの獲得による売上増や効果的な経費の投入に最大限努力しながら、雇用確保等の観点からも継続してオートレース場は設置し、事業運営を行う。ただし、単年度収支が赤字となり、収支改善の見込みが立たないと判断したときは、国、関係団体等と協議を行いながら、包括的民間委託を導入する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

包括的民間委託を導入するにあたっては、従事員をはじめ、周辺地域住民や受託業者等に対して事前に十分に説明し、理解を得るとともに継続雇用を希望する従事員については、雇用の確保に努めることが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
継 続	実施									→

施設名 集会所、生活館、納骨堂、農機具保管庫、農業共同作業所

1 集会所、生活館

【施設概要】

施設の名称	畝割集会所 ほか	所管課	企画調整部人権同和推進課
所在地	飯塚市鯉田 765 番地 1 ほか	設置年月日	昭和 39 年～平成 14 年
建物構造	木造平屋 ほか	管理形態	直営

【施設の管理運営コスト】

集会所 (単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
支出	人件費		
	施設管理費	4,777,080	6,353,550
	減価償却費		
	計	4,777,080	6,353,550

生活館 (単位：円)

区 分	18 年度	19 年度	
支出	人件費		
	施設管理費	74,130	64,260
	減価償却費		
	計	74,130	64,260

【見直しの方向】

集会所、生活館は、地域の実情等を踏まえながら、廃止や地域関係団体等への移譲等について地域住民や関係団体等と協議を行い、平成 22 年度を目途に施設毎の方向性を決定する。なお、地域関係団体等への移譲にあたっては、自治公民館の地元自治会への移譲と同様に、設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。

【具体的な内容】

集会所、生活館は、同和地区並びに旧産炭地域の住民の生活文化の向上と福祉の増進を図りながら、生活環境を改善するために昭和 39 年～平成 14 年の間に国、県の補助を受け市が設置したもので、市内に 57 箇所設置しているが、老朽化が著しい施設が多く、大規模修繕や建替工事等のために多額の経費を要することが予想される。今後においては、地域の実情や管理運営・利用実態等を踏まえながら、廃止や地域関係団体等への移譲等について地域住民や関係団体等と協議を行い、平成 22 年度を目途に施設毎の方向性を決定する。なお、地域関係団体等への移譲にあたっては、設置後 5 年から 40 年以上のものまで様々であり、施設を維持補修・管理するためには多額の経費を要すること

が予想されることから、市が設置した自治公民館の地元移譲と同様に、設置までの経緯を踏まえた中で、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

集会所、生活館を地域関係団体等へ移譲するにあたっては、自治公民館の地元自治会への移譲と同様に、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、地縁団体への申請支援の取り組みや補修費助成の基準等を作成することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移譲協議	検討		決定							

2 納骨堂

【施設概要】

施設の名称	畝割納骨堂ほか	所管課	企画調整部人権同和推進課
所在地	飯塚市鯉田 696 番地 1 ほか	設置年月日	昭和 39 年 ～ 平成 11 年
建物構造	コンクリートブロック造ほか	管理形態	直営(一部地元管理)

【施設管理費】

(単位：円)

区 分		18 年度	19 年度
支 出	施設管理費	3,994,410	3,103,800

【見直しの方向】

納骨堂は、地域の実情等を踏まえながら、利用者や関係団体等と協議を行い、同意を得次第、順次地域関係団体等へ移譲する。なお、地域関係団体等への移譲にあたっては、集会所等と同様に、設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に関係団体等と協議を行い決定する。

【具体的な内容】

納骨堂は、同和地区の生活環境の改善を図るために、昭和 39 年から平成 11 年にかけて市内に 30 箇所設置したものであるが、老朽化が著しい施設が多く、大規模修繕工事等のために多額の経費を要することが予想される。今後においては、地域の実情等を踏まえながら、利用者や関係団体をはじめ関係行政機関等と協議を行い、同意を得次第、順次地域関係団体等へ移譲する。なお、地域関係団体等への移譲にあたっては、設置後 9 年から 40 年以上のものまで様々であり、施設を維持補修・管理するためには多額の経費を要することが予想されることから、集会所等と同様に、設置までの経緯を踏まえた中で、地域住民や関係団体等と協議を行いながら、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成 22 年度を目途に決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

納骨堂は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」に基づき、都道府県知事の許可を受けた施設であり、納骨堂を地域関係団体等へ移譲するにあたっては、墓地等管理組合(人格なき社団)の結成が必要であることから、申請支援の取り組みを行うとともに、補修費助成の仕組みについても併せて検討することが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
移譲協議	検討									
	実施									→

3 農機具保管庫、農業共同作業所

【施設概要】

農機具保管庫

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
畝割農機具保管庫	鯉田687番地4	S49.7.4	木造	1	156	179	その他(地元管理)
川島二本松農機具保管庫	川島907番地1	S53.3.24	木造	1	101	220	その他(地元管理)
柏の森金池農機具保管庫	柏の森117番地15	S51.12.20	木造	1	42	42	その他(地元管理)
下三緒農機具保管庫	下三緒264番地	S56.3.30	木造	1	61	450	その他(地元管理)
潤野下区農機具保管庫	潤野1052番地1	S51.4.13	木造	1	139	266	その他(地元管理)
横田中央区農機具保管庫	横田542番地3	S56.2.17	木造	1	90	159	その他(地元管理)
大日寺ノ尾農機具保管庫	大日寺161番地2	S55.3.27	木造	1	132	283	その他(地元管理)
目尾農機具保管庫	目尾840番地1	S63.3.26	木造	1	26	26	その他(地元管理)
幸袋西町農機具保管庫	幸袋145番地1	S54.2.19	木造	1	134	249	その他(地元管理)
山淵農機具保管庫	平恒665番地41	S56.4.1	鉄骨造	1	90	378	その他(地元管理)
西鹿農機具保管庫	平恒929番地14	S58.4.1	鉄骨造	1	79	243	その他(地元管理)
太郎丸二区農機具保管庫	太郎丸948番地	S57.4.1	鉄骨造	1	205	610	その他(地元管理)
秋松西農機具保管庫	秋松692番地7	S58.4.1	鉄骨造	1	79	221	その他(地元管理)
小正農機具保管庫	小正608番地5	S56.4.1	鉄骨造	1	48	166	その他(地元管理)
浦田第1農機具保管庫	筑穂元吉873番地3	S55.3.28	鉄骨造	1	80	333	その他(地元管理)
浦田第2農機具保管庫	筑穂元吉754番地	S49.3.31	鉄骨造	1	83	780	その他(地元管理)
筑穂農機具保管庫	大分36番地3	H14.3.31	鉄骨造	1	384	930	その他(地元管理)
氷屋農機具保管庫	大分827番地14	S50.3.31	鉄骨造	1	80	122	その他(地元管理)
庄内元吉農機具保管庫	庄内元吉612番地12	S53.4.1	軽量鉄骨造	1	40	122	その他(地元管理)
北勢田農機具保管庫	勢田1785番地1	H2.4.1	鉄骨造	1	78	264	その他(地元管理)
大畑農機具保管庫	口原1586番地3	H13.4.1	鉄骨造	1	76	264	その他(地元管理)
木ノ下農機具保管庫	平塚384番地1	S50.3.31	鉄骨造	1	71	250	その他(地元管理)
吉田農機具保管庫	北古賀408番地5	S49.3.31	鉄骨造	1	138	232	その他(地元管理)
上ノ原農機具保管庫	北古賀945番地5	S50.3.31	鉄骨造	1	71	132	その他(地元管理)
立地区農機具倉庫	綱分1840番地5	S56.4.1	鉄骨造	1	124	419	その他(地元管理)

農業共同作業所

施設名	所在地	建設年月日	構造等		建築延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	管理形態
			構造	階			
山渕農業共同作業所	平恒665番地39	S53.4.1	鉄骨造	2	93	227	その他(地元管理)
西鹿農業共同作業所	平恒929番地5	S53.4.1	鉄骨造	2	93	639	その他(地元管理)
楽市東区農業共同作業所	楽市101番地2	S53.4.1	鉄骨造	2	398	798	その他(地元管理)
太郎丸二区農業共同作業所	太郎丸864番地1	S54.4.1	鉄骨造	1	525	1,221	その他(地元管理)
高田農業共同作業所	高田61番地6	S51.4.1	鉄骨造	2	63	254	その他(地元管理)
秋松西農業共同作業所	秋松692番地3	S52.4.1	鉄骨造	2	175	157	その他(地元管理)
椿農業共同作業所	椿40番地1	S51.4.1	鉄骨造	2	120	361	その他(地元管理)
椿彼岸原農業共同作業所	椿675番地7	S55.4.1	鉄骨造	2	92	227	その他(地元管理)
穂波共同育苗施設	津原116番地	H2.4.1	鉄骨造	2	688	6,212	その他(地元管理)
小正五組椿農業共同作業所	小正752番地	S61	鉄骨造	1	87	87	その他(地元管理)
大畑・北勢田農業共同作業所	口原1539番地3	S61.10.1	鉄骨造	1		982	その他(地元管理)

【施設の管理運営コスト】

農機具保管庫 (単位：円)

区分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	367,500	0
	減価償却費	1,708,248	1,708,248
	計	2,075,748	1,708,248

農業共同作業所 (単位：円)

区分		18年度	19年度
支出	人件費		
	施設管理費	507,150	0
	減価償却費		
	計	507,150	0

【見直しの方向】

農機具保管庫及び農業共同作業所は、利用実態等を踏まえながら、利用者や関係団体等と協議を行い、同意を得次第、使用頻度の少ない施設については、順次廃止するとともに、継続施設については、地域関係団体等へ移譲する。また、移譲にあたっては、集会所等と同様に設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成22年度を目途に決定する。

【具体的な内容】

農機具保管庫及び農業共同作業所は、農村同和対策事業（県営）で購入した共同利用農機具の保管庫(昭和49年～平成14年の間)及び共同農機具を備えて、水稻刈取り後の籾摺り、乾燥等を行う共同施設(昭和51年～平成2年の間)として建設されたものであり、農機具保管庫は25箇所、農業共同作業所は11箇所設置しているが、施設の多くは老朽化し、修繕工事等の必要性があることから、今後多額の財政支出を伴うことが予想されるとともに、農家戸数の減少や農用地の宅地化等により農業離れが見受けられることから、利用実態や設置までの経緯などを踏まえた中で、利用者や関係団体等と協議を行い、同意を得次第、使用頻度の少ない施設については順次廃止するとともに、継続施設については、地域関係団体等へ移譲する。また、移譲にあたっては、集会所等と同様に、設置までの経緯を踏まえ、老朽化の状況に応じた一定基準の補修費助成などの措置を講じることについても、併せて検討を行い、平成22年度を目途に決定する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

農機具保管庫及び農業共同作業所を廃止する場合は、近隣の代替施設を確保するとともに、地域関係団体等への移譲にあたっては、集会所等と同様に、利用者や関係団体等と協議を行い、受け皿となる組織、団体設立に向けた支援を行うとともに、施設等の補修費助成の仕組みについても併せて検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29以降
廃止、 移譲	検討 実施									→

公の施設使用料等受益者負担について

【見直しの方向】

- ①公の施設等の使用料、利用料等の受益者負担については、「負担の公平性・公正性」を確保する観点から、統一した施設のコスト計算を行い、施設の性質毎に受益者負担割合を設定した中で、全ての公の施設等について検討を行い、平成 22 年度から使用料等を改定する。
- ②使用料等の改定にあたって、大幅な値上げが必要となる場合は、激変緩和措置として改定上限率の設定についても併せて検討を行う。
- ③使用料等の減額・免除については、施設の設置目的に応じて、政策推進等も勘案しながら、具体的・統一的な適用基準を平成 21 年度までに策定し、平成 22 年度から実施する。また、使用料等の利用者区分についても、年齢等による区分、市民以外の区分等を設定することについて、減額・免除と併せた中で検討を行う。
- ④適正な額を維持するためには、一定の期間ごとに定期的な見直しを行うことが必要であることから、その周期等について検討し、平成 22 年度の使用料等の見直し後から採用する。

【具体的な内容】

- ①公の施設の使用料等は、施設利用者からその利用の対価として納付されるものであるが、使用料等の額は、市町合併直後ということもあり、同種の施設でもほとんど統一化ができておらず、算定根拠が整理されていないのが実情であるとともに、施設によっては広範な減額・免除規定もあることから、費用に対する収入の割合が低く、施設の維持管理等に要する経費(歳出超過分)については、市民の税金(市民全体の負担)で賄っており、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性・公正性を確保することが必要である。このようなことから、平成 21 年度までに統一した考え方に基づいてコスト計算を行うとともに、設置目的等に沿って施設を性質別に分類整理し、受益者負担割合の設定を行い、利用者等市民に理解・協力を求めながら、平成 22 年度から使用料等の額を改定する。
- ②使用料等の額を値上げすることにより、利用者の減少を招くことが予想されるが、直ぐに使用料を再度値上げするという悪循環に陥らないようにするために、激変緩和措置として、改定上限率の設定についても併せて検討を行う。
- ③公の施設等は、市民ができる限り利用しやすいように低額な使用料を設定しながらも、「有料」での利用を原則としていることから、市主催事業や市を補完する公共的団体等が実施する事業等を対象に使用料等の減額・免除を行っている。しかし、こうした減額・免除の取扱いの根拠となる減免規定については、施設間でばらつきがあることから、施設の設置目的に応じ、将来のまちづくりを見据えた中で、教育、子育て支援、高齢者・障がい者福祉施策等の政策推進、経済的支援、公益上の必要性等を勘案しながら、具体的かつ統一的な適用基準を平成 21 年度までに策定し、平成 22 年度から実施する。また、使用料等の利用者区分の設定についても、年齢による区分、団体による区分、市民以外の区分などを設定することについて、減額・免除と併せた中で検討を行う。

④公の施設の維持管理等に要する経費に基づいて、使用料を適正な額で設定しても様々な状況の変化等により実勢にそぐわなくなった場合には、当然のことながら、その見直しが必要となってくるが、合併前も含め本市のこれまでの状況からすると、本来見直すべき時期が到来しても、見直しを行うことは少なく、従来の設定どおりというのが実情である。使用料の改定後、適正な額を維持するためには、維持管理経費の推移をはじめ、サービス内容や社会情勢の変化に伴う施設ニーズなどを検証しながら、一定の期間ごとに定期的な見直しを行うことが必要であることから、その周期等について検討を行い、平成 22 年度の使用料等の改定後から採用する。

【見直しにあたって考慮すべき事項】

- ①公の施設の維持管理については多額の経費を要しているため、常に利用促進策を講ずることが必要であり、利用者のニーズに応じたサービス提供時間(開館日、開館時間等)の弾力化、国民の祝日にちなんだ施設の無料開放、利用者満足度調査の実施、PRの強化などあらゆる努力を行いながら利用率・稼働率を高める方策について検討することが必要である。また、利用促進による収支の改善も考慮することが必要であることから、民間の手法に倣った平日・昼間料金、繁忙期・閑散期料金の設定、定期券、クーポン券、共通割引券等の設定についても併せて検討することが必要である。
- ②使用料等の減額・免除や利用者区分等を検討するにあたっては、施設の維持管理は、市民全体の税金で賄っているということを念頭に置きながら、本市が目指す教育、子育て支援、高齢者・障がい者福祉の充実や市民との協働のまちづくりなどの施策との整合性を図り、また、施設利用内容、関係団体に交付される補助金等も勘案しながら、必要以上の支援とならないような範囲に限定するなど、市民の理解・協力が得られるような適正かつ統一的な考え方に基づいた減額・免除基準の策定に向けた検討を行うことが必要である。
- ③使用料等の市内・市外料金の設定については、利用者区分等の中で検討することになるが、公の施設は、市民の福祉を増進するために設置されたものであり、本来、市が提供するサービスの恩恵は、市民が優先して受けられるべきであるという観点で、市外料金の設定や受付の優先措置を講じている施設もあるが、今後においては、全ての施設を対象として市内・市外料金や受付期間の設定などについて、検討を行うことが必要である。

【実施スケジュール】

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29 以降
使用料金 改定	検討	→	実施							